

名寄市地域防災計画



令和6年3月25日

名寄市防災会議

名寄市地域防災計画



(平成26年8月4日～5日の大雨による橋の崩落「西風連・初音橋」)

平成 19 年 3 月 28 日 初 版

平成 27 年 3 月 27 日 全面改訂

平成 28 年 3 月 25 日 一部修正

平成 29 年 3 月 24 日 一部修正

平成 30 年 3 月 28 日 一部修正

平成 31 年 3 月 27 日 一部修正

令和 02 年 3 月 18 日 一部修正

令和 03 年 3 月 25 日 一部修正

令和 04 年 3 月 24 日 一部修正

令和 05 年 3 月 29 日 一部修正

令和 06 年 3 月 25 日 一部修正

目 次

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1-1
第2節	計画の位置付け及び推進	1-1
第3節	用語の定義	1-2
第4節	計画の修正要領	1-3
第5節	防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
1	名寄市	1-4
2	指定地方行政機関	1-4
3	自衛隊（陸上自衛隊第3即応機動連隊）	1-5
4	北海道	1-5
5	名寄警察署	1-6
6	名寄消防署	1-6
7	指定公共機関	1-6
8	指定地方公共機関	1-7
9	公共的団体及び防災上重要施設の管理者	1-7
第6節	市民及び事業所の基本的責務	1-9
1	市民の責務	1-9
2	事業所の責務	1-9
第7節	名寄市の地勢と災害の概要	1-11
1	名寄市の地勢及び位置	1-11
2	気象	1-11
3	災害の概要	1-11

第2章 防災組織

第1節	名寄市防災会議	2-1
1	市防災会議の組織	2-1
2	市防災会議の運営	2-3
第2節	災害対策本部	2-4
1	本部の組織	2-4
2	本部の設置基準等	2-4
3	本部の設置又は廃止の通知及び公表	2-4
4	本部員会議	2-4
5	本部設置時における事務分掌	2-5
6	職務代理者の決定	2-5
第3節	本部の配備体制	2-12
1	配備体制	2-12
2	本部各班の配備要員	2-14
3	非常配備体制の活動要領	2-14
4	本部を設置しない場合の準用	2-15
5	現地災害対策本部	2-15

第3章 災害情報通信計画

第1節	気象予報等、警報並びに情報等の伝達計画	3-1
1	気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準	3-1
2	気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達系統及び方法	3-2
3	地震動警報及び予報の伝達計画	3-6
4	緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域	3-8
5	震央地名	3-9
第2節	災害通信計画	3-10
1	公衆通信施設の利用（主通信系統）	3-10
2	専用無線施設の利用（副通信系統）	3-10
3	通信途絶時の連絡方法	3-10
4	通信途絶時の名寄市役所名寄庁舎設備の使用	3-12
5	情報交換及び情報伝達体制の整備	3-12
第3節	災害情報等の報告、収集及び伝達計画	3-13
1	異常現象発見時の措置	3-13
2	災害情報等の収集及び報告	3-15
第4節	多様な情報伝達手段の確保	3-26
1	Jアラート	3-26
2	Lアラート	3-27
3	住民向けの災害情報手段の位置付け	3-27

第4章 災害予防計画

第1節	防災教育及び訓練計画	4-1
1	普及・啓発方法	4-1
2	普及・啓発に要する事項	4-1
3	学校等教育関係機関における防災知識・技能の普及・啓発及び教育の推進	4-1
4	防災訓練の実施	4-2
第2節	風害予防計画	4-3
1	予防対策	4-3
第3節	雪害予防計画	4-4
1	除雪路線実施分担	4-4
2	排雪	4-5
3	なだれ防止対策	4-5
4	電力施設の雪害防止対策	4-5
5	警戒体制	4-5
第4節	融雪災害予防計画	4-6
1	気象情報の把握	4-6
2	水防区域等の警戒	4-6
3	道路の除雪等	4-6
第5節	土砂災害予防計画	4-7
1	現況	4-7
2	予防対策	4-8
3	土砂災害警戒区域等における避難所及び避難経路	4-10

第6節	建築物災害予防計画	4-17
1	予防対策	4-17
第7節	消防計画	4-18
1	組織計画	4-18
2	大規模災害・林野火災	4-18
3	隣接市町村（組合）消防相互応援計画	4-18
4	消防力等の現況	4-19
第8節	物資の調達・確保及び防災機材等の整備	4-20
1	食料その他の物資の確保	4-20
2	防災資機材の整備及び使用等	4-20
3	備蓄倉庫等の整備	4-20
第9節	避難行動要支援者対策	4-21
1	避難行動要支援者名簿	4-21
2	平常時における避難行動要支援者名簿の活用	4-21
3	発災時等における避難行動要支援者名簿の活用	4-22
4	平常時及び避難支援等に関する全体計画及び個別避難計画の作成	4-22
5	避難行動要支援者の避難支援及び安否確認	4-23
6	避難支援関係者の安全確保	4-23
7	外国人に対する対策	4-23
第10節	自主防災組織の育成等に関する計画	4-24
1	地域住民による自主防災組織	4-24
2	事業所等の防災組織	4-24
3	自主防災組織等の組織化	4-24
4	自主防災組織等の活動	4-24
5	地域の防災リーダー	4-26
6	その他	4-26
第11節	避難体制の整備	4-27
1	避難指示等の基準	4-27
2	指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定	4-28
3	指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設の準備	4-33

第5章 水防計画

第1節	水防活動	5-1
1	水防責任の大綱	5-1
2	水防組織と機構	5-2
3	協力及び応援	5-2
4	近隣市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊	5-3
5	水防危険区域及び水防施設	5-4
6	気象警報等の通信連絡	5-6
7	要配慮者施設の指定	5-8
8	要配慮者施設への洪水予報等の伝達	5-14
9	避難確保計画の作成及び報告	5-14
10	避難確保計画作成の指示及び未作成施設の公表	5-14

11	避難訓練及び報告	5-14
12	重要水防箇所	5-14
13	洪水警戒情報の伝達	5-15
14	水防活動	5-16
15	水防報告	5-17
16	水防訓練	5-18
17	タイムライン（防災行動計画）の活用	5-18
第2節	洪水ハザードマップ	5-19
1	洪水ハザードマップの根拠及び浸水想定等	5-19
2	浸水想定の対象となる河川	5-20
3	「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域(家屋倒壊等ゾーン)の指定	5-20

第6章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	6-1
1	応急措置の実施責任者	6-1
2	市の実施する応急措置	6-1
3	災害救助法の適用	6-3
第2節	動員計画	6-5
1	平常勤務時の伝達系統及び方法	6-5
2	休日又は退庁後の伝達系統	6-5
3	職員の非常登庁	6-6
4	配備体制確立の報告	6-6
5	各部別の動員体制	6-6
6	災害応急対策に従事する者の安全確保	6-6
第3節	他機関に対する応援出動要請	6-7
1	北海道及び他市町村等に対する要請	6-7
2	自衛隊に対する要請	6-7
第4節	災害広報計画	6-8
1	災害情報等の収集	6-8
2	災害情報等の発表及び広報の方法	6-8
3	北海道及び関係機関等に対する情報の提供	6-9
4	庁内連絡	6-9
第5節	避難対策計画	6-10
1	避難指示等	6-10
2	警戒区域の設定	6-12
3	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設	6-12
4	帳簿類の整備	6-12
5	北海道（上川総合振興局）に対する報告	6-13
第6節	救助救出計画	6-14
1	救出計画	6-14
第7節	食糧供給計画	6-15
1	実施責任者	6-15
2	食糧供給の対象者	6-15
3	食糧供給の方法	6-15

4	炊き出しの計画	6-17
5	給与状況の記録	6-17
第8節	衣料、生活必需品等物資供給計画	6-18
1	実施責任者	6-18
2	実施の方法	6-18
3	給与又は貸与物資の種類	6-18
4	給与又は貸与の方法	6-19
5	衣料、生活必需品等の調達先	6-19
6	給与又は貸与期間	6-19
第9節	石油類燃料供給計画	6-22
1	実施責任者	6-22
2	石油類燃料の確保	6-22
第10節	給水計画	6-23
1	実施責任者	6-23
2	給水方法	6-23
第11節	医療救護計画	6-25
1	実施責任者	6-25
2	医療救護の対象者	6-25
3	災害拠点病院	6-25
4	応急救護所の設置	6-25
5	上川北部医師会に対する出動要請	6-26
6	医薬品等の確保	6-26
7	関係機関の応援	6-27
8	災害通報伝達及び傷病者の把握	6-27
9	経費の負担及び損害賠償	6-28
第12節	防疫計画	6-30
1	実施責任者	6-30
2	防疫作業班の編成	6-30
3	防疫の種別と方法	6-30
4	感染症患者等の発生時における対応	6-31
5	ねずみ族、昆虫等の駆除	6-31
6	避難所等の防疫指導	6-31
7	防疫用資器材の調達	6-31
8	家畜及び畜舎の防疫	6-31
第13節	廃棄物処理及び環境保全計画	6-32
1	平成27年度の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を 改正する法律の災害により生じた廃棄物処理に関する基本的な考え方	6-32
2	災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方	6-32
3	災害廃棄物対策指針	6-32
4	実施責任者	6-32
5	清掃作業班の編成等	6-33
6	清掃の方法	6-33
7	死亡獣畜の処理	6-33
8	飼養動物の取り扱い	6-33
第14節	行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画	6-35

1	実施責任者	6-35
2	行方不明者の捜索	6-35
3	変死体の届出	6-35
4	遺体の収容及び処理	6-35
5	遺体の埋葬	6-36
第15節	障害物除去計画及び放置車両除去	6-37
1	障害物の除去	6-37
2	放置車両等の除去	6-37
第16節	輸送計画	6-39
1	実施責任者	6-39
2	輸送の方法	6-39
第17節	消防防災ヘリコプター活用計画	6-41
1	運航体制	6-41
2	緊急運航の要請	6-41
3	要請方法	6-41
4	要請先	6-41
5	報告	6-41
6	消防防災ヘリコプターの活用	6-42
7	救急患者の緊急搬送手続等	6-42
第18節	労務供給計画	6-46
1	実施責任者	6-46
2	民間団体等への協力要請	6-46
3	町内会等の活動内容	6-46
4	労務員の雇上げ	6-47
第19節	文教対策計画	6-48
1	実施責任者	6-48
2	応急教育対策	6-48
3	教育の要領	6-49
4	学校給食等の措置	6-49
5	衛生管理対策	6-49
6	学用品の給与	6-49
7	文化財等に対する措置	6-50
第20節	住宅対策計画	6-51
1	実施責任者	6-51
2	実施の方法	6-51
3	施工及び資材の調達	6-53
4	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	6-53
5	費用の限度及び期間	6-53
6	災害公営住宅の整備	6-53
第21節	被災宅地安全対策計画	6-57
1	危険度判定の実施の決定	6-57
2	判定対象宅地	6-57
3	判定士の業務	6-57
4	危険度判定実施本部の業務	6-58
5	事前準備	6-58

第22節	災害警備計画	6-59
1	災害に関する警察の任務	6-59
2	災害時における警備体制の確立	6-59
3	災害警備	6-59
第23節	広域応援派遣計画	6-62
1	実施機関	6-62
2	実施内容	6-62
3	応援協定等	6-62
第24節	自衛隊災害派遣要請計画	6-64
1	災害派遣要請基準	6-64
2	災害派遣要請の手続	6-64
3	派遣部隊の受入れ態勢等	6-65
4	派遣部隊の撤収要請	6-65
5	経費等	6-65
第25節	防災ボランティアとの連携計画	6-69
1	ボランティア団体・NPOの協力	6-69
2	ボランティアの受入れ	6-69
3	ボランティア団体・NPOの活動	6-69
4	ボランティア活動の環境整備	6-69
第26節	交通応急対策計画	6-70
1	交通応急対策の実施	6-70
2	緊急輸送道路	6-70
第27節	応急飼料対策計画	6-72
1	実施責任者	6-72
2	実施の方法	6-72
第28節	職員応援派遣計画	6-73
1	要請権者	6-73
2	要請手続等	6-73
3	派遣職員の身分取扱い	6-73

第7章 地震災害対策計画

第1節	地震の発生状況と地震想定	7-1
1	地震の発生状況	7-1
2	地震想定	7-2
第2節	名寄市の社会的現況	7-7
1	人口の集中	7-7
2	生活環境の変化	7-7
3	情報化の進展	7-7
4	市民の共同意識の変化	7-7
第3節	火災予防計画	7-8
1	地震による火災の防止	7-8
2	火災予防の徹底	7-8
3	消防査察の強化指導	7-8
4	消防力の整備	7-8

5	消防計画の整備強化	7-9
第4節	危険物等災害予防計画	7-10
1	危険物事業所等に対する指導の強化	7-10
2	危険物保安対策	7-10
3	火薬類保安対策	7-10
4	高圧ガス保安対策	7-11
第5節	建築物等災害予防計画	7-12
1	建築物の防災対策	7-12
2	がけ地に接近する建築物の防災対策	7-13
第6節	地すべり、がけ崩れ等予防対策	7-14
1	現状	7-14
2	地すべり、がけ崩れ等防止対策	7-14
第7節	液状化災害予防計画	7-15
1	基本的な考え方	7-15
2	液状化対策の推進	7-15
第8節	地震に関する防災知識の普及・啓発	7-16
1	市職員に対する防災教育	7-16
2	市民に対する防災知識の普及	7-16
第9節	市民の心構え	7-18
1	家庭における措置	7-18
2	職場における措置	7-18
3	運転者における措置	7-19
第10節	応急対策計画	7-20
1	消防活動体制の整備	7-20
2	火災発生、被害拡大危険区域の把握	7-20
3	相互応援協力の推進	7-20
4	地震災害対策	7-20
5	物資の調達・確保及び防災機材等の整備	7-21
6	放置車両の除去	7-21
7	業務継続計画の策定	7-21
8	その他応急対策	7-22
第11節	地震に強いまちづくり推進計画	7-23
1	地震に強い都市構造の形成	7-23
2	建築物の安全化	7-23
3	主要交通の強化	7-23
4	通信機能の強化	7-24
5	ライフライン施設等の機能の確保	7-24
6	復旧対策基地の整備	7-24
7	液状化対策	7-24
8	危険物施設等の安全確保	7-24
9	災害応急対策等への備え	7-24
10	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	7-24
第12節	被災建築物安全対策計画	7-26
1	応急危険度判定の活動体制	7-26
2	応急危険度判定の基本的事項	7-27

第13節	ため池・ダム災害予防計画	7-28
1	現況	7-28
2	対象災害	7-28
3	予防対策	7-28

第8章 事故災害対策計画

第1節	鉄道災害対策計画	8-1
1	災害予防	8-1
2	災害応急対策	8-1
3	災害広報	8-2
4	応急活動体制	8-2
5	救助救出活動	8-2
6	医療救護活動	8-2
7	消防活動	8-3
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	8-3
9	交通規制	8-3
10	危険物流出対策	8-3
11	自衛隊派遣要請	8-3
12	広域応援	8-3
第2節	道路災害対策計画	8-4
1	災害予防	8-4
2	災害応急対策	8-4
3	災害広報	8-6
4	応急活動体制	8-6
5	救助救出活動	8-6
6	医療救護活動	8-6
7	消防活動	8-6
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	8-7
9	交通規制	8-7
10	危険物流出対策	8-7
11	自衛隊派遣要請	8-7
12	広域応援	8-7
13	高速自動車国道事故等対策	8-7
第3節	危険物等災害対策計画	8-9
1	危険物等の定義	8-9
2	災害予防	8-9
3	災害応急対策	8-10
4	災害広報	8-10
5	応援活動体制	8-11
6	災害拡大防止	8-11
7	消防活動	8-11
8	避難措置	8-11
9	救助救出及び医療救護活動等	8-11
10	交通規制	8-12

11	自衛隊派遣要請	8-12
12	広域応援	8-12
第4節	大規模な火事災害対策計画	8-13
1	災害予防	8-13
2	災害応急対策	8-13
3	災害広報	8-13
4	応急活動体制	8-14
5	消防活動	8-14
6	避難措置	8-14
7	救助救出及び医療救護活動等	8-14
8	交通規制	8-15
9	自衛隊派遣要請	8-15
10	広域応援	8-15
第5節	林野火災対策計画	8-16
1	組織及び実施機関	8-16
2	気象情報等連絡体制	8-16
3	林野火災予防対策	8-17
4	応急対策	8-18
5	災害広報	8-18
6	応急活動体制	8-19
7	消防活動	8-19
8	避難措置	8-19
9	交通規制	8-19
10	自衛隊派遣要請	8-19
11	広域応援	8-19

第9章 災害復旧計画

1	実施責任者	9-1
2	復旧事業計画の概要	9-1
3	災害復旧予算措置	9-2
4	激甚災害に係る財政援助措置	9-2
5	応急金融対策	9-2
6	罹災証明書の交付	9-3
7	被災家屋調査	9-3
8	調査員の育成	9-4

【各種資料編】

《各種基準等》

- 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）・・・・・・・・・・ 洪－ 1
- 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）・・・・・・・・ 土－ 1
- 緊急割り込み放送等（緊急告知ラジオ）運用マニュアル・・・・・・・・ 緊－ 1

《条例・規程、協定書》

- 名寄市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 1
- 名寄市防災会議運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 3
- 名寄市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 4
- 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・ 条－ 6
- 各種協定書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 協－ 1

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

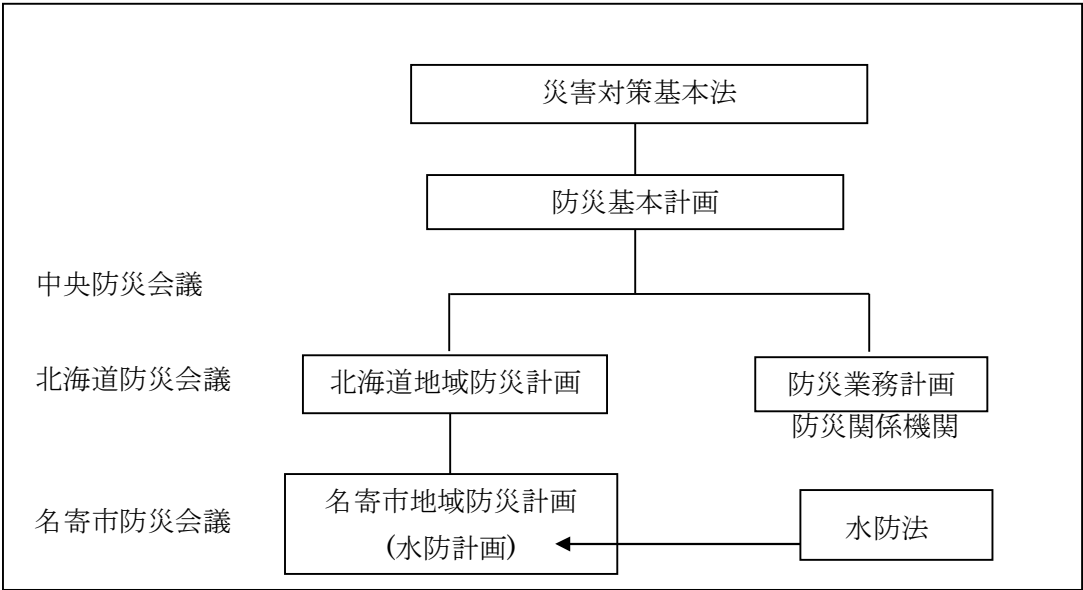
この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び名寄市防災会議条例（平成 18 年名寄市条例第 25 号）第 2 条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、名寄市の防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施するに当たって防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、災害による被害を最小化及びその迅速な回復に寄与することを目的とする。

第 2 節 計画の位置付け及び推進

1 計画の位置付け

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、平成23年 3 月11日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



2 計画の推進

本計画は、名寄市強靱化計画との整合性を図り計画を推進するとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないための「命を守る行動」を最重視し、災害に備えるものとする。

防災対策は、自助（市民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）が効果的に推進されるよう、着実に実施されなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 基本法

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

2 救助法

災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。

3 水防法

水防法（昭和24年法律第193号）をいう。

4 市防災会議

名寄市防災会議条例（平成18年名寄市条例第25号。以下「防災会議条例」という。）第1条に規定する名寄市防災会議をいう。

5 本 部

名寄市災害対策本部条例（平成18年名寄市条例第26号）第1条に規定する名寄市災害対策本部をいう。

6 市防災計画

防災会議条例に規定する名寄市地域防災計画をいう。

7 防災関係機関

防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。

8 災 害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

9 防 災

災害対策基本法第2条第2号に規定する防災をいう。

第4節 計画の修正要領

1 市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について、必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画内容が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 基本法に基づく防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他市防災会議会長が必要と認めたとき。
- (6) 軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）

2 市地域防災計画を修正した際の市防災会議会長から北海道知事への報告は、上川総合振興局地域創生部地域政策課を経由し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 北海道知事あての修正報告書
- (2) 修正した市地域防災計画
- (3) 修正の概要（修正概要及び新旧対照表）ただし、全面改訂のときは不要

第5節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 名寄市

(1) 市長部局

- ア 市防災会議に関すること。
- イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 自主防災組織の育成に関すること。
- エ 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- オ 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。
- カ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害状況の調査に関すること。
- キ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- ク 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ケ 避難情報に関すること。
- コ 被災者に対する救助及び救護並びに救援に関すること。
- サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 災害に関する広報に関すること。
- ス 避難行動要支援者に関すること。
- セ その他市防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 教育委員会事務局

- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
- イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

2 指定地方行政機関

(1) 北海道総合通信局

- ア 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。
- イ 非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 国土交通省北海道開発局旭川開発建設部土別道路事務所

- ア 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- イ 災害時における所轄国道の交通の確保に関すること。

(3) 国土交通省北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所

- 所轄河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

- (4) 厚生労働省北海道労働局名寄労働基準監督署
 - 事業場、工場等における産業災害の防止対策に関すること。
- (5) 厚生労働省北海道労働局名寄公共職業安定所
 - ア 被災地域における労働力の供給に関すること。
 - イ 被災失業者の職業紹介に関すること。
 - ウ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- (6) 林野庁北海道森林管理局上川北部森林管理署
 - ア 林野火災の予防対策に関すること。
 - イ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。
 - ウ 災害時において、地方公共団体等の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。
 - エ 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置と施業の合理化に関すること。
- (7) 農林水産省北海道農政事務所
 - ア 災害時における応急食料の調達及び供給に関すること。
 - イ 災害応急飼料対策に関すること。
- (8) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
 - ア 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。
 - イ 鉄道、軌道、車道及び自動車輸送事業の安全確保に関すること。
- (9) 旭川地方気象台
 - ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
 - イ 観測成果を解析・総合し、予警報、情報を発表すること。
 - ウ 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。
 - エ 防災知識の普及及び指導を行うこと。

3 自衛隊（陸上自衛隊第3即応機動連隊）

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

4 北海道

- (1) 上川総合振興局
 - ア 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
 - イ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
 - ウ 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
 - エ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (2) 旭川建設管理部美深出張所・同土別出張所
 - ア 所轄道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

- イ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
- ウ 水防活動の技術指導に関すること。
- (3) 上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）
 - ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
 - イ 災害時における医療救護活動の推進に関すること。
 - ウ 災害時における防疫活動に関すること。
 - エ 災害時における給水等環境衛生活動の推進に関すること。
 - オ 災害時における食品衛生の指導及び監視に関すること。
- (4) 上川地区農業改良普及センター名寄支所
 - ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
 - イ 被害地の病虫害防除の指導に関すること。
- (5) 上川総合振興局北部森林室
 - 所轄道有林の管理に関すること。

5 名寄警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び被災者の救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。

6 名寄消防署

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) その他災害時における救急救助活動に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
 - ア 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
- (2) 日本郵便株式会社名寄郵便局
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便の非常取扱いに関すること。

- (3) 日本郵便株式会社風連郵便局
郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (4) 北海道電力株式会社名寄ネットワークセンター
 - ア 所轄電力供給施設の防災管理対策に関すること。
 - イ 災害時における電力供給の確保に関すること。
- (5) 日本通運株式会社名寄支店
災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
- (6) 日本赤十字社北海道支部名寄市地区
 - ア 災害時における医療、助産その他の救助及び救護に関すること。
 - イ 災害ボランティアの受入れに関すること。
 - ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。
 - エ 災害義援金品の募集及び配分に関すること。
- (7) 東日本電信電話株式会社北海道支店
 - ア 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。
 - イ 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。
- (8) 東日本高速道路株式会社北海道支社
高速道路の維持、修繕、被害復旧その他の管理を行うこと。
- (9) 日本放送協会旭川放送局
気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) てしおがわ土地改良区
 - ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関すること。
 - イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- (2) 一般社団法人上川北部医師会
災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関すること。
- (3) 上川歯科医師会
災害時における歯科医療活動に関すること。
- (4) 社団法人北海道薬剤師会旭川支部
災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
- (5) 社団法人北海道獣医師会上川支部
災害時における飼養動物の対応に関すること。
- (6) 旭川地区バス協会
災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関への支援に関すること。

(7) 旭川地区トラック協会

災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関への支援に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者

(1) 道北なよろ農業協同組合

ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資、家畜飼料等の確保に関すること。

ウ 保険金や共済金支払の手続きに関すること。

(2) 名寄商工会議所・風連商工会

ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関すること。

イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関すること。

(3) 名寄建設業協会・風連建設業協会

災害時における応急土木工事の支援活動に関すること。

(4) 道北バス（株）、名士バス（株）

災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。

(5) 一般運送業者

ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。

イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。

(6) 危険物関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。

(7) 高圧ガス関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。

(8) 電気通信事業者

災害時における電気通信の確保に関すること。

(9) 株式会社エフエムなよろ

予報（注意報を含む。）、警報、情報等及び被害状況等に関する報道を実施するなど防災広報に関すること。

第6節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係の構築
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への支援
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 防災時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 従業員及び施設利用者の救助

オ 初期消火活動等の応急対策

カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 名寄市の地勢と災害の概要

1 名寄市の地勢及び位置

名寄市は、北・北海道を流れる天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東西には北見山地と天塩川山地が連なっている。東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町とそれぞれ境界を接している。

面積は534.86㎢で、主な山岳として市の北東にピヤシリ山（987m）があり、一級河川には士別市から市内を経て天塩町へ続く大河天塩川がある。

2 気 象

内陸部特有の寒暖が厳しく、その温度差は60度にも及ぶ。夏季は昼夜の寒暖差があり、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有している。平年の積雪初日は11月中旬、終日は4月下旬であり、年間降雨量は約1,000mm、年間の積雪の深さは平坦部で約110cmに達する。

3 災害の概要

過去における大きな災害の記録		
発 生 年 月 日	原 因	被 害 状 況
平成4年7月30日 ～31日	大 雨	120～150mmの降雨により住宅床下浸水1戸、 田10㍏・畑74㍏の冠水、決壊道路4カ所 被害総額約1億円
平成6年8月14日～ 15日	大 雨	104.5mmの降雨により田16.7㍏・畑35.7㍏の冠水、 河川被害1カ所、決壊道路3カ所、林道被害2カ所、 被害総額約2,200万円
平成11年7月28日 ～29日	大 雨	100～120mmの降雨により住宅床下浸水16戸、河川被害1カ所 被害総額約500万円
平成12年7月25日 ～27日	大 雨	大雨により畑101.2㍏の冠水、林道被害1カ所、被害総額約100 万円
平成12年9月1日 ～3日	大 雨	100mmの降雨により住宅床下浸水3戸、河川被害4カ所、田25 ㍏・畑18.5㍏の冠水 被害総額約400万円
平成13年9月9日 ～11日	大 雨	180mmの降雨により住宅床下浸水3戸、田26㍏・畑74㍏の冠 水、決壊道路5カ所、橋の倒壊1カ所 被害総額約8,000万円
平成14年10月2日	台 風	強風による倒木被害11件62本
平成16年9月8日	台 風	風速32.7㍎(終末処理場による実測値)の強風により、屋根か らの転落負傷者2名、公立学校3校で屋根が飛ばされるなど建 物等51カ所の損壊、電柱等の倒壊により5地区300世帯が停

平成16年9月8日	台風	電、倒木27カ所約440本、田985㌥・畑129㌥で農作物被害、営農施設被害431件、被害総額約3億7,000万円
平成16年12月22日 ～平成17年2月24日	雪害	屋根から転落2人、除雪による軽傷1人、ハシゴから転落3人、除雪による重傷1人
平成18年10月7日 ～8日	強風 大雨	名寄川が危険水位に達した。強風によりビニールハウスなど営農施設損壊217カ所、倒木5,087本、公共施設損壊10数カ所被害総額約5,900万円
平成22年7月29日 ～30日	大雨	7月29日から30日の未明にかけて降水量117mm（1時間最大23.5mm）を記録、豊栄川と真狩川が溢水し、旭ヶ丘町内会と風連南区（緑町）町内会に避難勧告を発令 また、風連中央区（仲町）町内会の一部住民は、自主避難被害状況、名寄地区、床下31件・床上1件、風連地区、床下10件・床上4件 農業被害総額約3,1370万円
平成23年9月3日	大雨	大雨警報（浸水害）、台風の影響により大雨となる。市道日進智東線通行止めが発生。（豊栄川洪水警報発令）
平成24年4月3日 ～4日	暴風雪	暴風雪によるハウスの倒壊11棟が発生。吹雪による交通事故、軽傷者2名、国道40号名寄智恵文間通行止め、
平成24年7月5日	大雨	大雨警報（浸水害）、風連日進地区土嚢設置、智恵文八幡で停電により水道停止
平成24年7月31日	大雨	大雨警報（浸水害）、風連日進地区土嚢設置、無名川とタヨロマ川で排水ポンプ設置
平成25年8月20日	集中 豪雨・雹	畑作物の被害が発生
平成26年8月4日 ～5日	大雨	大雨警報（浸水害・土砂災害）・洪水警報・土砂災害警戒情報発表、浸水、土砂崩れ、内水氾濫、指定河川氾濫警戒情報発表（名寄川、天塩川） 避難勧告5地区、避難準備3地区、自主避難4地区、避難所設置数9カ所床上浸水1件、床下浸水78件、降水量合計153.5mm（1981年の8月の最大降水量（24h降水日最大）114mmを更新）
平成26年8月24日	大雨	大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報発表 浸水、内水氾濫、避難勧告1地区、避難準備1地区 降水量合計72mm
平成28年8月17日	台風7号	・名寄市降雨量 17日の降雨量 81ミリ 西風連107.5ミリ ・避難準備情報（豊栄町内会）

平成28年8月20日 ～21日	台風11号	降雨量 ・2日間で63ミリ (20日42.5ミリ・21日20.5ミリ) ・西風連2日間で85.5ミリ (20日64ミリ・21日21.5ミリ) ・名寄川の真勲別水位が21日04時30分避難判断105.02mを超えた。 ・風連別川北興橋水位が20日12時00分時点で避難判断水位100.70mに達する。 ・風連別川護岸浸食避難準備(大橋町内会ほか3)、避難勧告、避難指示(風連日進)
平成28年8月22日 ～23日	台風9号	降雨量 ・名寄市：45.5ミリ(22日：9.5ミリ、23日：36ミリ)
令和2年11月19日 ～20日	大雨	名寄市の降水量 ・19日0時～20日24時：61.0ミリ (19日：39ミリ、20日：22ミリ) ・降水量：統計開始以来、11月の1位を更新 24時間降水量：58.5ミリ 20日08時20分 (これまでの1位は49ミリ 1997年11月27日) 48時間降水量：64.5ミリ 20日07時00分 (これまでの1位は55ミリ 1998年11月6日) ・避難勧告等の発令：なし ・被害：なし ・内渕地区の排水機場を稼働 ・農作物の収穫が終了していたため排水ポンプの設置はなし
令和5年8月5日 ～6日	大雨	名寄市の降雨量 ・名寄で5日7時から6日7時までの24時間雨量130mm ・西風連では、以下の降水量で統計開始以来1位を更新 48時間：170mm、72時間：205.0mm 河川水位 ・豊栄川及び名寄川で6日未明避難判断水位を超過 防災体制（避難情報の発令なし） ・警戒本部体制で情報収集、パトロール等水防活動実施 ・排水機場・ポンプ市内9か所で稼働 主な被災状況 ・道路の法面崩れ、道路冠水、河岸崩れ等

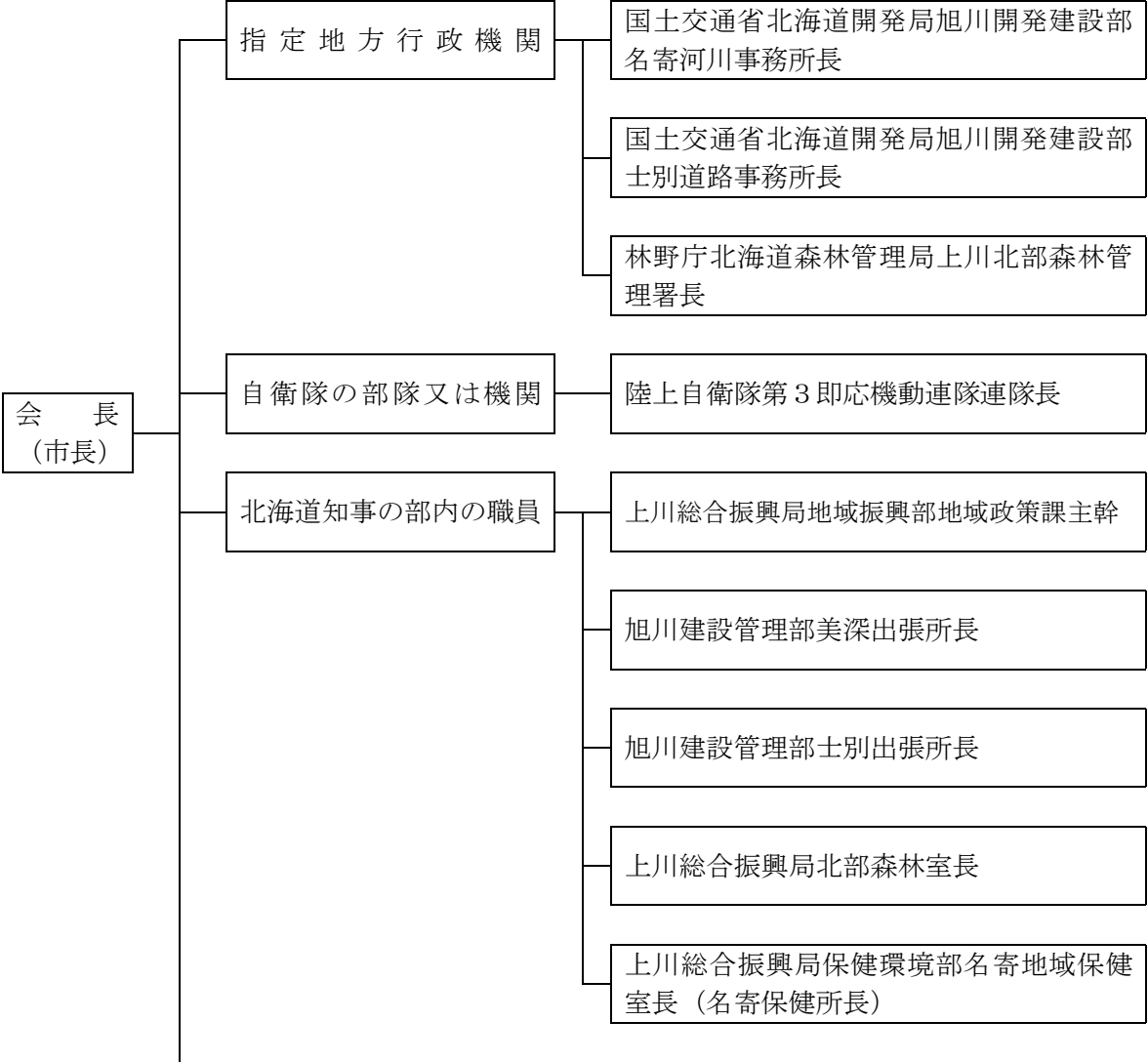
第2章 防災組織

災害の予防、減災・応急対策及び復旧等のための防災活動並びに、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

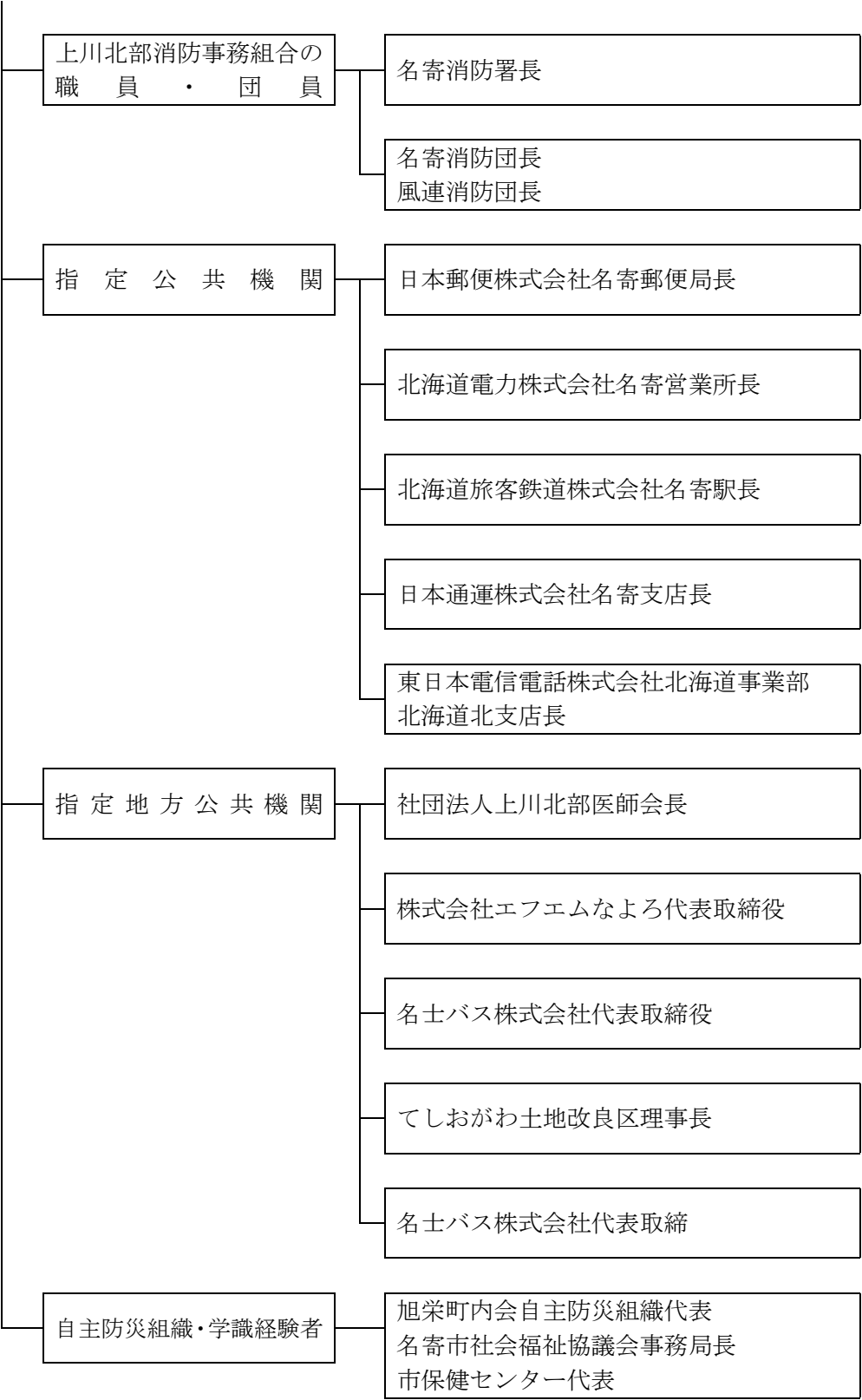
第1節 名寄市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく防災会議条例第3条第5項各号に掲げる者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

1 市防災会議の組織







2 市防災会議の運営

防災会議条例及び名寄市防災会議運営規程の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条第1項及び名古屋市災害対策本部条例に基づき、災害警戒本部又は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 本部の組織

本部の組織は、別表第1とおりにする。

2 本部の設置基準等

(1) 本部の設置基準

市長は、災害時、災害の状況に応じて、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表され、災害が発生したとき。

イ 市内に震度4以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき。

ウ 大規模な災害が発生し、その対策を要するとき。

エ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

(2) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、電話等で周知する。

(3) 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

3 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置し又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、市民に対しては報道機関等により周知する。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。

イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出するものとする。

ウ 本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、総務部長にその旨申し出るものとする。

5 本部設置時における事務分掌

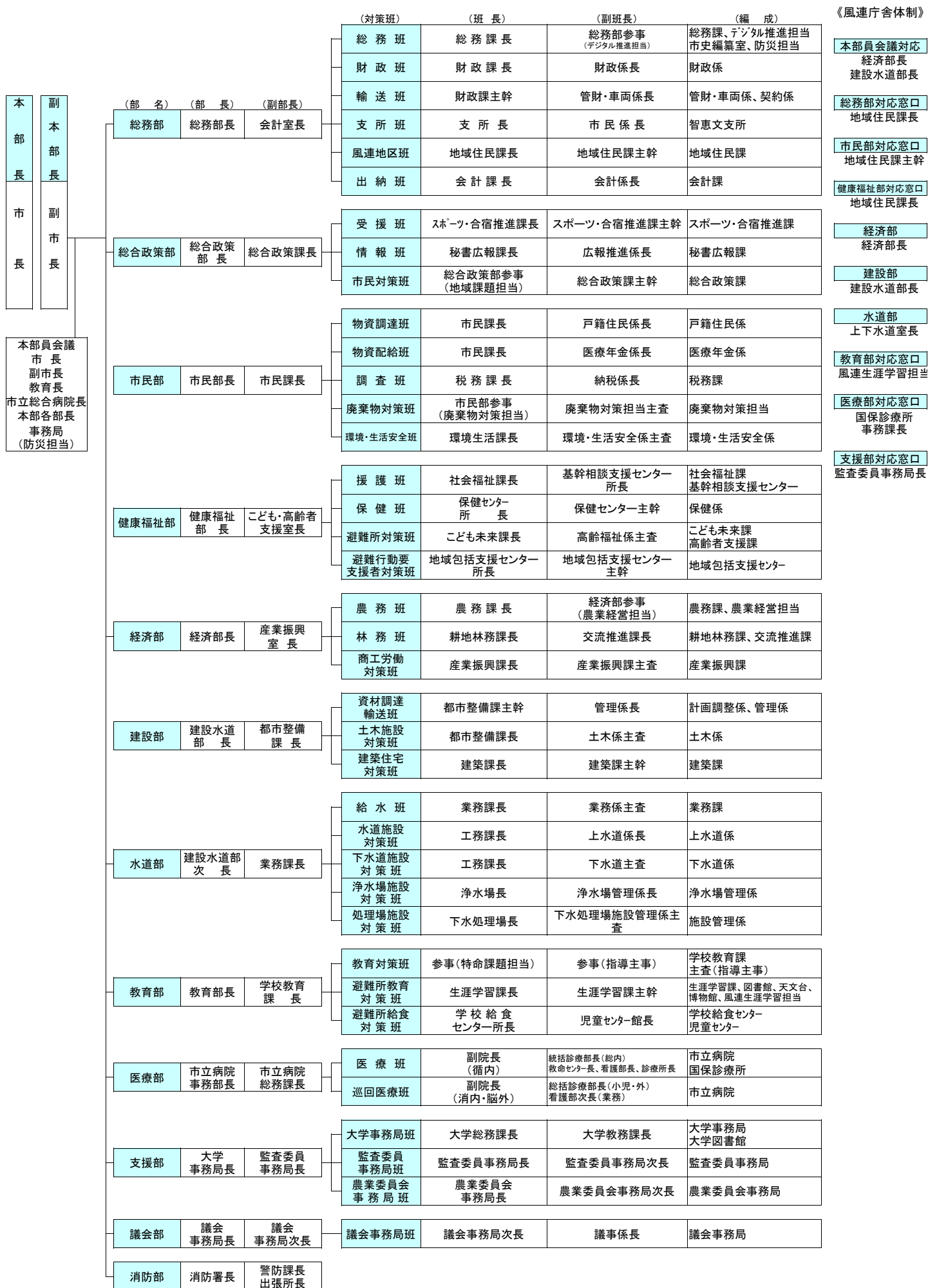
本部設置時における事務分掌は、別表第2のとおりとする。

6 職務代理者の決定

本部長及び副本部長の職務代理の決定は、名寄市長の職務を代理する職員の序列を定める規則（平成31年3月31日規則第12号）のとおりとする。

名寄市災害対策本部組織図

(R6. 3. 25)



別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌

部	班	所 掌 事 務
総務部	総務班	1 市防災会議に関すること。 2 本部の設置、配備体制及び廃止に伴う公表伝達に関すること。 3 本部の総括事務に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 気象の予警報等の収集及び伝達に関すること。 6 防災関係機関、支援活動団体等との連絡調整に関すること。 7 北海道及び市町村への支援要請及び派遣要請に関すること。 8 被害情報の収集及び公表に関すること。 9 避難情報の発令に関すること。 10 被害状況の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 11 自衛隊の派遣要請に関すること。 12 各部各班の総合調整に関すること。 13 公務災害補償に関すること。 14 防災行政無線など通信機能の総合運用に関すること。 15 報道機関との連絡に関すること。
	財政班	1 災害対策の予算措置に関すること。 2 市有財産の被害状況の把握及び応急措置に関すること。 3 総務班への支援に関すること。
	輸送班	1 災害時の車両確保及び配車計画の作成に関すること。 2 被災者及び出動職員の緊急輸送の手配に関すること。
	支所班	1 智恵文支所管内の災害対策に関すること。 2 災害に関する所掌事項に関すること。
	風連地区班	1 風連地区管内の災害対策に関すること。 2 災害に関する所掌事項に関すること。
	出納班	1 義援金の出納保管に関すること。 2 応援救助費等の収支に関すること。 3 その他災害時に関する所管事項に関すること。
総合政策部	受援班	1 人的支援の調整に関すること。 2 物的支援の調整に関すること。 3 支援自治体との調整に関すること。 4 総務部への支援に関すること。
	情報班	1 災害情報の住民への広報に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 非常警報・避難指示・避難解除等の広報に関すること。 4 被災地及び避難所等における広報広聴活動に関すること。 5 市民対策班への支援に関すること。
	市民対策班	1 住民組織との連絡及び協力要請等に関すること。 2 健康福祉部避難所対策班の支援に関すること。 3 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

市民部	物資 調達班	1 不明者の調査と確定に関する事。 2 救護物資の調達に関する事。
	物資 配給班	1 救護物資の配給に関する事。 2 救護物資の保管に関する事。 3 炊き出し計画及び実施に関する事。 4 健康福祉部への支援に関する事。
	調査班	1 被災地等の状況把握に関する事。 2 一般世帯の家屋被害調査及び罹災世帯調査に関する事。 3 罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行に関する事。 4 廃棄物対策班への支援に関する事。
	廃棄物 対策班	1 災害時における清掃や廃棄物に関する事。 2 仮設トイレ等し尿処理に関する事。 3 衛生施設の被害把握及び応急対策に関する事。 4 部内各班への支援に関する事。
	環境・生 活安全 班	1 災害時における交通規制・暴風対策など生活安全に関する事。 2 災害時における公害調査、公害情報の収集・伝達に関する事。 3 防疫に関する事。 4 部内各班への支援に関する事。
健康福祉部	援護班	1 社会福祉施設の被害調査・応急措置・復旧対策に関する事。 2 ボランティアの受入れ等に関する事。 3 日本赤十字社及びその他民間団体による救援活動の連絡調整に関する事。 4 被災者に対する弔慰金及び災害援助資金に関する事。 5 行方不明者に関する事。 6 避難所対策班への支援に関する事。 7 避難行動要支援者班への支援に関する事。
	保健班	1 被災地及び避難所の保健指導と伝染病対策に関する事。 2 応急医療及び助産関係の連絡調整に関する事。 3 罹災患者の収容に関する事。 4 上川北部医師会との連絡に関する事。 5 罹災患者の調査報告に関する事。 6 救急医薬品その他衛生資材の調達及び供給に関する事。
	避難所 対策班	1 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関する事 (教育委員会所管施設の避難所は、教育部と協力体制をとる) 2 収容者の把握、名簿など諸記録の作成に関する事。 3 避難所内の防火、秩序の維持及び環境整備に関する事。 4 被災者の避難誘導に関する事 (警察、消防機関及び総合政策部市民対策班との協力の上で実施)
	避難行 動要支 援者対 策班	1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 2 避難行動要支援者名簿に関する事。 3 避難支援関係者との連絡調整に関する事。

経 済 部	農務班	1 農業に関する被害調査に関すること。 2 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。 3 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 5 市営牧場等農畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 林務班への支援に関すること。
	林務班	1 林業に関する被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業関係災害復旧に関すること。 3 林野火災の予消防に関すること。 4 農務班への支援に関すること。
	商工労働対策班	1 商工業者等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害時の物価抑制等の対策に関すること。 3 労働相談に関すること。 4 産業災害の調査報告及び対策に関すること。 5 災害時における食糧の応急調達に関すること。 6 労務の供給に関すること。 7 風連地区班への支援・協力に関すること。
建 設 部	資材調達輸送班	1 応急措置に係る資器材等の調達・確保・配分に関すること。 2 応急対策・復旧対策資材の輸送に関すること。 3 道路の交通規制状況の把握及び連絡調整に関すること。 4 市有土木建設用機械の確保及び輸送に関すること。 5 借上土木建設用機械及び労務者の確保に関すること。 6 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。 7 部内各班への支援に関すること。
	土木施設対策班	1 道路・橋梁・河川等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関すること。 2 被災地の交通不能箇所の調査及び交通路線の確保に関すること。 3 災害時における障害物の除去に関すること。 4 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関すること。 5 内水排除活動に関すること。 6 その他土木施設の維持保全に関すること。 7 都市施設の管理保全及び応急措置に関すること。 8 都市施設の復旧対策に関すること。 9 部内各班への支援に関すること。
	建築住宅対策班	1 公共建築物及び市営住宅の被害状況調査並びに災害応急工事に関すること。 2 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 被災者住宅の応急修理に関すること。 5 被災者住宅（宅地建物）の融資制度及び貸付相談に関すること。 6 土木施設対策班への支援に関すること。

水道部	給水班	1 給水施設に係る応急資材の購入及び払出しに関する事。 2 災害時の給水広報及び応急給水に関する事。 3 水道施設対策班への支援に関する事。
	水道施設対策班	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 配水施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 給水班への支援に関する事。
	下水道施設対策班	1 下水道施設の警戒、配備に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 3 部内各班への支援に関する事。
	浄水場施設対策班	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 取水・導水・浄水の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 給水班への支援に関する事。
	処理場施設対策班	1 処理場施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害時の汚物処理に関する事。 3 災害時の水質保全に関する事。 4 下水道施設対策班への支援に関する事。
教育部	教育対策班	1 文教関係施設の被害調査及び報告に関する事。 2 文教施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関する事。 3 災害時における児童、生徒の避難等応急措置に関する事。 4 被災児童、生徒の給食及び学用品の支給に関する事。 5 健康福祉部避難所対策班の行う炊き出し業務への支援に関する事。 6 部内各班及び他部との調整に関する事。
	避難所教育対策班	1 教育委員会所管の避難所の運営管理に関する事。 2 文化財の保護及び被害調査並びに応急対策に関する事。 3 健康福祉部避難所対策班への支援に関する事。
	避難所給食対策班	1 各避難所への給食に関する事。
医療部	医療班	1 部内の総括に関する事。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 3 被災者の応急医療及び収容事務に関する事。
	巡回医療班	1 各避難所における負傷者の回復に関する事。
支援部	大学事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。 2 支所班への支援に関する事。
	監査委員事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。
	農業委員事務局班	1 他部からの応援要請に基づく支援に関する事。

議会部	議会事務局班	1 市議会議員との連携に関すること。 2 他部からの応援要請に基づく支援に関すること。
消防部	消防班	1 救援、救出に関すること。

《備考》

- 1 各部（班）は、所掌事務の他、対策本部長から指示があつた場合、その事項を実施
- 2 各部（班）は、これらの災害対策本部設置時の事務分掌事務について、職員に任務として付与し、平素から準備業務として備えなければならない。

第3節 本部の配備体制

1 配備体制

本部は、迅速・確実な災害応急対策及び減災対策を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、必要があると認めるときは、非常配備の基準により配備体制をとることがある。

種 別	【第1非常配備】 災害警戒体制
配備の時期	1 警報の発表が見込まれるとき。または発表されたとき 2 水防団待機水位に達したとき 3 暴風雪による外出抑制の周知を行うとき 4 その他市長が必要と認めたとき
配備の内容	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制
職員の 初動基準 (休日)	防災担当職員、必要とする各部・課長等 (担当職員が任務に就けない時は、同じ部内の職員において対応する。)
職員の 初動基準 (勤務日)	防災担当職員、必要とする各部・課長等 (担当職員が任務に就けない時は、同じ部内の職員において対応する。)

種 別	【第2非常配備】 災害警戒(対策)本部体制
配備の時期	1 警報が発表され、さらに悪化が見込まれるとき 2 氾濫注意水位に達し、さらに避難判断水位の到達が見込まれるとき 3 その他市長(本部長)が必要と認めたとき 避難所開設の検討・準備、高齢者等避難の検討
配備の内容	応急対策のため、関係職員の必要人員をもって活動にあたり、状況によって第3非常配備に移行できる体制
職員の 初動基準 (休日)	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね3分の1の人員 (登庁しない職員は、連絡体制及び気象の情報取得に努め登庁の準備をする)
職員の 初動基準 (勤務日)	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね3分の1の人員 (職場において警戒体制を確立する)

種 別	【第3非常配備】 災害対策本部体制
配備の時期	1 局地的な災害の発生が予想される時 2 避難判断水位に達したとき 3 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 避難所の開設、高齢者等避難 土砂災害警戒判定メッシュ情報の危険色 避難所開設の検討、避難指示の検討
配備の内容	第2非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動にあたり、状況によって第4非常配備に移行できる体制
職員の 初動基準 （休日）	1 防災担当職員、各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね2分の1の人員 （登庁しない職員は、連絡体制及び気象の情報取得に努め登庁の準備をする）
職員の 初動基準 （勤務日）	1 防災担当職員、必要とする各部・課長等 2 災害対策本部職員の概ね2分の1の人員 （職場において警戒体制を確立する）

種 別	【第4非常配備】 災害対策本部体制
配備の時期	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合。または被害が特に甚大であると予想される場合において、市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき 2 氾濫危険水位に達したとき 3 市域に震度4以上の地震が発生したとき 4 予想されない重大な災害が発生したとき 5 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 避難所の開設、避難指示 記録的短時間大雨情報、特別警報、計画高水位到達
配備の内容	市の組織及び機能の全てをあげ、応急対策活動に対処する体制
職員の 初動基準 （休日）	全職員が任務に就く（命を守る行動を優先）
職員の 初動基準 （勤務日）	全職員が任務に就く（命を守る行動を優先）

2 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法

- (1) 総務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- (2) 上記の通知を受けた班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 各班長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (4) 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- (5) 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し、本部を解散する。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受、伝達等を行う。
- (イ) 土木施設対策班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- (ウ) 関係各班長は、班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。
- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務部長は、関係班長及び防災会議構成機関との連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
- (エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。

(市長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。)

5 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報伝達及び情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 気象予報等、警報並びに情報等の伝達計画

1 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表 発表官署 旭川地方気象台

名寄市	府県予報区		上川・留萌地方	
	一次細分区域		上川地方	
	市町村等をまとめた地域		上川北部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	142
	洪水		流域雨量指数基準	ペンケニウブ川流域＝25.6 有利里川流域＝7.5、風連別川流域＝11.3 タヨロマ川流域＝9 豊栄川流域＝3.4
			複合基準 ※1	風連別川流域＝（6、7.2） タヨロマ川流域＝（8、8） 豊栄川流域＝（6、3）
			指定河川洪水予報 による基準	天塩川[美深橋（上流）・名寄大橋] 名寄川[真幌別（下川町ほか）・真幌別（名寄市街）]
	暴風		平均風速	16m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50 cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	—
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	ペンケニウブ川流域＝20.4 有利里川流域＝6、風連別川流域＝8.5 タヨロマ川流域＝7.2 豊栄川流域＝2.7	

注意報	洪水	複合基準 ※1	風連別川流域＝（6、7.2） タヨロマ川流域＝（8、8） 豊栄川流域＝（6、3） 天塩川流域＝（6、7.2） 名寄川流域＝（8、8）
		指定河川洪水予報による基準	天塩川[美深橋（上流）・名寄大橋] 名寄川[真敷別（下川町ほか）・真敷別（名寄市街）]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 cm
	波浪	有義波高	—
	高潮		—
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	60 mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程：200m	
	乾燥	最小湿度 30％ 実効湿度 60％	
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さ 50 cm以上で、日中平均気温 5℃以上	
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 12℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：90mm	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表示

2 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統及び方法

気象官署等が発する気象、水防等に関する予警報の伝達は、予報（注意報含む）、警報並びに情報伝達系統図に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- （1）注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務部防災担当が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。
- （2）注意報及び警報を受理した場合は、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達責任者一覧

伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考
庁内関係各部課	防災担当参事	口頭・庁内放送等	小・中・高等学校
庁外関係各課等	〃	電話・電子メール等	
名寄消防署	〃	電話・ファクス等	
関係機関・団体	〃	〃	
マスコミ等	秘書広報課長	〃	
(市長の記者発表を含む)		〃	
町内会長	地域課題担当参事	〃	
保育所・幼稚園・認定こども園	こども未来課長	〃	
各学校	学校教育課長	〃	
共同生活援助等施設	社会福祉課長	〃	

- (3) 夜間、休日等において宿日直業務員が気象予警報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については総務部防災担当参事に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報等

暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪

イ その他

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに防災担当参事（不在のときは同主幹）に連絡するものとする。

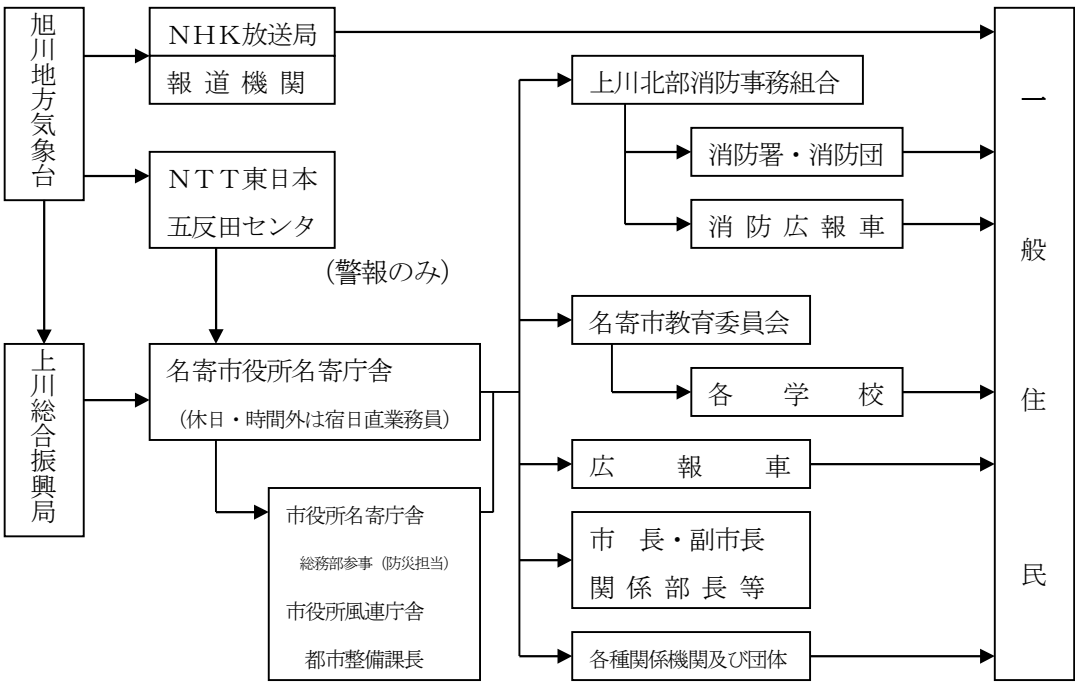
気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

様 式

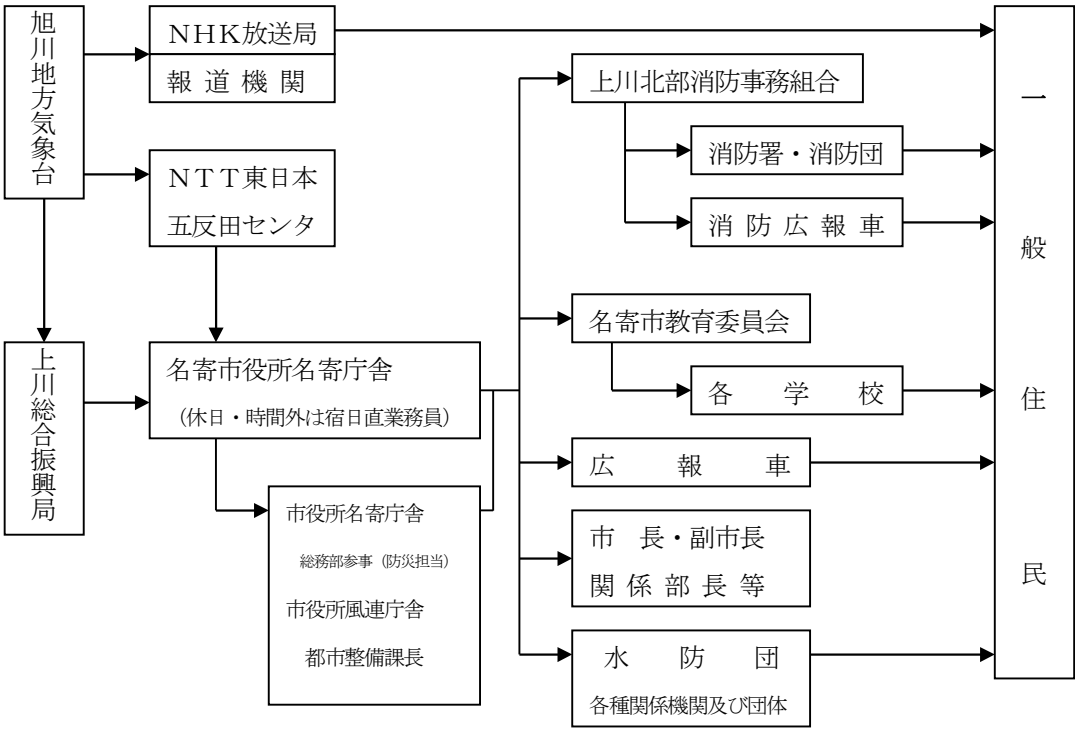
気象情報等受理簿

(決 裁 欄)				受 理 事 項	
予警報種別					
発令日時	・ :	受信方法			
受信日時	・ :	電話 ・ 無線 ・ その他			
発信者		受信者			

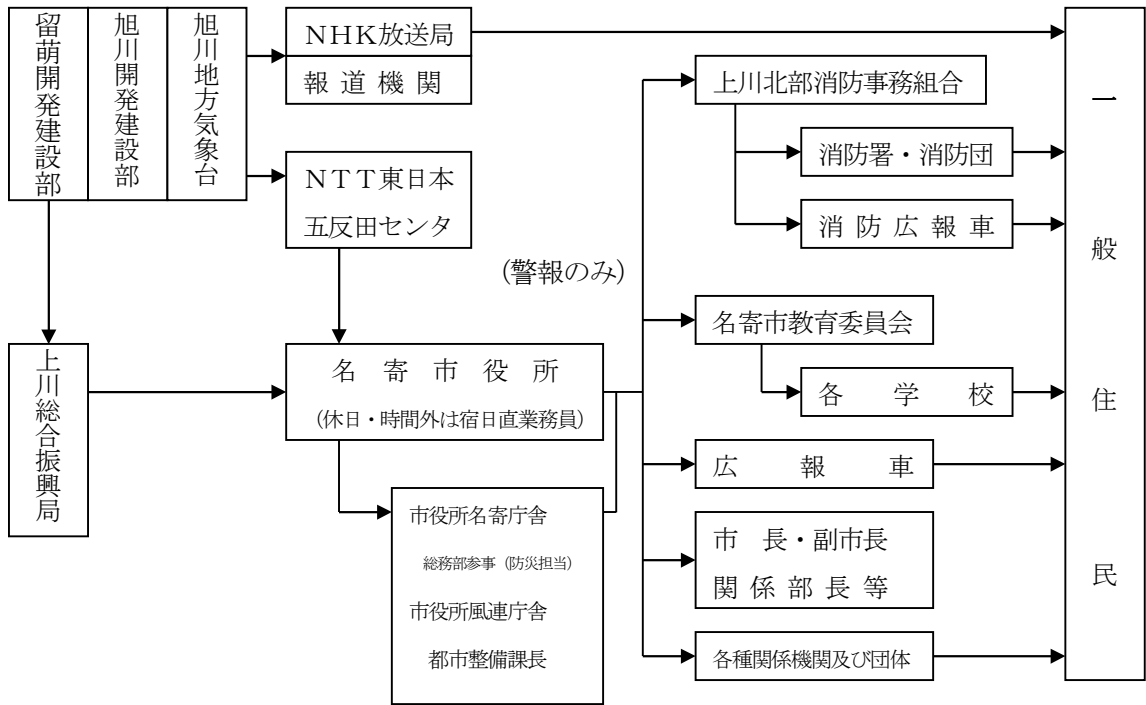
(4) 気象・警報伝達系統図



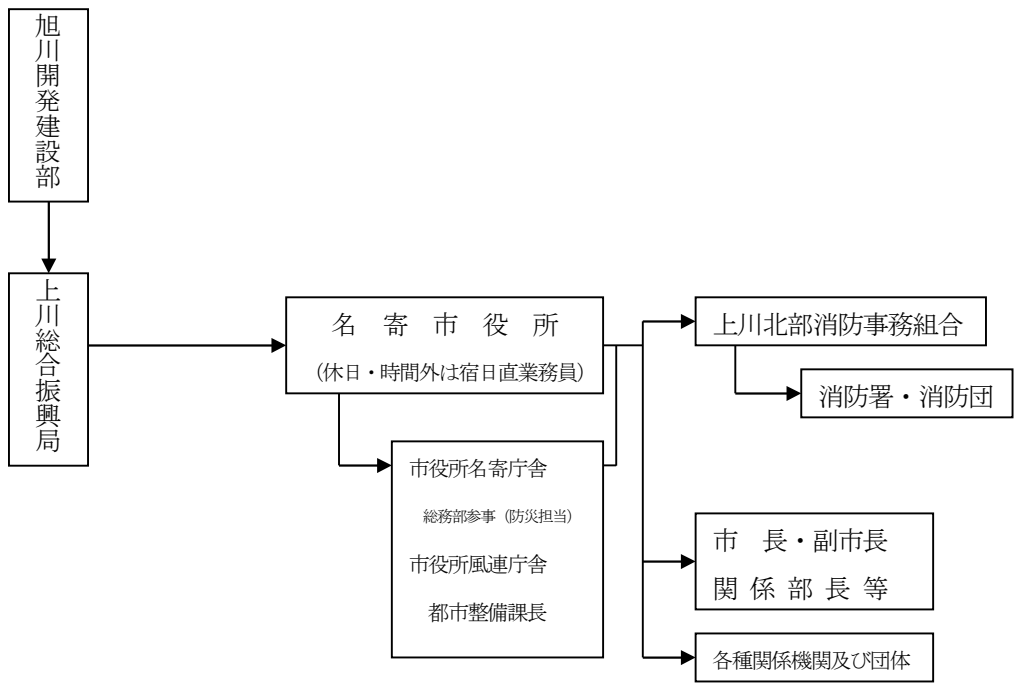
(5) 水防活動用気象注意報・警報伝達系統図



(6) 洪水予報伝達系統図



(7) 水防警報伝達系統図



3 地震動警報及び予報の伝達計画

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、地震動警報及び予報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

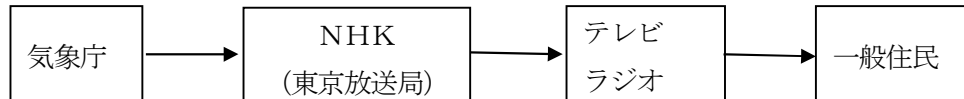
(1) 地震動警報等の種類及び実施基準等

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

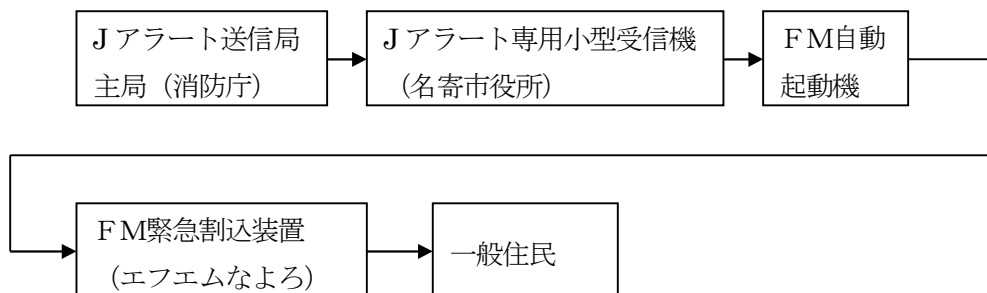
（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報（警報）の伝達計画

ア 報道機関等



イ 全国瞬時警報システム(Jアラート)



（参考 災害緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定書）

ウ 携帯電話（緊急速報メール機能）、ワンセグ等

(3) 地震に関する情報の種類等

地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

4 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域





第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。また、重要な通話の確保としては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による災害時優先電話を使用する。

2 専用無線施設の利用（副通信系統）

(1) 名寄市防災行政無線による通信

名寄市防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(2) 消防無線による通信

名寄消防署並びに消防車に装備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(3) 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

3 通信途絶時の連絡方法

(1) あらゆる情報伝達手段の活用

災害が発生し、上記1及び2による通信が不可能になった場合には、自動車、オートバイ、徒歩等及びアマチュア無線（アマチュア無線クラブに協力依頼）による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

(2) 北海道総合通信局による支援

ア 北海道総合通信局の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱等

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。
	2 非常通信協議会の運営に関すること。

イ 支援内容

通信途絶時等における措置

(ア) 北海道総合通信局の対応

北海道通信局は、名寄市から防災関係機関へ各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- a 移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM ラジオ放送局）用機器の貸出
- b 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(イ) 防災関係機関の対応

名寄市は、(ア) の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- a 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (b) 借受希望機種及び台数
 - (c) 使用場所
 - (d) 引渡場所及び返納場所
 - (e) 借受希望日及び期間
- b 移動電源車の借受を希望する場合
 - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (b) 台数
 - (c) 使用目的及び必要とする理由
 - (d) 使用場所
 - (e) 借受期間
 - (f) 引渡場所
- c 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (b) 希望エリア
 - (c) 使用目的
 - (d) 希望する使用開始日時
 - (e) 引渡場所及び返納場所
 - (f) 借受希望日及び期間

- d 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (a) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (b) (a) に係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話 011-747-6451）

（所在等）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

電話：011-747-6451 ／ FAX 番号：011-709-2481

4 通信途絶時の名寄市役所名寄庁舎設備の使用

- (1) 前項に規定する機器等の使用に関し、臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ放送局）用機器の設置は、名寄市役所名寄庁舎4階第3委員会室を指定する。
- (2) 前項の機器等を協定先の事業者が行うことを想定した行政財産及びその他の物品の貸付及び使用に関する根拠については、「名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」による。

5 情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 関係機関の災害予防等に関する情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化の推進と大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。
- (2) 高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (3) 市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (4) 情報の収集・連絡システムのICT化などに努める。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び伝達は、この計画の定めるところによる。

1 異常現象発見時の措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、速やかに市役所（総務部防災担当）、警察署又は名寄消防署に通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

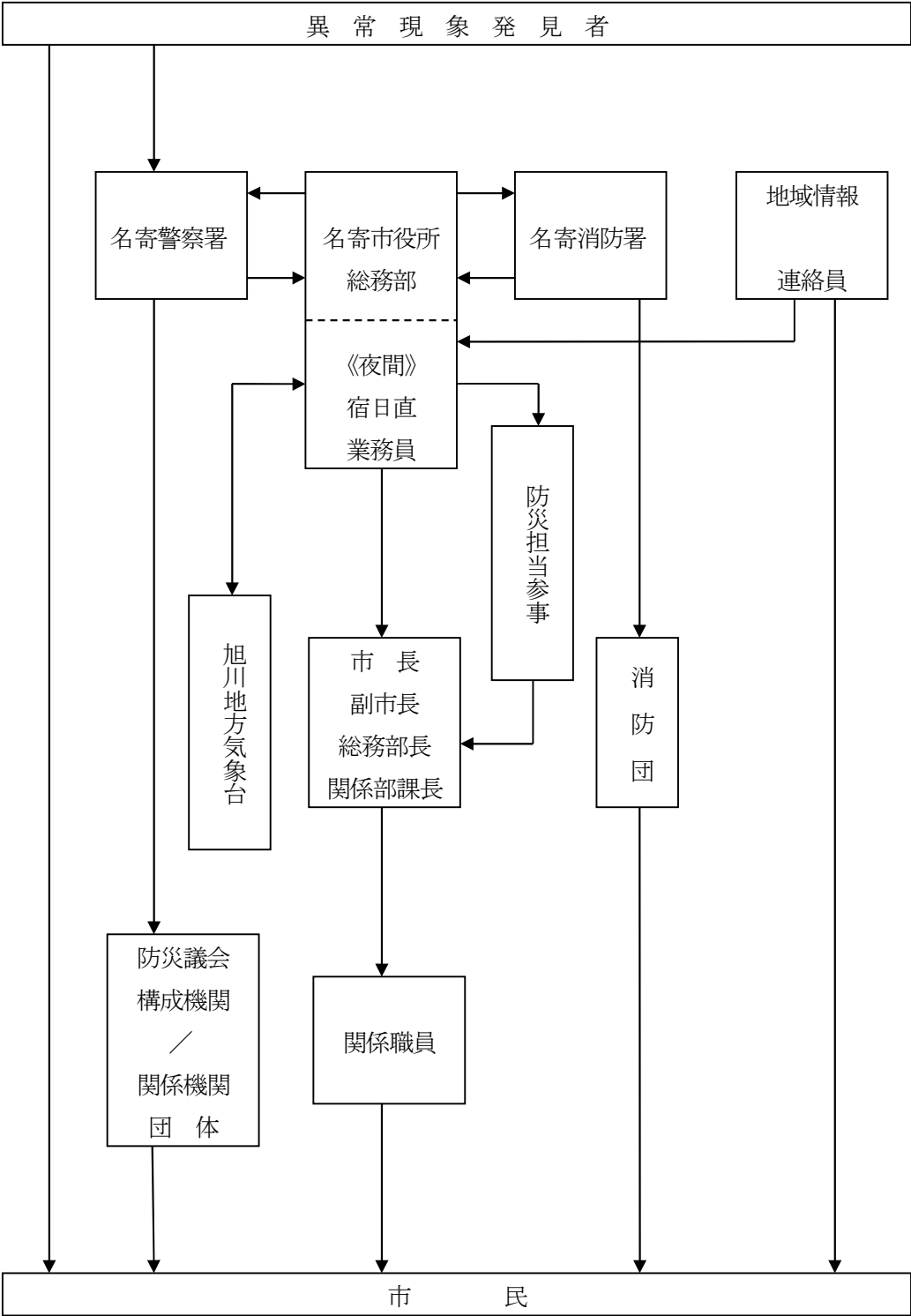
異常現象発見者からの通報を受けた警察署又は名寄消防署は、その旨を速やかに市役所（総務部防災担当。本部設置後は総務部）に通報するものとする。

(3) 市から各機関への通報及び住民への周知

市長（本部長）は、災害の発生又は異常現象の発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて関係機関等に通報するとともに住民に周知するものとする。

(4) 宿日直業務員が地域住民からの災害情報又は被害状況を受理した際は、総務部防災担当参事（不在のときは総務課長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

災 害 情 報 連 絡 系 統



2 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別紙「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。

また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

- (2) 市長（総務部）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

「直接即報基準」に該当する火災・災害

航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害
死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

- (3) 市長（総務部）は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分	回線	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線		03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線		7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
北海道総合行政情報 ネットワーク （道防災無線）		衛生専用電話機（FAX）より 6-048-500-7527 6-048-500-7537（FAX）	衛生専用電話機（FAX）より 6-048-500-7782 6-048-500-7789（FAX）

災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を上川総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象 災害情報等の報告はおおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生した場合
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度の場合
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われる場合
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても上川総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められる場合
- (5) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合
- (6) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (7) その他特に指示があった場合

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別表1）により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家は除く。）については除く。

ア 速 報

被害発生後直ちに被害状況報告（別表2）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別表2）により報告するものとし、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別表2）により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれの所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は別表3のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月	日	時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		月 日 時 分
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月	日	時 分
		災害の原因		
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	自主 避難	地区名	避難場所	人数	日時
		高齢者等 避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊 派遣要 請の状 況					
	(5) その他 措置の 状況					
	(6) 応 急対策 出動人 員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

							月 日 時現在				
災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因						
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分				受信日時		月 日 時 分		
項 目			件数等	被害金額(円)		項 目			件数等	被害金額(円)	
① 人的被害	死 者		人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河 川		箇所		
	うち災害関連死者		人				海 岸		箇所		
	行方不明		人				砂防設備		箇所		
	重 傷		人				地すべり		箇所		
	軽 傷		人				急傾斜地		箇所		
計			人		道 路		箇所				
② 住家被害	全 壊		棟				橋 梁		箇所		
			世帯								
			人								
	半 壊		棟			小 計		箇所			
			世帯			市町村工事		河 川	箇所		
			人			道 路		箇所			
						橋 梁		箇所			
	一部破損		棟			小 計		箇所			
			世帯			港 湾		箇所			
		人	漁 港			箇所					
			下 水 道			箇所					
床上浸水		棟			公 園		箇所				
		世帯			崖くずれ		箇所				
		人									
床下浸水		棟			計		箇所				
		世帯			⑥ 水産被害		漁 船	沈没流出	隻		
		人					破 損		隻		
							計		隻		
計			棟		漁港施設		箇所				
			世帯		共同利用施設		箇所				
			人		その他施設		箇所				
③ 非住家被害	全壊		公共建物	棟			漁具（網）		件		
			その他	棟			水産製品		件		
	半壊		公共建物	棟			その他		件		
			その他	棟			計				
	計		公共建物	棟							
			その他	棟							
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦ 林業被害	林 地		箇所	
			浸冠水	ha				治山施設		箇所	
		畑	流失・埋没等	ha				林 道		箇所	
			浸冠水	ha				林 産 物		箇所	
	農作物	田		ha	そ の 他			箇所			
			畑	ha	小 計			箇所			
	農業用施設		箇所			一 般 民 有 林		林 地	箇所		
	共同利用施設		箇所			治山施設		箇所			
	営農施設		箇所			林 道		箇所			
	畜産被害		箇所			林 産 物		箇所			
その他		箇所	そ の 他			箇所					
			小 計			箇所					
計					計		箇所				

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生施設被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 院	箇所			⑫ 社会福祉施設等	箇所			
	公 立	箇所			公 立	箇所			
	個 人	箇所			法 人	箇所			
	清掃 一般廃棄物処理	箇所			被害 計	箇所			
	し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所		—	
⑨ 商工業被害	火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所			
	計	箇所			⑬ 被害船舶(漁船除く)	隻			
	商 業	件			空 港	箇所			
	工 業	件			水 道	戸		—	
⑩ 公立学校施設被害	そ の 他	件			電 話	回線		—	
	計	件			電 気	戸		—	
	小 学 校	箇所			ガ ス	戸		—	
	中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
	高 校	箇所			都市施設	箇所			
公共施設被害市町村数	その他文教施設	箇所			被 害 総 額				
	被害 計	箇所			火災	建 物	件		
り災世帯数	団体				発生	危 険 物	件		
り災者数	世帯					そ の 他	件		
消防職員出動延人数	人				消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告）									
○災害発生場所									
○災害発生年月日									
○災害の種類概況									
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意									
○応急対策の状況									
・避難情報の発令状況									
・避難所の設置状況									
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況									
・自衛隊の派遣要請、出動状況									
・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のももの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のももの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4節 多様な情報伝達手段の確保

平常時及び災害時の多様な情報伝達手段の確保としては、第1節から第3節までに定めるほか、住民に対する情報の伝達手段は、次に定める手段を中心に確保を進めるものとする。

1 Jアラート

(1) 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

(2) 全国瞬時警報システム業務規程

情報の種別			区分	情報の種別			区分
1	弾道ミサイル情報	◎	14	震度速報		○	
2	航空攻撃情報	◎	15	津波注意報		○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	◎	16	噴火警報(火口周辺)		○	
4	大規模テロ情報	◎	17	気象等の警報		○	
5	その他の国民保護情報	◎	18	土砂災害警戒情報		○	
6	緊急地震速報	◎	19	竜巻注意情報		○	
7	大津波警報	◎	20	記録的短時間大雨情報		△	
8	津波警報	◎	21	指定河川洪水予報		△	
9	噴火警報(居住地域)	◎	22	東海地震に関連する調査情報※		△	
10	噴火速報	◎	23	震源・震度に関する情報		△	
11	気象等の特別警報	◎	24	噴火予報		△	
12	東海地震予知情報※	○	25	気象等の注意報		△	
13	東海地震注意情報※	○					

◎：原則、同報無線等を自動起動

○：市町村の設定により同報無線等を自動起動

△：同報無線等を自動起動させないもの

※：現在、気象庁から配信されていない情報

(3) Jアラートを用いた住民への情報伝達

Jアラートを用いた住民への情報伝達は、次の手段を用いる。

ア コミュニティFMを利用した割り込み放送

イ 緊急告知ラジオを用いた自動起動による情報伝達

2 Lアラート

(1) 背景

Lアラートは、災害情報を集約して一括配信するシステム「公共情報コモンズ」の名称変更により「災害情報共有システム（Lアラート）」となった。

Jアラートと一対の仕組みとして、Lアラートは、平成23年6月から運用開始された。

また、名寄市においては、平成26年7月から運用を開始した。

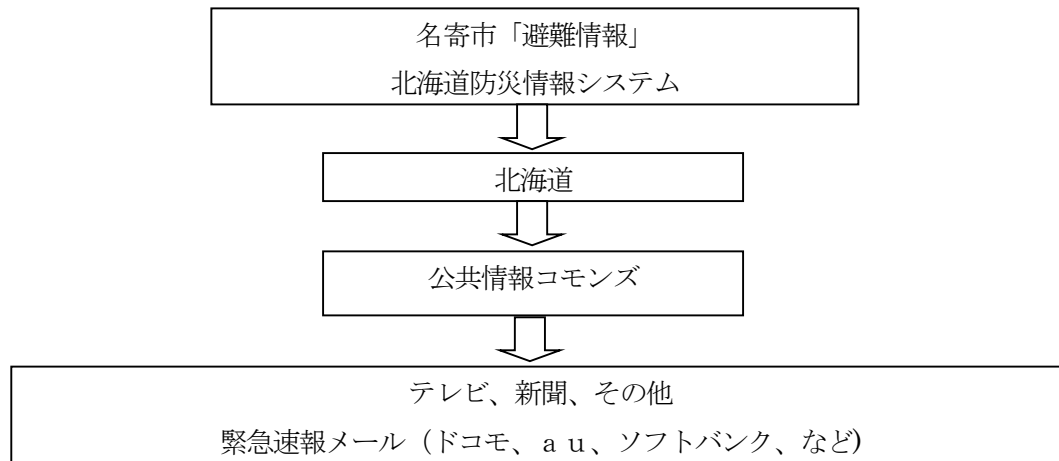
(2) 内容

ア 緊急速報メール（ドコモ、au、ソフトバンク、など）

※ 運用は、各携帯会社の運用マニュアルを遵守しなければならない。

※ 緊急速報メールの運用は、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編・土砂災害編）を遵守するものとする。

イ テレビの「d」ボタンからの防災情報



3 住民向けの災害情報伝達手段の位置付け

災害発生のおそれ又は、災害発生時の情報手伝達については、次の分類を用いて迅速に対応するものとする。

災害時に主に用いる情報伝達手段の種類	情報伝達の種類
プル型 (住民が自ら情報を収集する) ※災害発生前に有効災害とされている。	テレビのデーター放送、市のホームページ、フェイスブック、地デジ広報など
プッシュ型 (市から一方的に情報を伝達する) ※災害発生や避難に有効とされている。	Lアラート(緊急速報メール)、緊急告知ラジオ、市の登録制メール、広報車、FAX、LINEなど

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。

第1節 防災教育及び訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するとともに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者などの要配慮者に十分留意し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるように努めるとともに、被災時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するものとする。

1 普及・啓発方法

防災関係者及び一般住民に対し、次のような方法により防災思想の普及を図る。

- (1) 広報誌等の活用
- (2) 諸行事及び防災訓練等による普及
- (3) テレビ、新聞、ラジオ等の活用
- (4) 出前トークの活用

普及に当たっては、防災の日、水防月間、防災とボランティアの日など、普及の内容に応じて最も効果的な時期を選んで行うものとする。

2 普及・啓発に要する事項

- (1) 名寄市地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ その他

3 学校等教育関係機関における防災知識・技能の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

る。

- (3) 学校において、国や道の指針の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

4 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

また、訓練に当たっては、防災の日や防災週間等を考慮しながら、防災関係機関や町内会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等との連携を図るものとする。

区 分	実 施 方 法
総合訓練	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。
水防訓練	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。
避難救助訓練	図上又は実施訓練 水防訓練、消防訓練に併せて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を織り込んだ訓練を実施する。
災害通信訓練	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、様々な想定の下に訓練を実施する。
非常招集訓練	その他災害に関する訓練を実施するとともに、他の関係機関で行う訓練について協力する。

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変に対応できる措置を講ずるものとする。
- (2) 学校及び幼稚園、保育園や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。
また、家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、市は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。
- (3) 台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

第3節 雪害予防計画

異常気象による大雪、暴風雪等に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図るなど必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 除雪路線実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線については、次の区分により除雪を分担実施する。

(1) 国道の除雪は、北海道開発局が行う。

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通の確保を保つ。

(2) 道道の除雪は、北海道が行う。

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線区分に応じて除雪作業基準のとおりである。なお、夜間除雪作業を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施について周知に努める。

(3) 市道の路線については、市が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するために民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。

(4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

除 雪 作 業 の 基 準

区 分	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第1種	○ 道所管 1,000 台／日以上の道路 ○ 市所管 国道、道道及び主要道との連絡幹線及びバス路線	2車線以上の幅員の確保を原則とし異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には極力2車線を確保する。 「北海道は、極力2車線確保を図る。」
第2種	○ 道所管 300 台／日以上～1,000 台／日未満の道路 ○ 市所管 消防活動路、公共施設連絡路、通学路並びに市民及び車両の通行の頻繁な路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設けることとなっても止むを得ないものとする。 「北海道は、2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時には極力1車線以上の確保を図る。」

第3種	○ 道所管 300 台／日未満の道路 ○ 市所管 上記以外の住居密集地区における生活関連道路	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になっても止むを得ないものとする。 「北海道は、2車線幅員確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待機所を設ける。異常降雪時においては一時通行止めとすることも止むを得ないものとしている。」
-----	---	--

2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定すること。止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下の際には溢水災害の防止に努める。

3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、または標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社名寄営業所は、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

5 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
 - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。
- (2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。
- (3) 孤立予想地域に対する対策を講ずる。
- (4) 除雪機械、通信施設の整備点検を行う。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防計画に定める水防区域及びなだれ、地すべり又は山くずれ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

(1) 市は、第5章の水防計画（水防活動）に定める監視を行うものとする。

(2) 河道内の障害物の除去

市及び河川管理者は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、災害の発生が予測される個所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞溜内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

第5節 土砂災害予防計画

土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

1 現 況

北海道（旭川建設管理部治水課）が公表している市に係る自然現象ごとの土砂災害警戒区域等は、次のとおりである。

（1）土石流

箇所番号	箇所名	区 分
I-42-0130	東生沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-42-0140	東生二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-42-0530	西風連の川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-001	曙一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-002	曙二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-003	曙三の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-004	砺波一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-005	砺波二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
III-44-006	十線の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0010	弥生坂の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0020	弥生二の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0030	弥生一の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0040	東五号の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0050	瑞穂の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
II-44-0060	十線の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
I-44-0320	八幡の沢川	土砂災害警戒区域（令和3年1月29日：告示第67号）
I-44-0320-1	八幡左の沢川	土砂災害警戒区域（平成24年2月3日：告示第52号）
II-44-0330	東橋一の沢川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 （令和3年1月29日：告示第68号）
II-44-0340	東橋二の沢川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 （令和3年1月29日：告示第68号）

(2) 急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	区 分
Ⅱ-4-65-1581	名寄中名寄	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)
Ⅱ-4-63-1579	風連東生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)
Ⅱ-4-64-1580	風連日進	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和3年1月29日：告示第68号)

(3) 地すべり

箇所番号	箇所名	区 分
4-7-229	中名寄	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-8-230	旭東	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-9-231	名寄日の出	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-46-470	旭東（隣接）	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
〈3〉-4- 221-221-0001	砺波	土砂災害警戒区域 (令和3年1月29日：告示第67号)
4-47-471	上名寄	土砂災害警戒区域 (令和2年11月10日告示：第692号)

2 予防対策

(1) 住民周知

- ア ハザードマップ（土砂災害及び洪水等が掲載されたもの。）を作成して全戸配布する。
- イ ハザードマップの説明等は、市の広報誌等への掲載及び市民懇談会等において説明を実施する。

(2) 土砂災害に関する避難情報の発令基準

土砂災害に関する避難情報の発令基準は、この計画で定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル(土砂災害)の基準により発令を行うものとする。

(3) 警戒区域及び避難情報の発令対象地区

本章本節1項のとおり。

(4) 情報の収集及び伝達体制

第3章第2節「災害通信計画」及び第3章第3節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」による。

この際、初動態勢の確立から次のことに着意して情報収集する。

ア 本部の情報収集

速やかに情報収集体制に移行し、北海道土砂災害警戒システム、旭川地方気象台提供

の名寄市防災情報及び旭川地方気象台のホットラインを活用して、今後の気象情報を収集し、事前対応の資とする。

イ 現地の情報収集

(ア) 警戒地区住民からの通報及び巡視員等による現地情報を収集する。

(イ) 現地情報収集の巡視員

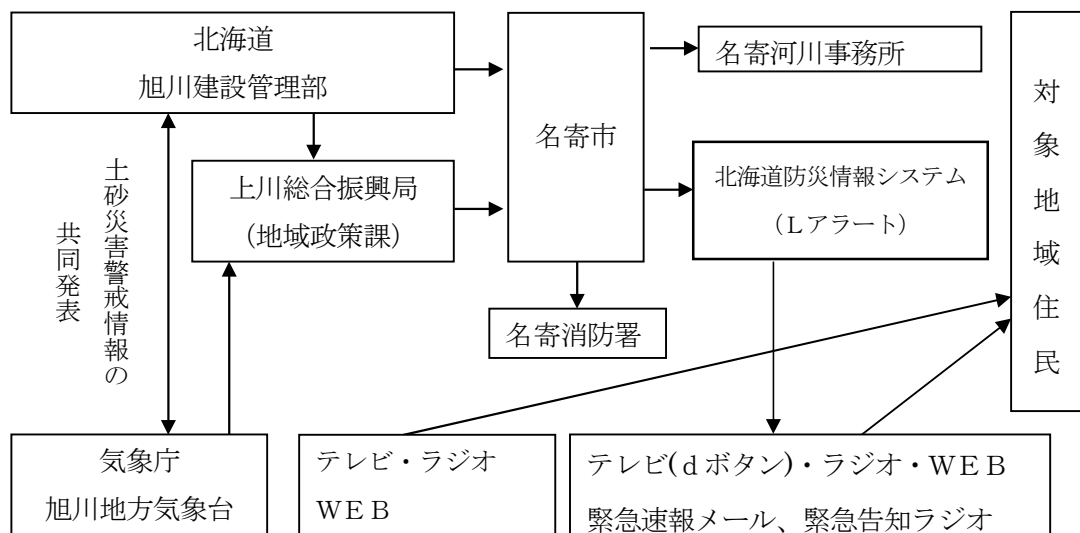
第5章「水防計画」参照

(ウ) 土砂災害に係る前兆現象等は、この計画で定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル(土砂災害)に定める。

(5) 予報又は警報などの伝達

土砂災害警戒情報は伝達系統図に基づき、迅速かつ的確に地域住民に周知する。

別図1 「土砂災害警戒情報の伝達系統図」



(6) 避難所の開設・運営

第6章参照。この際、女性の市職員を配置して、女性の視点を活かした要配慮者及び女性への対応を図る。

(7) 避難行動要支援者への避難支援等

本章第9節「避難行動要支援者対策」による。

(8) 警戒避難体制

危険地区の警戒避難体制の地区別巡視責任者：第5章「水防計画」を参照

3 土砂災害警戒区域等における避難所及び避難経路

(1) 土石流

- ア 八幡左の沢川（I-44-0320-1） 土砂災害警戒区域
 所在地：名寄市字智恵文 《平成24年2月3日：告示第52号》
 八幡の沢川（I-44-0320） 土砂災害警戒区域
 所在地：名寄市字智恵文 《令和3年1月29日：告示第67号》



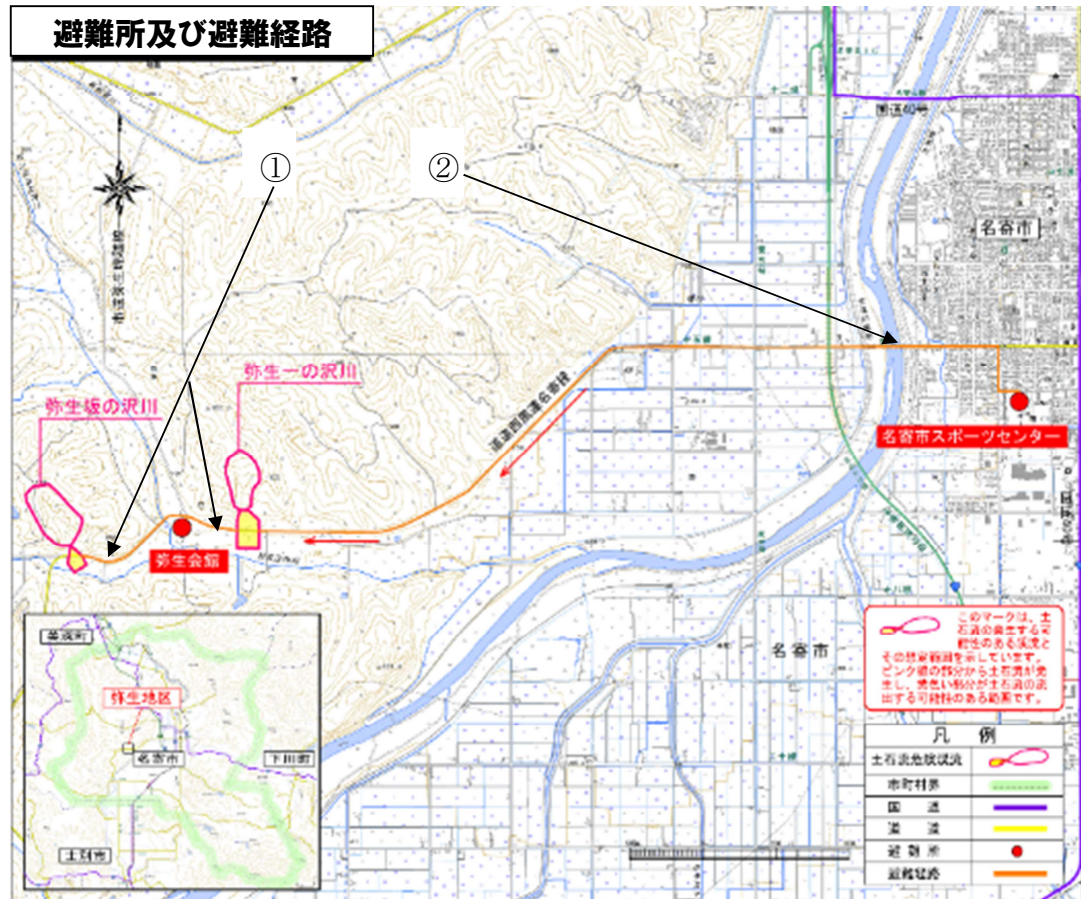
(ア) 避難所

地区住民の避難所：智北会館＜智北地区農作業管理休養センター＞、智恵文多目的研修センター（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は上記図のとおりとする。
 - ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、道々美深名寄線を通り智恵文多目的研修センターを目標に避難する。
- ※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本にする。

- イ 弥生坂の沢川（Ⅱ-44-0010） 土砂災害警戒区域
所在地：名寄市字弥生 《令和3年1月29日：告示第67号》
- 弥生一の沢川（Ⅱ-44-0030） 土砂災害警戒区域
所在地：名寄市字弥生 《令和3年1月29日：告示第67号》



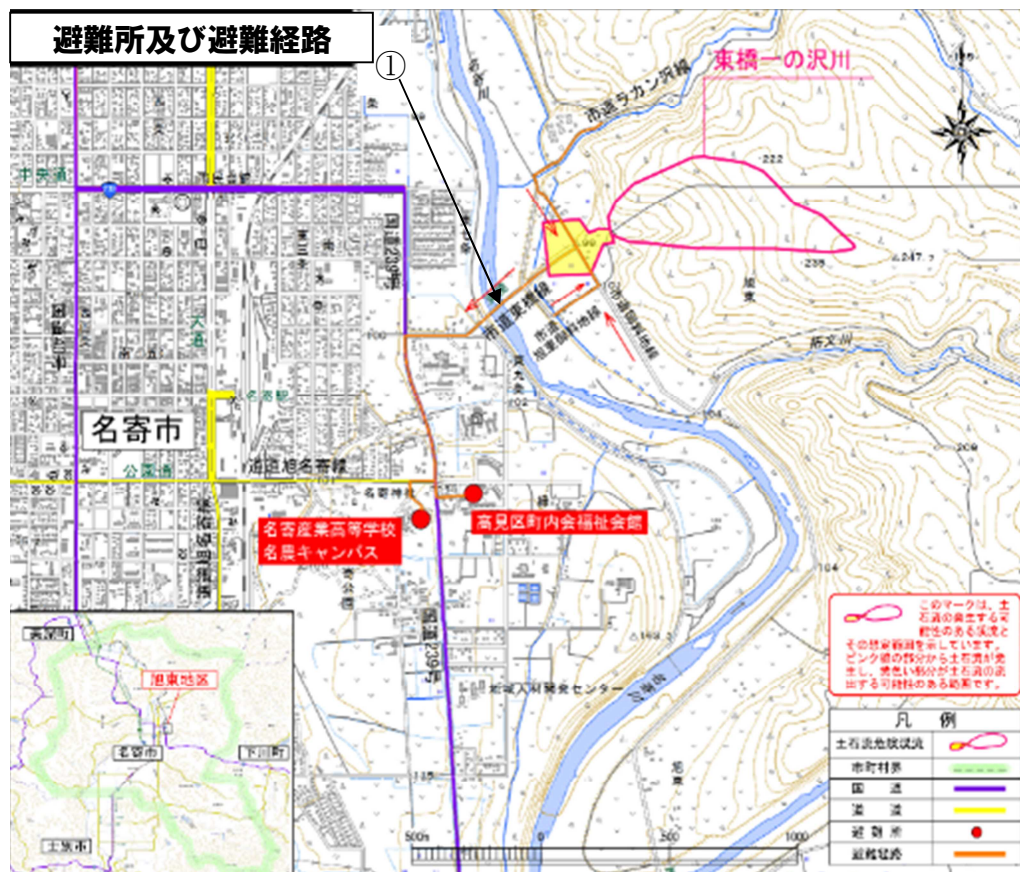
(ア) 避難所

地区住民の避難所：弥生会館

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、上記図のとおりとする。
 - ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限り、道道西風連名寄線を通り、名寄市スポーツセンターを目標に避難する。
- ※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- エ 東橋一の沢川（Ⅱ-44-0330） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
所在地：名寄市字旭東 ≪令和3年1月29日：告示第68号≫



(ア) 避難所

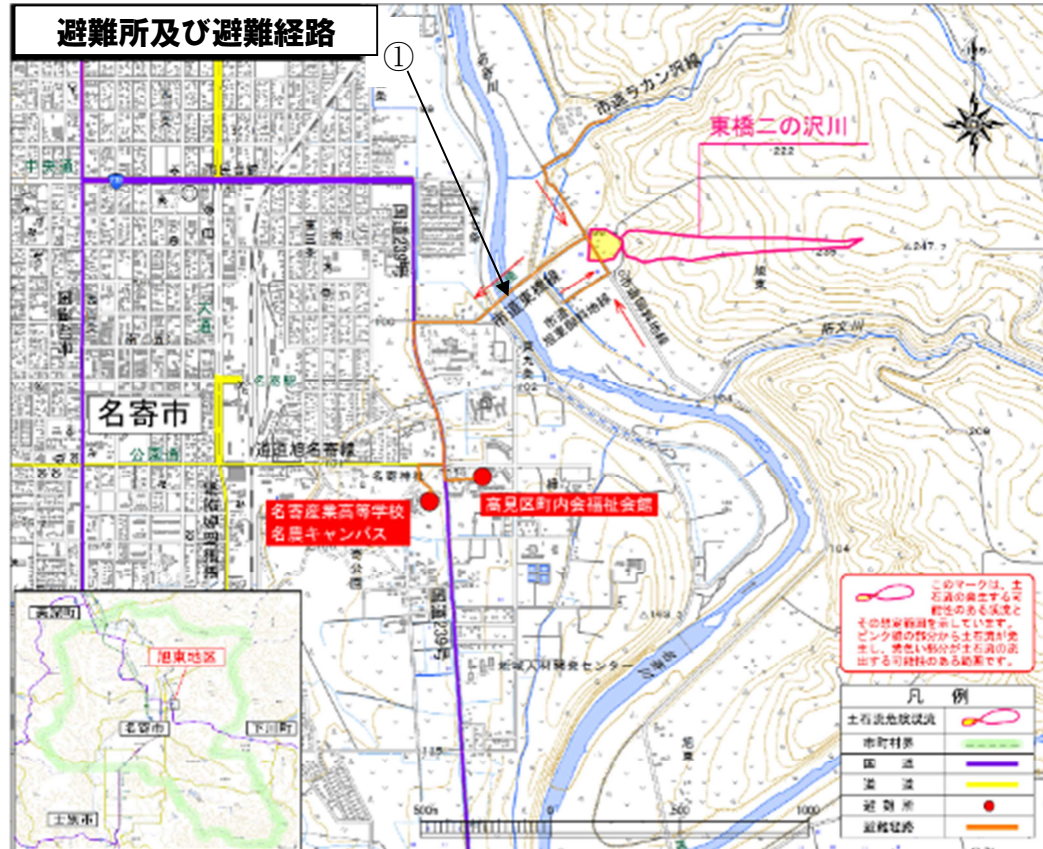
地区住民の避難所：高見区町内会福祉会館、名寄産業高校名農キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、名寄川の水位によるが、避難路が確保されている場合に限る、市道東橋線、ラカン沢線、旭東御料地線を通り、高見区町内会若しくは名寄産業高校名農キャンパスを目標に避難する。

※ 上記①により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

- オ 東橋二の沢川（Ⅱ-44-0340） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
所在地：名寄市字旭東 ≪令和3年1月29日：告示第68号≫



(ア) 避難所

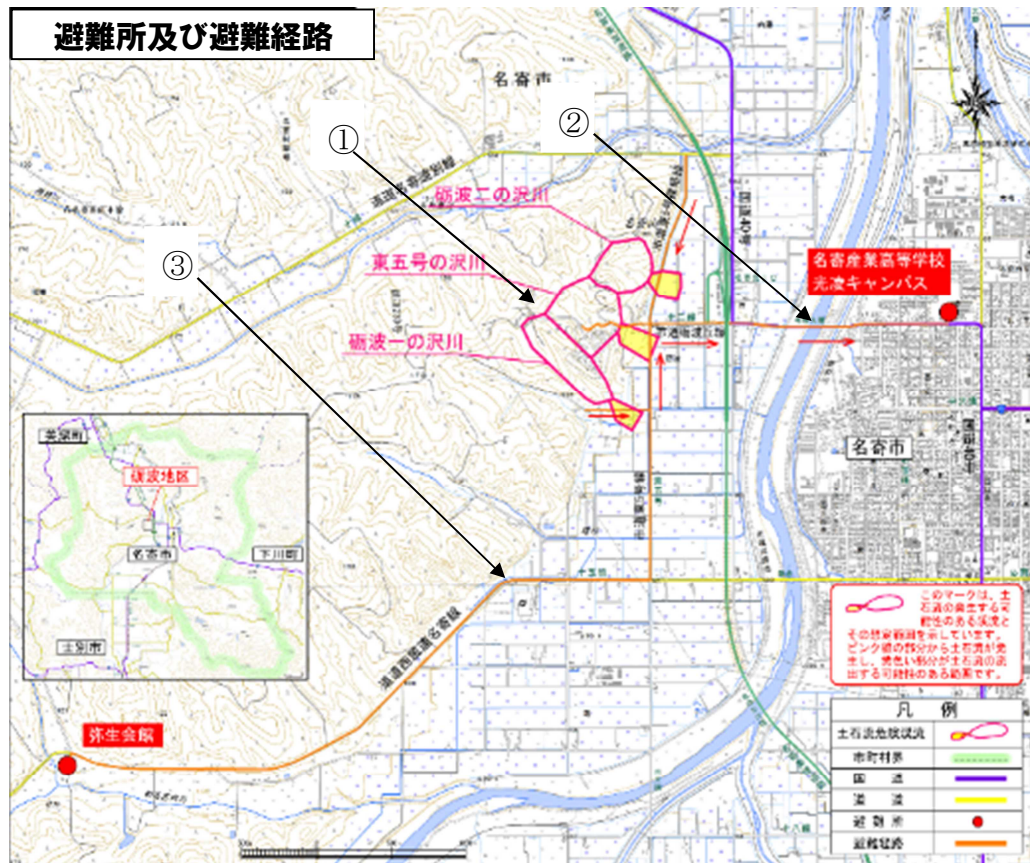
地区住民の避難所：高見区町内会福祉会館、名寄産業高校名農キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、名寄川の水位によるが、避難路が確保されている場合限り、市道東橋線、ラカン沢線、旭東御料地線を通り、高見区町内会若しくは名寄産業高校名農キャンパスを目標に避難する。

※ 上記①により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

カ 砺波一の沢川（Ⅲ-44-004）	土砂災害警戒区域
所在地：名寄市字砺波	《令和3年1月29日：告示第67号》
砺波二の沢川（Ⅲ-44-005）	土砂災害警戒区域
所在地：名寄市字砺波	《令和3年1月29日：告示第67号》
東五号の沢川（Ⅱ-44-0040）	土砂災害警戒区域
所在地：名寄市字砺波	《令和3年1月29日：告示第67号》



(ア) 避難所

地区住民の避難所：弥生会館（洪水による浸水のおそれがある場合）、名寄産業高校
光凌キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路

- ① 第1優先の避難路は、夕日ヶ丘公園延齡の森とする。
 - ② 第2優先の避難路は、天塩川の水位によるが、上記図のとおりとする。
 - ③ 第3優先の避難路は、避難路が確保されている場合に限り、市道東5号線、道道
西風連名寄線を通り、弥生会館を目標に避難する。
- ※ 上記①、②により避難できないときは、土砂災害警戒区域の外に出ることを基本とする。

キ その他

上記のアからカ以外の溪流（東生沢川・東生二の沢川・西風連の川・曙一の沢川・曙二の沢川・曙三の沢川・弥生二の沢川・瑞穂の沢川）については、人的被害等の可能性が低いため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場合は、改めて変更を行う。

(2) 急傾斜地の崩壊

ア 名寄中名寄（Ⅱ-4-65-1581） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

所在地：名寄市字朝日 《令和3年1月29日：告示第68号》

(ア) 避難所

地区住民の避難所：名寄産業高校名農キャンパス

(イ) 避難経路：別示

イ その他

上記のア以外の箇所（風連東生・風連日進）については、人的被害等の可能性が低い
ため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場合は、改めて変更を行う。

(3) 地すべり

ア 砺波（〈3〉-4-221-221-0001） 土砂災害警戒区域

所在地：名寄市字砺波・字瑞穂・字内淵 《令和3年1月29日：告示第67号》

(ア) 避難所

地区住民の避難所：弥生会館（洪水による浸水のおそれのある場合）、名寄産業高校
光凌キャンパス（洪水による浸水のおそれの無い場合）

(イ) 避難経路：別示

イ その他

上記のア以外の箇所（中名寄・旭東・名寄日の出・旭東（隣接）、上名寄）については、
人的被害等の可能性が低い
ため、対象外としているが、これによらない事象が生じた場合は、改めて変更を行う。

第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。

第7節 消防計画

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、上川北部消防事務組合の計画に定めるところによる。

また、本計画に定める事項は、災害対策基本法第2条によるものとする。

1 組織計画

(1) 平常時の組織

平常時における名寄消防署・名寄消防団及び風連消防団の組織は、名寄消防署長及び各消防団長が別に定める。

(2) 災害時の組織

災害時における名寄消防署・名寄消防団及び風連消防団の組織は、名寄消防署長及び各消防団長が別に定める。

2 大規模災害・林野火災等

上川北部消防事務組合の計画と連携し対応するものとする。

この場合において、火災警報を伝達する場合は、1 (1) の定めを準用する。

3 隣接市町村（組合）消防相互応援計画

市内で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に有効に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、出動を要請する。

要 請 先			協定締結 年 月 日
市 町 村 等	担当窓口	電 話 番 号	
士別地方消防事務組合	消防本部	0165-23-4709	平成3年2月13日
北留萌消防組合	消防本部	0164-62-1220	平成3年2月13日
南宗谷消防組合	消防本部	0163-62-1421	平成3年2月13日
紋別地区消防組合	消防本部	0158-24-2111	平成3年2月13日

4 消防力等の現況

人員・機械別 組織別		人員	機 械 (台)										
		職員・団員	タンク車	化学車	ポンプ車	救助工作車	水槽車	小型ポンプ積載車	救急車	指揮車	広報車	資機材搬送車	連絡車
本部・消防署	消防本部	6							1		1		2
	消防署 (出張所)	57 (13)	2 (1)	1	1	1	2 (1)		3 (1)	2 (1)	1	1	3 (1)
	計	63	2	1	1	1	2		4	2	2	1	5
消防団	名寄消防団 本 部	21											
	本部分団	22											
	第1分団	16			1								
	第2分団	16			1								
	第3分団	18			1								
	第4分団	29					1	1					
	風連消防団 本 部	2											
	第1分団	25	1		1								
	第2分団	11						1					
	第3分団	11						1					
	第4分団	13			1		1						

第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

市は、災害時における食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における減災・応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品（マスク、消毒液等）、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- (2) 市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (3) 備蓄目標 2,000人分

2 防災資機材等の整備及び使用等

- (1) 市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。
- (2) 市は、あらかじめ防災資機材等の保有業者と調達に関する協定を締結するなど、防災資機材等の調達体制の確立を図る。
- (3) 備蓄目標（市の災害等の特性から水害及び寒冷に対応）
 - ア 水害対応：土のう袋10,000袋を作成する必要資機材
 - イ 寒冷時対応：暖房機器（灯油ストーブ）50台
- (4) 平常時及び災害発生時等における防災資機材の使用等

防災資機材等の貸付及び使用に関する根拠については、「名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「名寄市財産規則」による。

 - ア 平常時

防災訓練等の際、他の地方公共団体、公共団体、公共的団体等(協定している団体)に限り無償で貸付け又は使用させることができる。
 - イ 災害が発生するおそれ並びに災害時

上記と同様とする。防災資機材を所管する管理者(災害対策本部の各部)は、迅速な初動対応のため、措置を講じなければならない。

3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第9節 避難行動要支援者対策

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、平常時からの把握とともに、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置については、この計画の定めるところによる。

1 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の対象者

生活の基盤が市内に居住している方のうち、以下の要件に該当する方

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（ただし、心臓機能障害又は腎臓機能障害のみで交付を受けた者を除く。）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 性 別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 平常時における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名寄市避難行動要支援者名簿取扱要綱の定めるところにより、消防、警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって

識別される特定の個人をいう。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

(2) 平常時及び災害時における名簿情報の外部提供先

区 分	外部提供先
平常時	消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、町内会等
災害時	上記に記載する組織等が災害時に必要とする場合

ア 平常時における名簿情報の提供は、総務部で対応する。

イ 災害発生時等における名簿利用及び避難支援等に関する事務の担当

災害対策本部に避難行動要支援者対策班を設置し対応する。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止する措置

市長は、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止する措置は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名寄市条例第10号）の定めるもののほか、別に定めなければならない。

3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難情報の発令及び伝達

避難情報の発令については、この計画において定める避難情報の発令判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）を基本に行うが、リードタイム（避難を行う時間）を必要とする避難行動要支援者については、高齢者避難の発令時に適切な判断及び対応により、早めの段階で避難行動を開始できるよう配慮するものとする。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）に示されている内容について、検討を図るものとする。

4 平常時及び避難支援に関する全体計画及び個別避難計画の作成

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）第1、2全体計画

地域防災計画の策定に当たっての留意事項「地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。」を基本に、全体計画及び個別避難計画（避難の支援プラン）を作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

(2) 全体計画は、平常時における避難行動要支援者名簿の活用及び平時の見守り、避難支援計画及び名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務及び名簿情報の漏えいを防止等につい

て定めなければならない。

- (3) 個別避難計画は、総務部（防災担当）と健康福祉部が連携しつつ、福祉専門職、名寄市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者の協力を得つつ、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるとともに、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう計画の活用を支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援及び安否確認については、災害対策本部に設置する避難行動要支援者対策班において安否確認を行うものとする。

6 避難支援関係者の安全確保

災害対策基本法第50条第2項の規定に基づき、市長は、災害応急対策に従事する者及び避難支援を行う者の安全を確保しなければならない。

7 外国人に対する対策

市は、わが国とは異なる言語や文化、生活習慣及び防災意識を持つ外国人を、基本法でいう「要支援者」と位置づけ、災害発生時に迅速かつ安全な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第10節 自主防災組織の育成等に関する計画

平常時における災害の備え及び減災対策の推進を図るため、「自分たちの地域や職場は自分たちで守る」という意識のもとに、地域住民や事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、町内会等に働きかけ、地域における自主防災組織の設置及び育成に努めるものとする。災害時において、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等要配慮者の避難誘導などに取り組むことによって自主的な防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 事業所等の防災組織

平日の昼間における災害発生時には、学校、病院など多くの人が出入り、利用する施設や事業所等においては、大規模な被害発生が予想される。

また、大規模災害が発生した時には、組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要なことから、事業所等单位での防災体制の充実強化に努める。

3 自主防災組織等の組織化

- (1) 町内会等に防災部等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実強化を図って自主防災体制の整備に努める。
- (2) 町内会等で特に防災活動を行っていない場合は、町内会等の活動の一環として防災訓練等の防災活動に取り組むことを通して自主防災体制の整備を図る。
- (3) 名寄市自主防災組織支援事業を推進し、自主防災組織の設立促進及び組織強化を図る。
(参考 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱(平成24年3月28日告示第1008号))

4 自主防災組織等の活動

町内会等を基盤とした自主防災組織が行う活動内容として、次のようなものが考えられる。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

集会等を利用して、市の防災担当者等から話を聞くなどして防災に対する知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

日頃から繰り返し訓練を実施、防災活動に必要な知識や技術、行動等を習得する。
訓練を計画する際には、地域の特性等を考慮した中で、次の個別訓練が考えられる。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に入手して地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが少なくないので、住民個々に点検するとともに、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

(ア) 自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(イ) 自主防災組織は、資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

そのために、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及び連絡網

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱や流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害が起きないように十分注意して救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難行動

避難行動は、次の全ての行動とする。

- (ア) 指定緊急避難場所への移動
- (イ) 安全な場所への移動（施設、親戚や友人の家等）
- (ウ) 近隣の高い建物、強度の高い建物への移動
- (エ) 建物内での安全な場所への避難

オ 給食・救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要になるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 地域の防災リーダーの育成

自主防災組織等は、地域で活躍する防災リーダーの育成に努める。

6 その他

自主防災組織を立ち上げようとするものは「名寄市自主防災組織防災計画例(標準例)」を積極的に活用する等、自主防災に関する防災計画を定めるよう努めるものとする。

第11節 避難体制の準備

1 避難指示等の基準

- (1) 避難指示等の基準については、災害対策基本法に基づき、この計画で定め、国の避難基準の変更等があったときは、速やかに改正するものとする。この場合において、市長は、防災会議の決定前に国の避難の運用に変更があるときは、予定される基準等を準用し運用することができる。
- (2) 避難指示等の基準は、次の災害について定める。
 - ア 洪水
 - イ 土砂災害

2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定は、災害対策基本法（第49条の4～6、第49条7～9）及び災害対策基本法施行令（第20条の6）及び災害対策基本法施行規則（第1条の9）に基づき市長が次のように指定する。

条件付き指定 ▲3階以上の場所 ■2階以上の場所（開設されている場合）

※洪水予報河川の洪水のおそれのないときは、▲は、■にすることができる。

○指定緊急避難場所(一時的に避難する場所)

◎指定一般避難所(避難生活を行える施設)

番号	名 称	住 所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	名寄高等学校	字徳田204番地	学校長	1,642	○		○	○	○	◎
2	名寄産業高等学校 光凌キャンパス	西5条北5丁目1番地	学校長	919			○	○		
3	名寄産業高等学校 名農キャンパス	字緑丘3番地3	学校長	3,078	○		○	○	○	◎
4	名寄市立大学 (1号館・2号館)	西4条北8丁目1番地	学長	988	▲		○	○	○	
5	名寄市立大学(3号館)	西2条北8丁目1番地	学長	802	▲		○	○	○	
6	名寄中学校	字豊栄101番地	学校長	840	■			○	■	
7	名寄東中学校	西2条北8丁目 1番地3	学校長	286			体育 ○	○		
8	智恵文小中学校	字智恵文11線 北2番地	学校長	273	■	○	○	○	○	◎
9	風連中学校	風連町新生町 167番地1	学校長	164	○		校舎 ○	○	○	◎
10	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	学校長	241	■		○	○	○	
11	名寄南小学校	西6条南12丁目 55番地2	学校長	265	■		○	○	○	

番号	名 称	住 所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
12	名寄東小学校	東3条南3丁目 11番地	学校長	205	■		○	○	○	◎
13	名寄西小学校	西7条南1丁目 18番地	学校長	248			○	○		
14	中名寄小学校	字日彰285番地	学校長	97	■		○	○	○	
15	風連中央小学校	風連町西町	学校長	182	○	○	○	○	○	◎
16	駅前交流プラザ 「よろーな」	東1条南7丁目	市長	98	■	○	○	○	○	◎
17	市保健センター	西2条北5丁目 市保健センター	所長	71			○	○		
18	市スポーツセンター	西7条南12丁目 55番地	館長	333	■			○	○	
19	市民文化センター	西13条南4丁目 2番地	館長	157			○	○		
20	智恵文多目的 研修センター	字智恵文11線 北2番地	館長	71	■	○		○	○	
21	上川北部人材 開発センター	字緑丘30番地	専務	238	○		○	○	○	◎
22	北国博物館	字緑丘222番地	館長	45	○	○	○	○	○	◎
23	西町コミュニティセンター	風連町西町76番地2	地域住民課長	38		○	○	○		
24	風連農村環境 改善センター	風連町新生町 187番地11	公民館長	90	○	○	○	○	○	◎
25	風連日進 コミュニティセンター	風連町字日進 3076番地	地域住民課長	42		○	○	○	○	◎
26	旭コミュニティセンター	風連町字旭 2216番地	地域住民課長	44	○	○	○	○	○	◎

番号	名 称	住 所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
27	瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生 4151番地2	地域住民課長	71		○	○	○	○	
28	西風連 コミュニティセンター	風連町字西風連 2500番地	地域住民課長	10	○	○	○	○	○	◎
29	東風連子供と老人 福祉館	風連町字東風連 3395番地	地域住民課長	38	○	○		○	○	◎
30	ふうれん地域 交流センター	風連町本町 62番地、63番地	公民館長	127	○	○	○	○	○	◎
31	智北地区農作業 管理休養センター	字智恵文智北	町内会長	10	○	○		○	○	
32	なよろ健康の森管理棟	字日進	市長	45	○	○	○	○	○	◎
33	高見区町内会福祉会館	字緑丘5	市長	24	○	○	○	○	○	◎
34	アカシヤ福祉会館	西11条南8丁目11 番地	市長	24			○	○		
35	大橋地区 コミュニティセンター	西4条北10丁目73 番地8	市長	22			○	○		
36	東部地区集落センター	字日彰285番地1	市長	40			○	○		
37	株式会社 名寄ゴルフ倶楽部	字日彰391	取締役社長	24	○			○	○	
38	サンピラー交流館	字日進147-2	北海道知事	213	○	○	○	○		◎
39	弥生会館	字弥生	町内会長	24	○	○		○		◎
40	道の駅 もち米の里☆なよろ	風連町 西町334番地1	市長	75	○	○	○	○	○	◎

◆ 広域避難場所(グラウンド等)

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
1	名寄高等学校グラウンド	字徳田204番地	学校長				○	○		
2	名寄産業高等学校 名農キャンパスグラウンド	字緑丘3番地3	学校長				○	○		
3	名寄産業高等学校 光凌キャンパスグラウンド	西5条北5丁目1番地	学校長				○	○		
4	名寄市立大学	西4条北8丁目1番地	学長				○	○		
5	大学公園	西2条北8丁目1番地	市長				○	○		
6	名寄中学校	字豊栄101番地	学校長				○	○		
7	名寄東中学校	西2条北8丁目1番地3	学校長				○	○		
8	智恵文小中学校	字智恵文11線北2番地	学校長				○	○		
9	風連中学校	風連町新生町167番地1	学校長				○	○		
10	名寄小学校	西1条南1丁目2番地	学校長				○	○		
11	名寄南小学校	西6条南12丁目 55番地2	学校長				○	○		
12	名寄東小学校	東3条南3丁目11番地	学校長				○	○		
13	名寄西小学校	西7条南1丁目18番地	学校長				○	○		
14	旧豊西小学校	西15条南4丁目 14番地2	市長				○	○		

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所					指定一般避難所
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
15	旧智恵文小学校	字智恵文12線南3番地	市長				○	○		
16	中名寄小学校	字日彰285番地	学校長				○	○		
17	風連中央小学校	風連町西町201番地1	学校長				○	○		
18	旧風連下多寄小学校	風連町瑞生1558番地	市長				○	○		
19	旧東風連小学校	風連町字東風連 889番地	市長				○	○		
20	浅江島公園	名寄市西13条南2丁目	市長				○	○		
21	名寄公園	字緑丘	市長				○	○		
22	弥生公園	字弥生	市長				○	○		
23	南広場	西2条南9丁目	市長				○	○		
24	白樺公園	西9条北1丁目	市長				○	○		
25	なよろ健康の森	字日進	市長				○	○		
26	北海道立 サンピラーパーク	字日進147-2	北海道知事		○	○	○	○		

◆ 指定福祉避難所

番号	名称	住所	管理者	収容人員	指定緊急避難場所				
					洪水	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫
1	名寄市総合福祉センター	西1条南12丁目1番地2	市長	73	○	○	○	○	○

※各施設の収容人員は、災害ごとの最小の収容見込みを表示している。

(2) 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針(平成25年8月内閣府(防災担当))を遵守し、実施するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設の準備

指定緊急避難場所及び指定避難所等の施設の管理者及び市長から、避難所の開設の担当を命じられたものは、平常時から鍵の開錠及び連絡体制を確立しておかなければならない。

第5章 水防計画

水災害時における、水防法に基づく水防活動等については、この計画の定めるところによる。

第1節 水防活動

1 水防責任の大綱

水防法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

(1) 名寄市

水防法第3条の規定に基づき、名寄市は水防管理団体として名寄市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 旭川開発建設部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災害を防御し、またはこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じて水防管理者に通知すること。

ウ 天塩川水系天塩川、天塩川水系名寄川洪水予報の発表に関すること。

(3) 上川総合振興局

ア 上川総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

イ 上川総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にけた内容を通知すること。

(ア) 旭川地方気象台が、気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合

(イ) 水防法第10条第2項の規定により、旭川開発建設部長が旭川地方気象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合

(ウ) 水防法第16条第1項の規定により、天塩川水系天塩川、天塩川水系名寄川につき旭川開発建設部長が発表する水防警報を受けた場合

(4) 旭川建設管理部

ア 洪水等による危険が切迫した場合において、水災害を防御し、またはこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

(5) 居住者の義務

水防法第24条の規定に基づき、名寄市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

2 水防組織と機構

(1) 市の組織

水防に関する市の組織は、第2章第2節に定めるところによる。

(2) 消防機関の組織

水防に関する消防機関の組織は、別表第1のとおりとする。

(3) 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、別表第2に定めるところとする。

ただし、分担区域以外の区域であっても、消防署長が必要と認め指示したときは直ちに出勤し、現地水防活動に当たるものとする。

3 協力及び応援

(1) 河川管理者（北海道開発局長）の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う水防・土砂災害等のための活動として次の協力を行う。

(2) 北海道開発局長の協力事項

ア 河川に関する情報（天塩川、名寄川、風連別川、豊栄川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材（災害対策用機械含む）の貸与

オ 洪水、地震、土砂災害等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

4 近隣市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊

(1) 近隣市町村水防管理団体との協力応援

水防法第23条の規定に基づく近隣市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

名寄市 水防管理団体 市役所 3-2111 消防本部 3-2627	市町村水防管理団体名	市外 局番	市役所・ 町村役場	消 防 本 部
	下川町 水防管理団体	01655	4-2511	上川北部消防事務組合
	美深町 水防管理団体	01656	2-1611	上川北部消防事務組合
	音威子府村 水防管理団体	01656	5-3311	上川北部消防事務組合
	中川町 水防管理団体	01656	7-2811	上川北部消防事務組合
	士別市 水防管理団体	0165	23-3121	士別地方消防事務組合
	和寒町 水防管理団体	0165	32-2421	士別地方消防事務組合
	剣淵町 水防管理団体	0165	34-2121	士別地方消防事務組合
	苫前町 水防管理団体	0164	64-2211	北留萌消防組合
	遠別町 水防管理団体	01632	7-2111	北留萌消防組合
	枝幸町 水防管理団体	0163	62-1234	南宗谷消防組合
	中頓別町 水防管理団体	01634	6-1111	南宗谷消防組合
	幌加内町 水防管理団体	0165	35-2121	深川地区消防事務組合

(2) 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、第5章第20節の災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防署長が協力応援を求めるときの、水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

ア 警察通信施設の使用（水防法第27条第2項）

イ 警戒区域の設定（水防法第21条第2項）

ウ 警察官の出動（水防法第22条）

エ 避難のための立ち退きの場合における通知（水防法第29条）

(3) 自衛隊の派遣要請は、第5章第22節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（上川総合振興局長）に要請を要求するものとする。

5 水防危険区域及び水防施設

(1) 水防危険区域等の指定

市内河川等で、水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、別表第1水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域のとおりである。

(2) 水位観測

北海道開発局及び北海道の所管する水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	観測所の位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	計画高 水 位
名寄大橋	天塩川	天塩川	大橋(①地区)	92.30m	93.20m	94.70m	94.90m	95.62m
真勲別	天塩川	名寄川	中名寄幕別橋 (下川町ほか)	103.90m	104.40m	104.70m	105.00m	106.32m
			中名寄幕別橋 (名寄市街地)	103.90m	104.40m	105.70m	106.00m	106.32m
豊栄川	天塩川	豊栄川	白樺橋上流	93.95m	94.44m	95.10m	95.34m	95.34m
北興橋	天塩川	風連別川	北興橋下流	98.80m	99.60m	100.70m	101.30m	—
西多寄	天塩川	天塩川	瑞生橋下流	105.00m	105.60m	—	—	—

備考 北海道所管の観測所～豊栄川

(3) 雨量観測

名寄市内において雨量観測を実施している機関及び北海道開発局・北海道所轄の雨量観測所（名寄市関係分）は、次のとおりである。

○ 旭川地方気象台

所轄区分	観測所名	観測所位置	使用機器	備 考
気象庁	名 寄	名寄市字大橋 63 番地 3	有線ロボット気象計、積雪深計	
気象庁	西風連	名寄市風連町西風連 2500	有線ロボット雨量計	

○ 旭川開発建設部名寄河川事務所

所轄区分	観測所名	観測位置	使用機器	備 考
開発局	名 寄	名寄市西 6 条南 9 丁目	有線ロボット気象計 有線ロボット積雪深計	
	西多寄	名寄市風連町瑞生350	自（いっ水式）＋テレ	

所轄区分	観測所名	観測位置	使用機器	備 考
北海道	豊栄川	名寄市西14条南12丁目	自（いっ水式）＋テレ	

(4) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の備蓄は、市が保有するもののほか、必要に応じ民間等から発注調達するものとする。

(5) 水防用土砂採取場

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、または土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は名寄市字大橋106番地とする。

(6) 内水排除機等の操作

内水排除機及び揚排水機、樋門樋管、導集水路等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から次のことを含めて管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

ア 施設管理者は、気象等の状況に関する通報があった後は、水位の変化を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとする。

ウ 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

- (ア) 目 的
- (イ) 点検整備要領
- (ウ) 操作員氏名
- (エ) 操作の時期及び通報
- (オ) 操作に関する記録及び報告
- (カ) その他

6 気象警報等の通信連絡

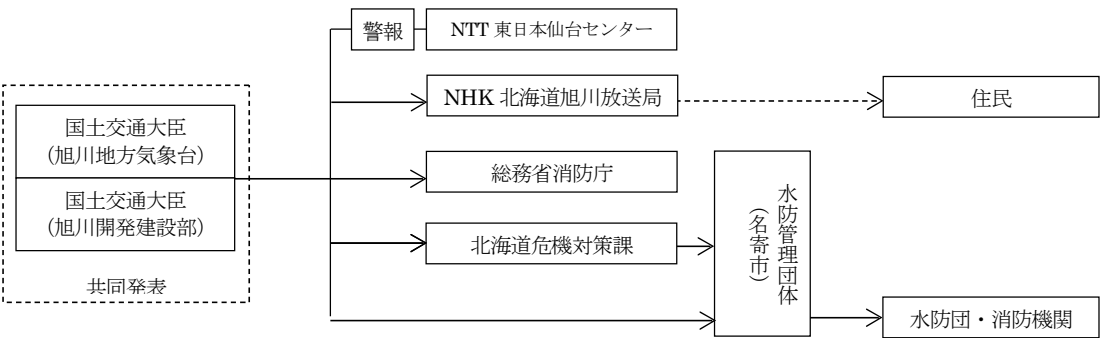
(1) 旭川地方気象台及び北海道開発局（旭川開発建設部）から発表される気象予報及び気象警報並びに洪水予報及び水防警報は次のとおりである。

(2) 水防活動用予報及び警報等の種類

予警報区分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報及び 警報 気象業務法第 14条の2第1 項	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	水防活動用として特に 発表されるものではなく、 一般向け注意報及び警報 に含めて発表
洪水予報 ・水防法第10 条第2項 ・気象業務法第 14条の2第2 項	氾濫発生情報（洪水警 報）・氾濫危険情報（洪 水警報） 氾濫警戒情報（洪水警 報）・氾濫注意情報（洪 水注意報）	旭川開発建設部 旭川地方気象台 共同	指定河川について、水位 又は流量を示して行う予 報
水防警報 ・水防法16条	待機・準備・出動・指 示・解除	旭川開発建設部	洪水によって災害が発 生するおそれがあるとき、 水防を行う必要がある旨 を警告して行う発表

(注) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

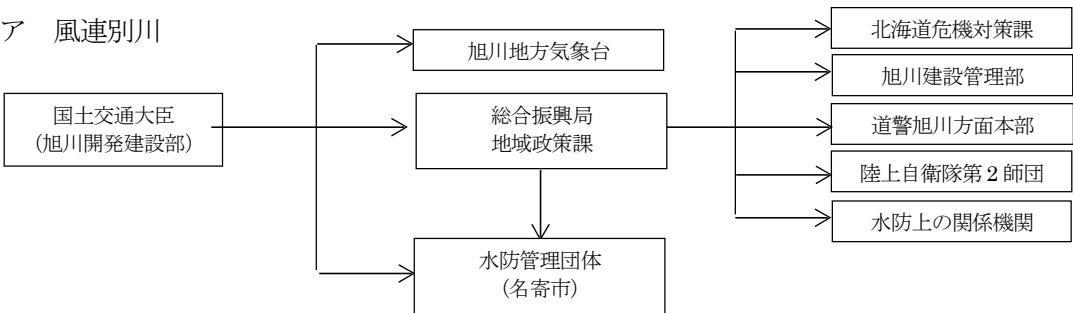
(3) 洪水予報（国が行う洪水予報）



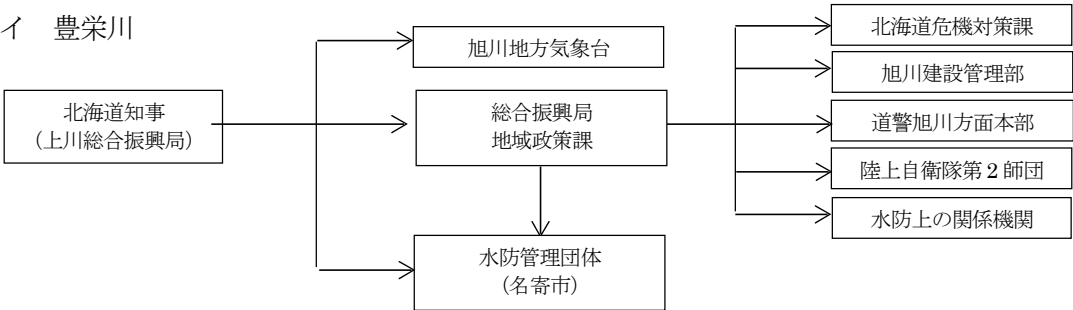
※ 洪水予報の対象河川は、天塩川及び名寄川

(4) 水位周知河川(国又は知事が行う水位情報の通知及び周知)

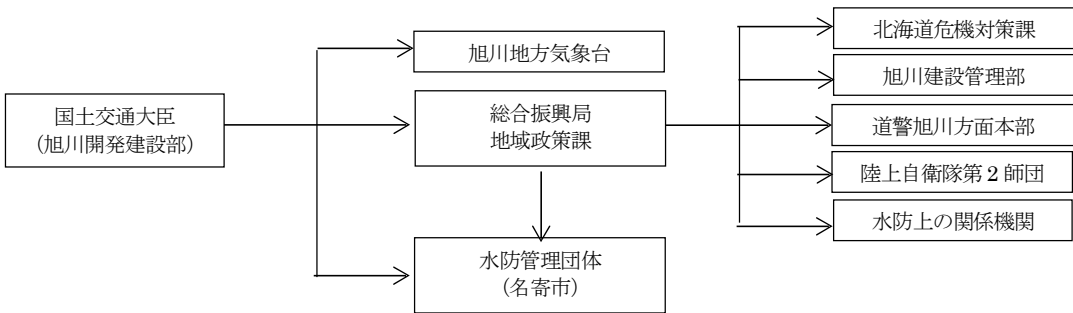
ア 風連別川



イ 豊栄川



(5) 国土交通大臣又は知事による水防警報



通信手段は、電話、FAX、電子メール及び洪水予警報等作成システムによる。

7 要配慮者施設の指定

(別表) 水防法第15条第1項に基づく要配慮者施設(令和6年3月25日現在)

	区 分	施設名称	所在地	電話 番号	FAX 番号	国土交通大臣が指定する洪水予報河川名
医療施設	総合病院	名寄市立総合病院	西7条南8丁目	3-3101	2-0567	天塩川・名寄川
	事業所内 保育施設	名寄市立総合病院 (つばみ保育所)	西6条南8丁目	3-2839		天塩川・名寄川
	病院	吉田病院	西3条南6丁目	3-3381	2-3368	天塩川・名寄川
	事業所内 保育施設	吉田病院 (さくらんぼ保育園)	西2条南6丁目	2-7601		天塩川・名寄川
	病院	名寄東病院	東6条南5丁目	3-2188		天塩川・名寄川
	病院	名寄三愛病院	西1条北5丁目	3-3911	2-1555	天塩川・名寄川
市が所管する施設	公立保育所	名寄市西保育所	西6条北4丁目	2-2327	2-2327	天塩川・名寄川
	公立保育所	名寄市南保育所	西6条南9丁目	3-7832	3-7832	天塩川・名寄川
	公立保育所	名寄市東保育所	東5条南3丁目	2-5669	2-5669	天塩川・名寄川
	へき地保育所	智恵文保育所	字智恵文11線	8-2101	8-2102	天塩川
	児童館	児童センター	西11条北2丁目	3-3465	3-3465	天塩川・名寄川
	児童館	風連児童会館	風連町南町 84 番地 1	01655- 3-2871	01655- 3-2871	
	学童保育所	南児童クラブ	西6条南12丁目	3-4896	3-4896	天塩川・名寄川
	学童保育所	東児童クラブ	東5条南3丁目	8-7100	8-7100	天塩川・名寄川
	学童保育所	風連児童クラブ	風連町南町 85 番地 2	01655- 3-2333	01655- 3-2333	

	学童保育所	学童保育所コロポックル	西2条南2丁目	8-7239	8-7239	天塩川・名寄川
	学童保育所	どろんこはうす学童すまいる	西7条南4丁目	3-1028	3-1028	天塩川・名寄川
	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム「里の家」	西1条南4丁目	2-6612		天塩川・名寄川
	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム「里の家」 2号館	大通北5丁目	8-7371		天塩川・名寄川
	認知症対応型 共同生活介護	けあビジョンホーム名寄	大通南4丁目	9-7711	9-7710	天塩川・名寄川
	認知症対応型 通所介護	グループホーム「里の家」 デイサービス	西1条南4丁目	2-6612		天塩川・名寄川
	認知症対応型 通所介護	グループホーム「里の家」 2号館デイサービス	大通北5丁目	8-7371		天塩川・名寄川
	認知症対応型 通所介護	株式会社FOLLOW デイサービスセンター あうん	西10条北1丁目	2-0504	2-0504	天塩川・名寄川
	認知症対応型 通所介護	株式会社FOLLOW デイサービスセンターあうん2号館	西3条北7丁目	8-7795		天塩川・名寄川
	軽費老人ホーム	ノーデンス西1条	西1条南10丁目	8-7877		天塩川・名寄川
	軽費老人ホーム	フロンティアハウスふうれん	風連町北栄町183	01655- 3-2470	01655- 3-2471	
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームひのき	豊栄109番地	8-7580	8-7580	天塩川・名寄川
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームひのき西棟	豊栄109番地	8-7580	8-7580	天塩川・名寄川
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ゆうぞらの家	西4条北2丁目	8-8117		天塩川・名寄川
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ほしぞらの家	徳田31番地4	8-7733	8-7735	
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム あおぞらの家	徳田31番地4	8-7733	8-7735	
	有料老人ホーム	グループハウスやすらぎ	風連町緑町98番地	01655- 3-2470	01655- 3-2471	

	通所介護	名寄市デイサービスセンター 友遊館	東8条南8丁目	2-6227	3-3353	天塩川・名寄川
	通所介護	名寄市デイサービスセンター 楽々館	東8条南5丁目	3-0341	3-0343	天塩川・名寄川
	通所介護	機能訓練付デイサービス ららクラブ	西4条南2丁目	8-7886	8-7887	天塩川・名寄川
	通所介護	機能訓練付中重度対応デイサービス えんじゅ	西4条南2丁目	8-8121	8-8122	天塩川・名寄川
	通所介護	名寄市風連在宅老人デイサービスセ ンター	風連町北栄町 51 番 地 1	01655- 3-2971	01655- 3-2972	
	通所介護	デイサービスセンター フロンティアハウスふうれん	風連町北栄町 183	01655- 3-2020	01655- 3-3216	
北海道知事が所管する施設	小規模保育施設	どろんこ保育園	西7条南4丁目	3-1028	3-1028	天塩川・名寄川
	認定こども園	名寄大谷認定こども園	西5条南2丁目	2-2668	8-7711	天塩川・名寄川
	認定こども園	認定こども園名寄幼稚園	東1条南2丁目	3-0280	8-7091	天塩川・名寄川
	幼稚園	光名幼稚園	西2条南10丁目	2-4741	2-3635	天塩川・名寄川
	幼稚園	名寄カトリック幼稚園	西3条南4丁目	2-2632	2-0387	天塩川・名寄川
	介護老人福祉施設（特養）	名寄市特別養護老人ホーム 清峰園	東8条南8丁目	3-3228	2-0921	天塩川・名寄川
	介護老人福祉施設（特養）	特別養護老人ホーム しらかばハイツ	風連町北栄町 51 番 地 1	01655 -3-2971	01655- 3-2972	
	短期入所生活介護	名寄市特別養護老人ホーム 清峰園	東8条南8丁目	3-3228	2-0921	天塩川・名寄川
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム しらかばハイツ	風連町北栄町 51 番 地 1	01655- 3-2971	01655- 3-2972	
	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 モモ	西3条南3丁目	3-8746		天塩川・名寄川
	通所リハビリテーション	名寄三愛デイケアセンター	西1条北5丁目	3-3911	2-1555	天塩川・名寄川

共同生活援助	麻生ハイツ	西6条南11丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	あじさい寮	西6条南11丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	来夢	西14条南10丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	リップル	西5条南6丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	カーザ	豊栄109番地	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHあい	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	陽だまり 短期入所あい	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHやすらぎ	東9条南5丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	共生型GHサロンふれあい	東8条南5丁目	(代) 3-1221	8-9310	天塩川・名寄川
共同生活援助	GHかがやき	大通南11丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHゆい	西9条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHあき	西10条北9丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	GHはる	大通南10丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
共同生活援助	ふたば荘	西1条南8丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
共同生活援助	エイデン	西4条南7丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
共同生活援助	ポルト	東5条北1丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム ひかる	西7条南9丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川

共同生活援助	グループホーム ういっと	西12条北1丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム ひなた	西6条南5丁目	(代) 3-8831		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム かざぐるま	東4条北1丁目	(代) 2-0356		天塩川・名寄川
共同生活援助	グループホーム 風鈴	東4条北1丁目	(代) 2-0356		天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 やすらぎ	東9条南5丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 ふれあい	東8条南5丁目	(代) 3-1221	8-9310	天塩川・名寄川
短期入所	陽だまり短期入所 かがやき	大通南11丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
生活介護	陽だまり	大通南2丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
自立訓練 (生活訓練)	生活訓練事業所 ファロ	西1条南6丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
就労継続支援A	就労継続支援事業所 みなみな	西4条南3丁目	3-1188		天塩川・名寄川
就労継続支援B	F r e i h e i t	西1条南5丁目	2-8330		天塩川・名寄川
就労継続支援B	ジョブアカデミー名寄	西2条南6丁目	8-7680		天塩川・名寄川
就労継続支援B	就労継続支援事業所 マヤッカ	西1条南6丁目	(代) 8-7070		天塩川・名寄川
就労継続支援B	陽だまり	大通南2丁目	(代) 3-1221		天塩川・名寄川
地域活動支援 センター	道北地域生活支援センター いきぬき	西1条南9丁目	9-4365		天塩川・名寄川
児童発達支援	児童デイサービス BAUM	西6条北4丁目	(代) 8-7272		天塩川・名寄川
児童発達支援	名寄市子ども発達支援センター	西1条南12丁目 (福祉センター内)	3-2364		天塩川・名寄川

	児童発達支援	児童発達支援事業所 遊楽	西1条南7丁目	(代) 3-9222		天塩川・名寄川
	放課後等デイサービス	児童デイサービス BAUM	西6条北4丁目	(代) 8-7272		天塩川・名寄川
	放課後等デイサービス事業	児童発達支援事業所 遊楽	字豊栄109番地1	(代) 3-9222		天塩川・名寄川

8 要配慮者施設への洪水予報等の伝達

(1) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法については次のとおりとする。

ア 市が所管する施設 所管部局からFAX又は庁内メールにより伝達

イ 北海道知事が所管する施設及び医療施設 所管部局からFAX又は庁内メールにより伝達

(2) (1)の洪水予報等の伝達は、主として避難行動要支援者対策班が担当する。

9 避難確保計画の作成及び報告

(1) 要配慮者利用施設が作成する避難確保計画に掲載する事項は次のとおりとする。

(2) 要配慮者利用施設が避難確保計画を作成した時は、関係部局の点検を受け市総務部参事（防災担当）へ提出しなければならない。

10 避難確保計画作成の指示及び未作成施設の公表

(1) 市は、要配慮者利用施設が避難確保計画を作成した場合の点検において必要に応じて、指示することができる。

また、要配慮者利用施設が未作成施設であるときは、作成の指示を行う。

(2) 避難確保計画を未作成の要配慮者利用施設については、公表をするものとする。

11 避難訓練及び報告

要配慮者利用施設が行う避難訓練の結果等について、市総務部参事（防災担当）へ報告しなければならない。

12 重要水防箇所

(1) 重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のこと。

(2) 具体的には次のような項目毎に、その重要度によってA・B、要注意区間の3つのランクに分類する。

- ・堤防高・・・・・・・・・・ 堤防の高さが不足している箇所
- ・堤防断面・・・・・・・・・・ 堤防の幅が不足している箇所
- ・法崩れ・すべり・・・・・・・・ 過去に堤防の法面が崩れたことのある箇所
- ・漏水・・・・・・・・・・ 過去に堤防から水がにじみ出したことのある箇所
- ・水衝・洗掘・・・・・・・・・・ 川の水あたりの強い箇所
- ・工事施工・・・・・・・・・・ 堤防・開削を行う工事箇所等
- ・工作物・・・・・・・・・・ 橋の桁下が低い箇所等
- ・新堤防・・・・・・・・・・ 堤防工事から3年以内の箇所
- ・破堤跡・旧川跡・・・・・・・・ 昔川が流れていた箇所等

(3) 重要度等の定義

ア 重要度A : 水防上最も重要な区間

イ 重要度B : 水防上重要な区間

ウ 要注意区間 : 工事施工、新堤防、旧川跡、破堤跡、陸閘の該当箇所について「要注意区間」と定義している。

エ 重点区間 : 水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間を設定する。

(4) 重要水防箇所は、北海道開発局旭川開発建設部及び北海道が別に定める。

13 洪水警戒情報の伝達

洪水情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方 法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン	摘 要
警戒信号	●休止 ●休止 ● 休止	●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 ●—休止 5秒—15秒	はん濫注意水位に達した ことを知らせる信号
出動第1 信号	●—●—● ●—● —● ●—●—●	●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 ●—休止 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属 する者の全員が出動すべ きことを知らせる信号
出動第2 信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 ●—休止 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域 内に居住する者が出動す べきことを知らせる信号
危険信号 (避難・立ち 退き)	乱 打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居 住者に避難のため立ち退 くことを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭、電話、広報車等により周知すること。

14 水防活動

(1) 市の配備計画

市が、水防法第10条の規定による洪水予報及び水防法第16条による水防警報を受けたとき、または洪水が予想されるとき市の配備体制は、第2章第3節における本部の配備体制によるものとする。

(2) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防管理者は、市職員及び消防職員により、常時水防区域内の堤防・樋門樋管・排水機場及び導集水路を監視させ、水防上危険であると認められる個所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川・堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、貯水池その他これに準ずる施設の管理者は、監視員を定め、担当区域を監視させるものとし、地区別巡視責任者は、次のとおりとする。

地 区	担 当 河 川 等	巡 視 担当部署	巡 視 責任者	監視員 の数
名 寄 地 区	天塩川・名寄川・内淵川・旧豊栄川・有利里川・瑞穂川・右瑞穂川・ポン初茶志内川・初茶志内川・線路の沢川・弥生川・西初川・タヨロマ川・倉沼川・風連別川・曙川・豊栄川・十線川・ピヤシリ川・日之出川・ラカン川・拓文川・日彰川・新生川・拓進川・松の川・平和川・九線川・朝日川・上名川・砂金沢川・夢の川・旭東川	建設水道部 消防署	・都市整備課長 ・消防署長 (名寄消防団長)	名寄消防団 ・本部分団 ・第1分団 ・第2分団 ・第3分団 ・第4分団
智恵文 地 区	天塩川・高砂川・18線川・イオナイ川・親和川・福德川・昭和川・智南川・紅葉川・大和川・報徳川・八線川・六線川・吉野川・共和川・西村川・東雲川・智恵文北川智恵文川・ピヤシリ沢川・九度山川・四線川	建設水道部 消防署		名寄消防団 ・第4分団

風連地区	風連別川・忠烈布川・えん堤下の川・忠烈布支流の沢川・大沼川・丸三川・長根川・東生川・サクラノ沢川・一の沢川・二の沢川・三の沢川・タヨロマ川・クラヌマ川・真狩川・エペウンナイ川・左の沢川・クマウシュナイ川・西七号川・トーフトナイ川・ポントーフトナイ川・ヒダリフトナイ川・天塩川	建設水道部	・都市整備課長	風連消防団 ・本部分団 ・第1分団 ・第2分団
		消防署	・消防署長 (風連消防団長)	・第3分団 ・第4分団

イ 非常監視及び警戒

水防管理者は、非常配備を指令したとき、または水防上必要があると認めるときは、アに定める監視員及び（３）の消防機関の水防分担区域に定める消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせ、監視員は異状を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は直ちに河川管理者等に連絡するものとする。

（３）警戒区域

ア 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

イ 警戒区域設定の報告

アにおいて警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

（４）決壊の通報

水防管理者等は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれに関係者に通報するものとする。

15 水防報告

（１）水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ 水防団を待機させたとき。

エ その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告を翌月5日までに上川総合振興局長に2部提出するものとする。

16 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、水防法第35条の規定により毎年水防訓練を実施するものとする。

17 タイムライン（防災行動計画）の活用

(1) タイムラインの運用

水防管理者は、災害発生前から災害発生時までの間の防災活動で関係機関と定めるタイムライン（防災行動計画）に沿って行うことを基本とする。

(2) タイムラインの見直し

水防管理者は、防災活動において必要があると認めるときは、関係機関と協議の上タイムライン（防災行動計画）の見直しを行うものとする。

第2節 洪水ハザードマップ

1 洪水ハザードマップの根拠及び浸水想定等

(1) 作成の根拠

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知を行うものとされることから、同法第15条の規定に基づき、地域防災計画において洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにハザードマップに関して必要な事項を定める。

(2) 降雨及び浸水想定

ア 計画規模・天塩川、名寄川、風連別川の浸水想定区域として、概ね100分の1の確率で起こる大雨（天塩川流域の3日間雨量242mm）が降った場合における河川の氾濫を想定した浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

イ 最大規模・天塩川、名寄川、風連別川の浸水想定最大規模の降雨を想定を区域として、1000分の1の確率で起こる大雨（天塩川流域の72時間雨量343mm、名寄川流域の72時間雨量424mm）が降った場合における河川の氾濫による浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

(3) 氾濫流（家屋倒壊）、河岸浸食、浸水継続時間は、国土交通省が最大規模の降雨を想定した河川の氾濫をによる浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

(4) ハザードマップの作成経過

ア 平成23年3月：名寄市洪水ハザードマップ

イ 平成25年3月：名寄市土砂災害警戒区域等防災マップ（智恵文八幡地区）

ウ 平成27年8月：名寄市防災マップ

エ 平成30年8月：名寄市洪水ハザードマップ

オ 令和4年10月：名寄市防災ガイドマップ

2 浸水想定の対象となる河川

ハザードマップに掲載する浸水想定の対象河川

(水防法に基づく浸水想定の対象河川は次のとおりとする。)

- (1) 国土交通大臣による洪水予報河川（水防法第10条第2項）

天塩川 名寄川

- (2) 国土交通大臣による水位周知河川（水防法第13条第1項）

風連別川

- (3) 知事による水位周知河川（水防法第13条第1項）

豊栄川

- (4) 対象河川以外の河川及び小河川については、過去におきた水害の例による。

3 「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域（家屋倒壊等ゾーン）の指定

「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域（家屋倒壊等ゾーン）の指定は、平成28年10月31日国が公表した「氾濫流」及び「河岸浸食」の範囲にある家屋等とする。



別紙第2（2の3関係）

水防区域

番 号	市 町 村 名	被 害 発 生 予 想 区 域						予 想 さ れ る 被 害						整 備 計 画	
		地 区 名	警 戒 区 域 延 長 (m)	水 系 河 川 等			災 害 の 要 因	住 家			公 共 施 設 等		道 路	実 施 機 関 名	摘 要
				流心距離 (m)	水系	河川名		戸 数	人 口	そ の 他	施 設 名	収 容 人 員 等 (人)	交通量、孤 立集落等		
1	名寄市	砺波	1,000	—	天塩川	天塩川	溢水	15	60	—	—	—	—	名寄市	
2	名寄市	中名寄3線	1カ所	—	天塩川	天塩川	溢水	1	5	—	—	—	—	名寄市	
3	名寄市	中名寄5線	1カ所	—	天塩川	天塩川	溢水	4	5	—	—	—	—	名寄市	
4	名寄市	東風連	2カ所		天塩川	風連別川	溢水	4	9	—	—	—	—	名寄市	

番 号	市 町 村 名	被 害 発 生 予 想 区 域					予 想 さ れ る 被 害					法令等における指定状況					整 備 計 画		
		地区名	場 所	災 害 の 要 因	警戒区 域 (面積距 離) (ha)	住 家			公共施設等		道 路	指定 機関	法 令 等	指定 年度	指定 番号	予想区域 との関連		実 施 機 関 名	摘 要
						戸 数 (戸)	人 口 (人)	そ の 他	施設 名	収容人 員等 (人)						交通量、 孤 立 集 落等	全部		
1	名寄市	旭ヶ丘	旭ヶ丘	浸水	1.1	32		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
2	名寄市	風連町 仲町	風連町 仲町	浸水	0.07	2		—	西町 コミセン	—	—	—	—	—	—	—	—		
3	名寄市	風連町 緑町	風連町 緑町	浸水	0.4	12		—	—	—	—						—		

第6章 災害応急対策計画

災害時における災害の拡大防止及び被害の最小化並びに住民の安全及び被災者の保護を図ることを目的とする災害応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第70条)
- (2) 警察官等 (基本法第63条第2項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (基本法第80条)
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- (6) 水防管理者(市長)、消防機関の長(消防長)等 (水防法第24条及び第28条)
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第29条)

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を名寄市広告式条例（平成18年名寄市条例第3号）の規定により、市役所名寄庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

（ア）名称又は種類

（イ）形状及び数量

（ウ）所在した場所

（エ）処分の期間又は期日

（オ）その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（3）支障物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手段を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(基本法第68条)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要請等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。(基本法第67条)

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

3 災害救助法の適用

災害救助法に関する事項については、次のとおりである。

(1) 目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、必要に応じて救助の実施に関する事務の一部を市町村へ委任できる。

(3) 災害救助法の種類

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の供与

エ 飲料水の提供

オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ 医療・助産

キ 被災者の救出

ク 住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 埋葬

サ 遺体の捜索・処理

シ 障害物の除去

(4) 救助法の適用基準等

ア 市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告しなければならない。

イ 災害救助法の適用基準は次のとおりである。

救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条関係）

条 件	名寄市の被害状況 (人口：15,000人以上30,000未満)
市町村区域内の人口 (15,000人以上30,000未満)	住宅消滅世帯数 50世帯以上
都道府県の区域内の人口3,000,000以上 住宅施用滅世帯数2,500世帯以上	住宅消滅世帯数 25世帯以上
都道府県の区域内の人口3,000,000以上 住宅施用滅世帯数12,000世帯以上	市の区域内の被害世帯数が多数であるとき
災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること	

ウ イの適用基準における住家の滅失、全壊、半壊等の基準は、災害ごとに別に定められている基準を用いて判定するものとする。

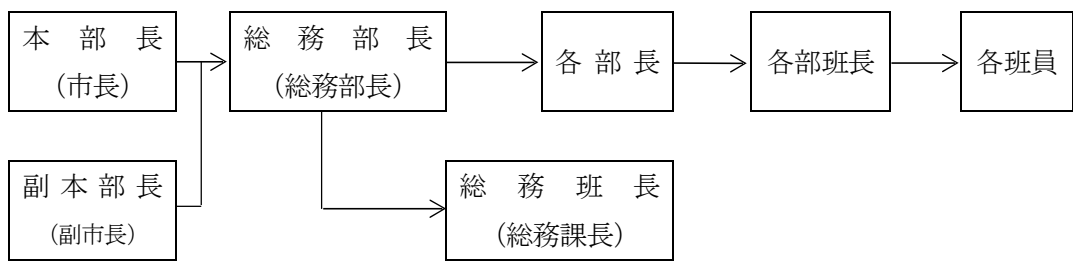
第2節 動員計画

本部設置時における市職員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき各部長が各班長に対し連絡するものとする。

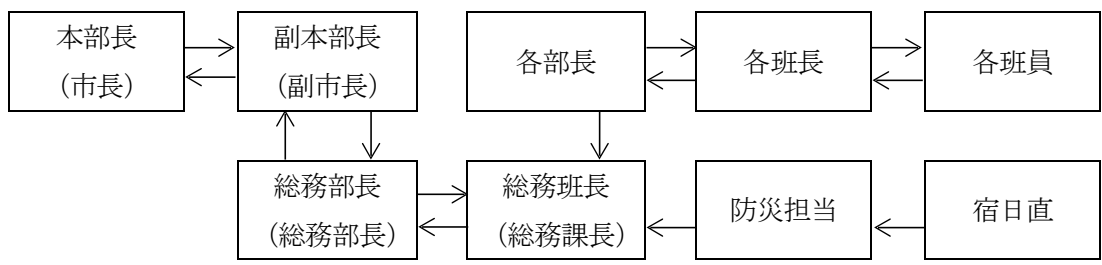
なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。



2 休日又は退庁後の伝達系統

宿日直業務員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部防災担当に連絡して指示を仰ぐものとする。同防災担当は、総務班長に連絡するものとする。

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- (2) 自ら災害発生的事实を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (4) 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとの情報を察知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

4 配備体制確立の報告

各部長は、本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

5 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する部員を他の部に応援させるものとする。災害の状況により応援を必要とする部にあつては、総務班長を通じて本部長に申出をし、必要数の応援を受けるものとする。

6 災害応急対策に従事する者の安全確保

災害対策基本法第50条第2項の規定に基づき、市長は、災害応急対策に従事する者及び避難支援を行う者の安全を確保しなければならない。

第3節 他機関に対する応援出動要請

1 北海道及び他市町村等に対する要請

(1) 要請の決定

各班長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要があるときは、総務班長を通じて本部長に報告するものとする。

この場合において、本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。

(2) 要請の手続

要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 自衛隊に対する要請

第24節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

第4節 災害広報計画

災害時における報道機関、道、関係諸機関及び住民に対する災害情報の迅速かつ的確な提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- (1) 写真班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策等に反映させるものとする。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- ア 災害種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況（避難指示等の状況、避難所の位置・経路等）
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(2) 一般住民等に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。その際、高齢者や障がい者など要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 広報車の利用
- (イ) 「エフエムなよろ」のコミュニティーFM放送の利用
- (ウ) 広報紙、チラシ等印刷物の利用
- (エ) 新聞、ラジオ及びテレビの利用
- (オ) 名寄市ホームページ（名寄市ポータルサイト）の利用

イ 広報事項の内容

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況

- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

3 北海道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

4 庁内連絡

総務部総務班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送・グループウェア等を利用して本部職員に周知する。

第5節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設する等については、この計画の定めるところによる。

1 避難指示等

(1) 避難指示等の責任者

ア 市長

(ア) 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要であると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

a 避難のための立ち退きの指示

b 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

c 緊急安全確保措置の指示

(イ) 避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

イ 北海道知事

災害発生により市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、別に定めるところにより関係機関に協力要請する。

ウ 警察官又は海上保安官

アの（イ）により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、市長（指定する市職員）及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条及

び警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条、第6条）

- （ア）避難等の措置及び土地建物等への立入り
- （イ）他人の土地等の一時使用等
- （ウ）現場の被災工作物等の除去等
- （エ）住民等を応急措置の業務に従事させること

オ 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

- （ア）洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

- （イ）土砂害（土石流、がけ崩れ及び地すべりをいう。以下同じ。）による避難の指示
土砂害により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

（2）避難の指示等の基準

避難指示等の基準については、災害対策基本法に定めるもののほか、この計画で定める基準による。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

（3）避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法については、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）、（土砂災害編）の基準により定める。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

(1) 市長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

(2) 警察官

市長（指定する市職員）が現場にいないとき等において、警察官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官が（1）に掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ高齢者等避難等の発令にあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

4 帳簿類の整備

帳簿類は、次のとおりとする。

(1) 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

品名	単位呼称	名寄市			
月日	摘要	受	払	残	備考

- (注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。
2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。
3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(2) 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

名 寄 市

避難所名	所 在 地	開設期間	実 人 員	延 人 員	開 設 日	備 考
計						

5 北海道（上川総合振興局）に対する報告

(1) 避難の指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに上川総合振興局長に報告するものとする。

(市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。)

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、上川総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに上川総合振興局長に報告するものとする。

第6節 救助救出計画

地域の住民の生命若しくは身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。

1 救出計画

(1) 救出実施責任者

消防署・警察署は、各消防活動、水防活動、警備活動方針によるほか、災害対策本部と連携を図り、傷病者の救急活動や搬送を実施するものとする。

(2) 救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

ア 災害の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

第7節 食糧供給計画

災害時における被災者や災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（担当：市民部・経済部）

救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

3 食糧供給の方法

(1) 主要食糧

ア 農林水産省生産局長

米穀については、知事からの要請を踏まえて、米穀販売届出事業者等に対して手持ち精米の知事への売却を要請するとともに、必要に応じ政府米を応急用米穀として売却する。

イ 北海道（知事）

市長から要請があったときは、農林水産省生産局長と協議の上、応急用米穀を確保し、市に供給するものとし、その受領方法等について指示する。

ウ 市

(ア) 知事への要請

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について上川総合振興局長を通じ知事に要請する。

(イ) 食糧の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて、政府米販売等業務の受託事業者から食糧を受領し、被災者等に配給する。

(2) 副食及び調味料

市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市において調達が困難な場合、道はこれを調達する。

なお、道は、副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

(3) 給食

米飯給食する場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、別表に掲げる施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得る。

(4) 供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、第16節の輸送計画及び第18節の労務供給計画により措置するものとする。

別表（3の(2)関係）

炊き出しが可能な施設

名 称	所 在 地	電話番号	備考
名寄市学校給食センター	名寄市西5北10	2-4307	
名寄市立総合病院	名寄市西7南8	3-3101	
名寄市立大学	名寄市西4北8	2-4194	
名寄市児童センター	名寄市西11北2	3-3465	
名寄市民文化センター	名寄市西13南4	2-2218	
智恵文多目的研修センター	名寄市字智恵文11線	8-2101	

4 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しは、市民部が担当する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設その他の給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によってはパン給食を行うものとする。

5 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

名寄市

炊出し場所の名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

第8節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他の生活必需品の供給の確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（担当：市民部）が行うものとし、物資の調達が困難なときは、北海道知事にあつせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 実施の方法

- (1) 被服その他の生活必需品の緊急支援物資の供給支援及び供給の実施の方法は、国の「支援物資供給の手引き」を使用することを基本とし、物資のニーズは「緊急支援物資輸送 ニーズ調査票」（国土交通省国土交通政策研究所平成25年9月）を使用する。
- (2) (1)に伴い、市長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
- (3) 給与又は貸与の対象者
 - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
 - イ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。また、冬期に被災した場合は、採暖用の移動式石油ストーブ等が大量になることから、その調達方法等について整備することとする。

- (1) 寝 具
- (2) 外 衣
- (3) 肌 着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食 器
- (7) 日用品
- (8) 冷暖房機器等

4 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

物資の給与又は貸与については、各町内会長等の協力を得て行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整理

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

ア 世帯構成員別被害状況（別記第1号様式）

イ 物資購入（配分）計画表（別記第2号様式）

ウ 物資受払簿（別記第3号様式）

エ 物資給与及び受領簿（別記第4号様式）

5 衣料、生活必需品等の調達先

(1) 災害の状況に応じて市内の各衣料品及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は北海道に依頼し、調達するものとする。

(2) 市は、取扱業者等と協定に基づき、迅速な対応及び安定供給体制の確立を図る。

6 給与又は貸与期間

災害発生の日から、10日以内に行うものとする。

しておくこと。

◇別記第4号様式（4の(2)関係）

物資給与及び受領簿

名寄市

住家被害程度		給与の基礎となった	
区分		世帯構成員	

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名



給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

（注）罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月とすること。

第9節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- （１）市長（担当：総務部）は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- （２）石油類燃料の調達が不能になったときは、北海道に協力を求める。

2 石油類燃料の確保

- （１）市は、上川北部石油業協同組合との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

- （２）市は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、LPGの応急・復旧体制の確立を図る。

第10節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、別に定める名寄市水道災害対策計画によるもののほか、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、市長（担当：水道部）が実施する。

（1）応急給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施する応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

（2）個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間程度（一人当たり1日概ね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（3）生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

（4）給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 給水方法

（1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（2）浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質は、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第11節 医療救護計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における医療救護に関することは、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（担当：医療部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護の対象者

（1）対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。

（2）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に行い市長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた市長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

3 災害拠点病院

災害拠点病院となる名寄市立総合病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣して医療活動を行う。

また、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 応急救護所の設置

市長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。応急救護所は、市内各医療機関を原則とするが、災害の状況等により、学校、体育館等の公共施設を使用する。応急救護所では、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を行うものとする。

5 上川北部医師会に対する出動要請

市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、上川北部医師会長に対し、次のとおり救護班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、救護班の構成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動に要する人員及び資器材
- エ その他必要事項

(2) 医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）の業務

- ア トリアージ（患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 医療救護活動の記録

救護班の医療救護活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を市長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷及び軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等の内容
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要事項

6 医療品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等から調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

7 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）

8 災害通報伝達及び傷病者の把握

(1) 災害通報伝達

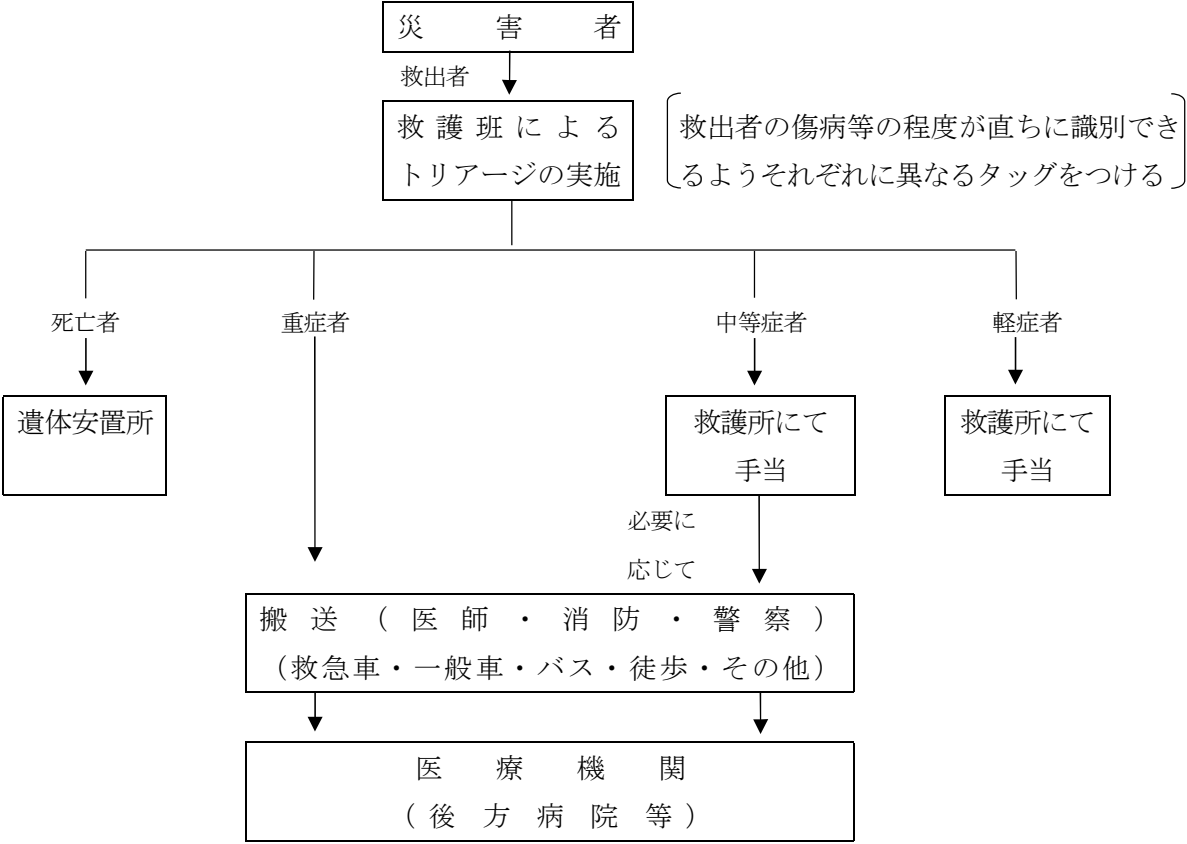
通信連絡体制及び方法については、第3章の災害情報通信計画に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

(2) 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（別記第1号様式）を作成の上、記録集計表（別記第2号様式）に記載するものとする。

(3) 傷病者等の搬送系統



9 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 名寄市

市が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ(1)の負担区分により補償する。

◇別記第1号様式（7の(2)関係）

救 急 状 況 調 書

名寄市

救 急 状 況	取扱者	認識 番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等 の特徴	傷病 程度	収 容 医療機関名
		No.				男 女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所

◇別記第2号様式（7の(2)関係）

記 録 集 計 表

名寄市

月日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現 在	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男	人 男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

第12節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長（担当：市民部）が北海道知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫作業班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫作業班を編成する。
- (2) 防疫作業班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成する。

3 防疫の種別と方法

(1) 消毒活動

- ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
- イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。以下同じ。）を用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

- ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は逆性石鹼を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。
- イ 水洗便所は、逆性石鹼で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室と速やかに連携して対応する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、同法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

6 避難所等の防疫指導

- (1) 避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を行う。
- (2) 保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を行うよう指導する。
- (3) 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。
また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても徹底させるものとする。
- (4) 飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

7 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫資器材が不足した場合は、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室又は隣接市町村等から借用するものとする。

8 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがある。家畜防疫は知事が行うこととされているので、市は必要に応じて、これに協力するものとする。

第13節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の除去については、本章第15節「障害物除去計画」による。

1 平成27年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の災害により生じた廃棄物処理に関する基本的考え方

- (1) 適正な処理と再利用を確保すること
- (2) 円滑かつ迅速に処理すること
- (3) 発災前から周到に備えること

この考え方に基づき、平時の対応は、廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応は、さらに災害対策基本法の枠組みを活用する。

2 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

- (1) あまり被害の無い小規模災害廃棄物処理法に基づく平時の備え
- (2) 通常起こり得るやや大きめの規模の災害廃棄物処理法に基づく特例措置を適用
(市から処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物の設置手続きの簡素化・産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する場合の届け出を事後とすること。)
- (3) 通常起こり得るやや大きめの規模の災害(市の対応が困難)地方自治に基づく北海道への一部事務委託
- (4) 大規模災害(大震災)による廃棄物対策災害対策基本法に基づき処理指針を策定、特例基準を適用し、災害の規模により災害対策基本法に基づく環境大臣による代行

3 災害廃棄物対策指針

災害廃棄物対策指針は、この地域防災計画とは別に定めることができるものとし、計画を定めない場合は、国の大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を発災後に処理指針として活用する。

4 実施責任者

災害発生地における清掃は、市長（担当：市民部）が実施する。被害が甚大で災害廃棄物対策活動が困難な場合は、第2項第3号に規定する事務委託や応援等を要請する。

5 清掃作業班の編成等

- (1) 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ仮置場を設けるとともに避難所等については、臨時적으로ごみ入れ容器を設置する。

6 清掃の方法

(1) ごみの処理

ア 被災地のごみ収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

なお、処理は、市の処理施設若しくは名寄地区衛生施設事務組合の処理施設を使用するが、災害の状況により仮置きし、後日、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

イ 仮置きを要する際など必要に応じて民間車両等、受入・輸送に支障のないよう行うものとする。

(2) し尿の処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

なお、処理は、名寄地区衛生施設事務組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。この場合において、北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の指導の下、移動できるものについては埋立て又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。

なお、埋立てする場合は、1メートル以上覆土するものとする。

8 飼養動物の取り扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第14節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（担当：健康福祉部）及び警察官が実施する。（救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

2 行方不明者の搜索

（1）搜索の実施

市長が、消防機関及び警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する

（2）応援要請

本市において被災し、行方が不明になった者が流失等により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着し、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検死後その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容及び処理

（1）実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡の上引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、市長が行うものとする。

（2）遺体の収容及び処理

ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬

ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で市長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。
なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- （1）事故死等の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋葬する。
- （2）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- （3）被災地以外の地に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

第15節 障害物除去及び放置車両除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらるゝと思われる障害物の除去及び放置車両の除去については、この計画の定めるところによる。

1 障害物の除去

(1) 実施責任者

ア 障害物の除去は、市長（担当：建設部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。

イ 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

ウ 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

(2) 除去の対象：災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

ア 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。

イ 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。

ウ 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。

エ その他、公共的な立場から除去を必要とするとき。

(3) 除去の方法

ア 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。

イ 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

(4) 障害物の集積場所等

ア 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。

イ 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

2 放置車両等の除去

(1) 背景

平成26年11月に基本法が改正され、災害時の放置車両等の対策強化を図るため、道路管理者による放置車両・立ち往生車両の対策が可能になった。

(2) 車両移動に関する運用

道路管理者による道路区間の指定、実施の判断、方法、やむ負えない限度の破損、車両

の移動記録及びその他の事項について、国土交通省道路局が定める「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を遵守し運用するものとする。

第 16 節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具及び物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

- （１）災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第 50 条第 2 項）
- （２）災害時輸送の統括は、総務部が行うものとする。

2 輸送の方法

（１）車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

（２）人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、第 16 節の労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。また、積雪期には、スノーモビル雪上車等による輸送も行うものとする。

（３）航空機輸送

山間へき地などで緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、道又は道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し航空機輸送の要請を行うものとする。また、ヘリコプター離発着場所は、原則的に次のとおりとする。

ヘリコプターの離発着場所

場 所	所 在 地	面積（㎡）	備 考
南 広 場	名寄市西 2 条南 9 丁目	4,900	
運 動 公 園	名寄市字曙	45,000	

場 所	所 在 地	面積 (㎡)	備 考
市 有 地	名寄市字旭東 38 番地	15,000	
市 有 地	名寄市字大橋 140 番地	22,500	
市 有 地	名寄市字共和 95 番地	7,271	旧共和小学校跡地
市 有 地	名寄市字瑞穂 351 番地	6,620	旧瑞穂小学校跡地
市 有 地	名寄市字智恵文 4,226 番地	2,924	旧智南小学校跡地
市 有 地	名寄市字智恵文 1,553 番地	2,253	旧智西小学校跡地
智恵文義務教育学校 校庭	名寄市字智恵文 11 線北 2 番地	18,780	
河川敷地 (建設省有地)	名寄市恵名大橋下流	624	
風連中央小学校 グラウンド	名寄市風連町西町	20,666	
旧風連下多寄小学校 グラウンド	名寄市風連町字瑞生	9,030	
旧東風連小学校 グラウンド	名寄市風連町字東風連	7,934	
旧風連日進小中学校 グラウンド	名寄市風連町字日進	21,193	
旧西風連小学校 グラウンド	名寄市風連町字西風連	4,495	
名寄市営風連球場	名寄市風連町字中央 386 番地	12,451	
名寄市ふうれん望湖 台自然公園運動広場	名寄市風連町字池の上	346,484	

第17節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号（第5条関係））を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報 告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状

況報告書（様式第2号（第8条関係））により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

（1）災害応急対策活動

ア 被災状況の調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

（2）救急活動・救助活動

ア 傷病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

（3）火災消火活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

（4）その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

災害応急対策活動

（1）応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（2）救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出勤要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後上川総合振興局（地域創生部地域政策課）及び名寄警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式第1号）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	電話		FAX			
担当課・職・氏名	職名		氏名			
2 依頼病院名	電話		FAX			
所在地						
担当医師名・科名			担当課 氏名			
3 受入病院名	電話		FAX			
所在地						
担当医師名・科名			直通内線番号			
受入病院の了承: ☐ 有 ☐ 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	☐ 男 ☐ 女	職業		
住 所					感染症:	☐ 無 ☐ 有
病 名					☐ 入院中 ☐ 外来:	月 日
経 過					血圧:	mmHg
					脈拍:	回/分
					呼吸:	回/分
				体温:	℃	
				意識レベル(JCS):		
航空機による搬送が必要か: ☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他						
(主な理由:)						
気圧変化 ☐ 影響無し ☐ 影響有り ()						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)						
☐ ②その他 (具体的な理由:)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	☐ 研修医(理由:)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄:	
医師・看護師の所属病院: ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名						
7 運搬上の必要事項 機内に積載する医療器材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	☐		kg	☐		
③酸素ボンベ	☐		kg	☐		
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他	
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	☐		kg	☐		
⑧その他	☐		kg	☐		
引継場所	依頼病院:			メモ		
(現地離着陸場)	受入病院:					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(口欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第1号(第5条関係)

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時: 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名									
担当者職氏名									
連絡先		TEL FAX							
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所	(住所)							
		(座標)							
	災害発生状況・措置状況								
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()								
離着陸場の状況	離着陸場名								
	警戒隊呼出名称								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)							
傷病者搬送先病院							救急自動車呼出名称		
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()							
	航空機活動	有 ・ 無							
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)						(電話番号)		
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日 号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離着陸場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

第18節 労務供給計画

災害発生時における災害応急対策実施に労務員を必要とする場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（担当：経済部）が行う。

2 民間団体等への協力要請

（1）動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務員を雇上げするものとする。

（2）動員要請

本部の各班において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部総務班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 町内会等の活動内容

町内会等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- （1）避難所に収容された被災者の世話
- （2）被災者への炊き出し
- （3）救援物資の整理、配送及び支給
- （4）被災者への飲料水の供給
- （5）被災者への医療救護の協力
- （6）避難所の清掃
- （7）市の依頼による被害者状況調査
- （8）その他災害応急措置の応援

4 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療救護者の移送のための労務員
- ウ 被災者救出用機械、器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の搜索及び遺体処理のための労務員

(2) 名寄公共職業安定所長への要請

市において労務員の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして名寄市公共職業安定所長へ求人の申込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金及びその他費用負担

- ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第19節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校施設に被害があり通常の教育に支障を来した場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長（担当：教育部・支援部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童又は生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

ウ 周知の方法

休校措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で児童又は生徒に周知徹底させるものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずるものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡

をとり教職員の確保に努めるものとする。

3 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書及び学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童又は生徒に過度の負担にならないようにする。
 - イ 教育の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童又は生徒の保健等に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
 - エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童又は生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないように留意する。
- (3) 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設又は設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内（特に水飲場及び便所）は常に清潔にして必要に応じ消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて、児童又は生徒の健康診断を実施すること。

6 学用品の給与

救助法適用に伴う学用品の給与については、次のとおりとする。

なお、救助法が適用されない場合もこれに準ずるものとする。

- (1) 学用品給与の対象
住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し、

就学上支障のある児童又は生徒に対して支給する。

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、学用品の給与状況記録簿（別記様式）により記録しておかなければならない。

7 文化財等に対する措置

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)及び名寄市文化財保護条例(平成18年名寄市条例第106号)による文化財は、教育委員会においてその保全及び保護に当たるものとする。

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（担当：建設部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

- (3) 市長（担当：建設部）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、住家が被害を受け、住居の場所を失った者を収容保護するため、必要により本章第5節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない者で次に該当する者
 - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業主等

イ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

エ 建設戸数

北海道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が行う。

(オ) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(カ) 費用

費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

また、同法が、適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 実施機関

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(ウ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第1号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第2号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。又は超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は標準建設、買取費等の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は共同施設等整備費の2/5

別記第1号様式（4関係）

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

名寄市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 区分	竣工 月日	入居 月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第2号様式（4関係）

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

名寄市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第21節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、土木施設対策班に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整委員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、北海道との連絡体制を整備するとともに、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第22節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（名寄警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第6節の災害警備計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を確保し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

名寄警察署長（以下「警察署長」という。）は、風水害等各種災害が発生した場合、その規模及び態様に応じて、別に定める災害警備本部等を設置する。

3 災害警備

（1）異常現象などの通報

警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するとともに警察署長に報告するものとする。

（2）事前の措置

ア 市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求めるなど応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

イ 警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとし、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

（3）災害時における災害情報の収集

警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

（4）災害時における広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別に応じ住民の避難、交通規制等の措置について、迅速な広報に努める。

(5) 避難

- ア 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難のための指示又は警告を行うとともに、市防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長が市長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。
- イ 警察官は避難の誘導に当たっては、市、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

(6) 救助

- 警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体検分にあたるものとする。

(7) 応急措置

- 警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条の規定に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに市長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、市長が行うものとする。

(8) 災害時における交通規制

ア 北海道公安委員会（名寄警察署）

- (ア) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (イ) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。
- (ウ) (イ)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場に居ないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

イ 道路の交通規制

(ア) 道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（名寄警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- a 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間

- b 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- c 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

(イ) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- a 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(ウ) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

ウ 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(9) その他

浸水発生時における警察活動

洪水発生時又は洪水の恐れがある場合に浸水が無い地区を拠点として警察活動を行う必要があるときは、当該地区の公共施設(上川北部人材開発センター等)を活動の拠点とするため、速やかに当該施設の管理者に連絡・調整を行うものとする。

第23節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村の応援を要請するものとする。

イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、北海道広域消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、北海道に対して北海道消防防災ヘリコプター応援協定、緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 応援協定等

市が応援協定を締結しているのは、次のとおり。

- (1) 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- (2) 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定
- (3) 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定
- (4) 北海道広域消防相互応援協定
- (5) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(参考 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(参考 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書)

(参考 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書)

(参考 北海道広域消防相互応援協定)

(参考 北海道消防防災ヘリコプター応援協定)

第24節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医務、防疫、給水、通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により北海道知事（上川総合振興局長）に要求する。この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を要請先である陸上自衛隊第3即応機動連隊長に通知するものとする。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で要求したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）に連絡できないときは、直接陸上自衛隊第3即応機動連隊長に通知することができる。ただし、この場合において、速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、その後文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(2) 担当部及び要請先

派遣要請の要求は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、上川総合振興局地域振興部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊名寄駐屯地（第3即応機動連隊第3科）とする。

3 派遣部隊の受入れ態勢等

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事（上川総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び上川総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。

ウ 活動内容等の計画

活動の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と活動計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

イ 北海道知事（上川総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（上川総合振興局長）に報告するものとする。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している活動の内容及び進捗状況

（オ）その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに別記第2号様式により北海道知事（上川総合振興局長）に派遣部隊の撤収要請を要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

5 経費等

(1) 次の費用は、本市が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理手数料

- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び本市において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

別記第 1 号様式（2 の(1)関係）

		第 防 総 名	号
		年	月 日
北海道知事（上川総合振興局長） 様			
		名 寄 市 長	印
災 害 派 遣 の 要 請 に つ い て			
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 派遣部隊が展開できる場所			
5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項			

別記第 2 号様式（4 関係）

		名総防第		号	
		年	月	日	
北海道知事（上川総合振興局長）様					
				名寄市長	印
災 害 派 遣 撤 収 要 請 に つ い て					
年 月 日付け名総防第 号で要求した災害派遣について、 次のとおり派遣部隊の撤収要請を要求します。					
記					
1	撤 収 日 時	年	月	日	時 分
2	撤 収 理 由				

第25節 防災ボランティアとの連携計画

震災又は、大規模な災害後における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによるとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営等については、「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき実施するものとする。

1 ボランティア団体・NPOの協力

市及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

また、市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資及び資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部名寄市地区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第26節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 市（消防機関）

市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

（参考 災害時における燃料供給等に関する協定書）

(2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車輛その他の物体が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車輛その他の物体の占有者、所有者、管理者に対し、当該車輛その他の物体の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

2 緊急輸送道路

市における北海道の緊急輸送道路及び名寄市指定（地震時に通行を確保すべき道路）は次のとおりである。

(1) 第1次緊急輸送道路

道庁所在地（札幌市）から名寄市役所及び名寄市立総合病院、陸上自衛隊名寄駐屯地名寄警察署、名寄消防署を連絡する道路（国道40号）

(2) 第2次緊急輸送路

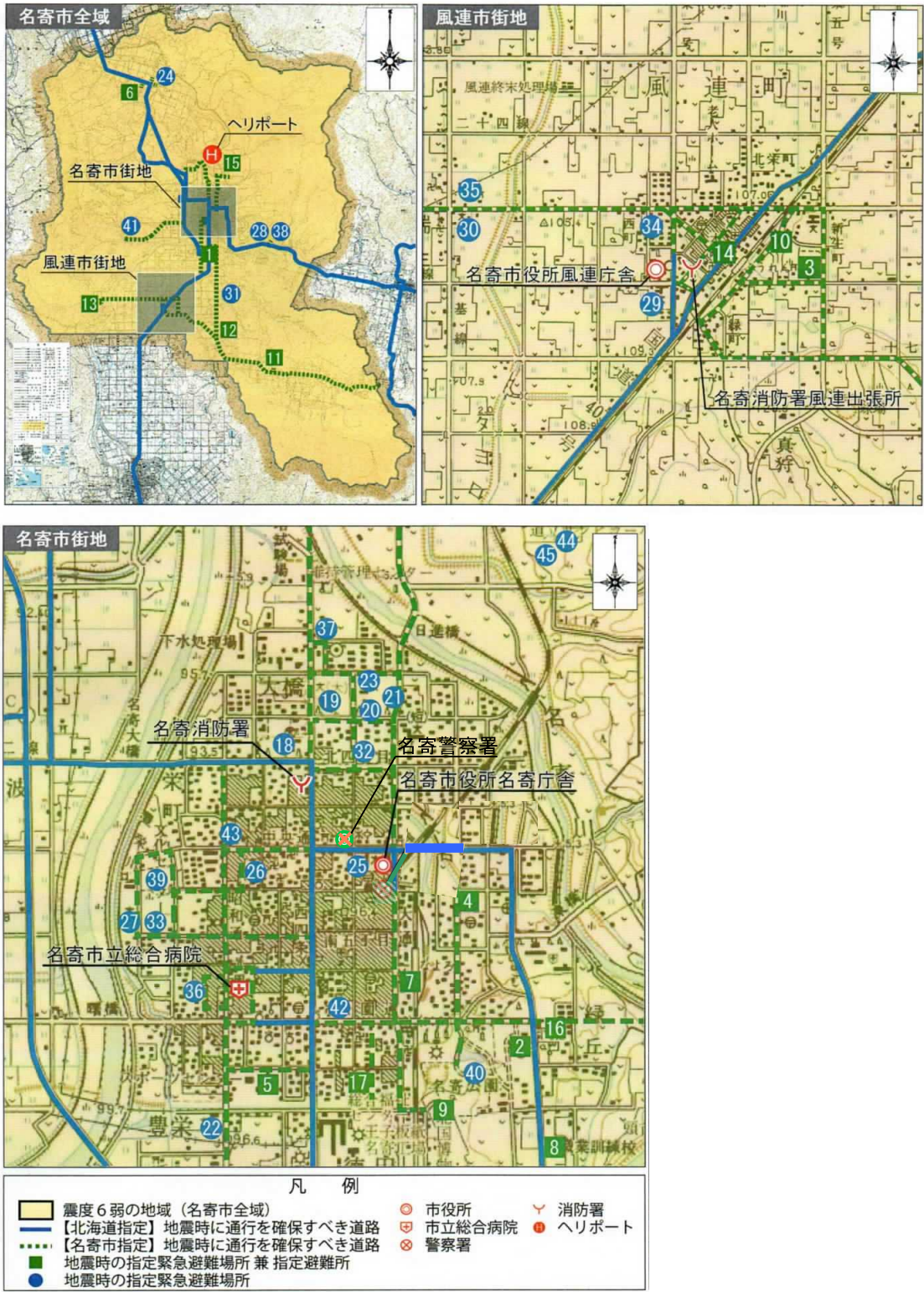
第1次緊急輸送路と名寄市役所風連庁舎及び名寄保健所を連絡する道路（国道239号）

(3) 名寄市指定

道道旭名寄線、道道下川風連線、道道朱鞠内風連線及び市道（細部は、別図「緊急輸送道路参照」）

(4) 別図「緊急輸送道路」

別図 「緊急輸送道路」



第27節 応急飼料対策計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策、市長（経済部）が実施するものとする。

2 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあつ旋について、次の事項を明らかにし、農協を通じあつ旋を要請するものとする。なお、市内において処理不可能なときは、文書をもって上川総合振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料のあつ旋を要請するものとする。

（1）飼料（再播用飼料作物用種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

（2）転 飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第28節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要がある場合において、基本法第29条及び第30条の規定に基づき、指定地方行政機関及び指定公共機関の長等に対して行う職員の派遣又はあつ旋の要請については、この計画の定めるところによる。

1 要請権者

要請権者は、市長とする。なお、市長が職員の派遣を要請しようとするときは、北海道知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別、人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- (2) 職員の派遣のあつ旋を求めようとするときは、要請権者は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあつ旋は、北海道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あつ旋のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣のあつ旋を求める理由
- イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつ旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)

(参考 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書)

(参考 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書)

(参考 北海道広域消防相互応援協定)

第7章 地震災害対策計画

名寄市内における地震災害についての防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、地震防災対策の基本的事項については、第1章から第6章に定めるもののほか、この計画に定めるところによる。

なお、地震防災対策の実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第1節 地震の発生状況と地震想定

1 地震の発生状況

(1) 名寄市における地震の発生状況

地震発生状況は、2018年（平成30年）9月6日03時07分頃、胆振地方中東部を震源とする地震（M6.7、深さ37km）により、名寄市で震度3を観測した。

また、この地震の影響により名寄市では最大41時間弱の停電が発生した。

なお、この地震の最大震度は、厚真町で観測された震度7。気象庁は、この地震を「平成30年北海道胆振東部地震」と命名した。

(2) 名寄市周辺における地震の発生状況

地震発生状況は、2012年（平成24年）7月15日23時08分頃、上川地方北部を震源とする地震（M4.2、深さ0km）により、中川町において震度4を観測し、その後22日03時22分頃の地震でほぼ同じ地域で震度1以上を観測する地震が計10回発生し、中川町で震度4を3回、震度3を1回観測したほか、音威子府村、天塩町などで震度2から1を観測した。

この付近を震源とする地震で震度4を観測したのは、2008年（平成20年）10月4日の宗谷地方北部の地震（M3.5 最大震度4）以来である。

また、M4.0以上の地震を観測したのは、1932年（昭和7年）2月1日に発生した留萌沖中北部の地震（M5.6 最大震度3）以来である。

過去、留萌沖での地震については、明治7年に苫前郡から初山別にかけて地震が発生している。

さらに、鬼鹿沖での地震については、1910年（明治43年）に4分以上の強震、余震は30回を超える地域があり、海中には亀裂が生じている。さらに1918年（大正7年）5月には、鬼鹿沖での地震に関する北海道タイムスからの電報記録がある

2 地震想定

(1) 地震動による被害想定対象地震の設定

ア 北海道で想定される地震は、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、主に陸域で発生する内陸型（地殻内）地震に大きく分けられる。

北海道防災会議では、最新の研究成果等に基づき、そのうち、地震被害想定を行うための対象地震として、31 地震 193 断層モデルを設定している。

イ 今回（平成 30 年 2 月、北海道発表）の被害想定 of 計算対象とした地震

北海道の地震被害想定調査では、31 地震 193 断層モデルについて被害の概略計算の結果から、各管内に特に影響のある 24 地震 54 断層モデルを選定（図 1 及び表 1）

(2) 地震動による被害想定 of 設定条件

雪による被害の影響や、屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生 of 季節・時間帯を下記の 3 つ of パターンとして被害を想定

ア 冬期 of 早朝 5 時

積雪の影響あり、住宅内に最も人がいるため、人的被害が最大となる。

イ 夏期 of 昼 12 時

積雪の影響なし、住宅内に最も人が少ないため、建物・人的被害が最小となる。

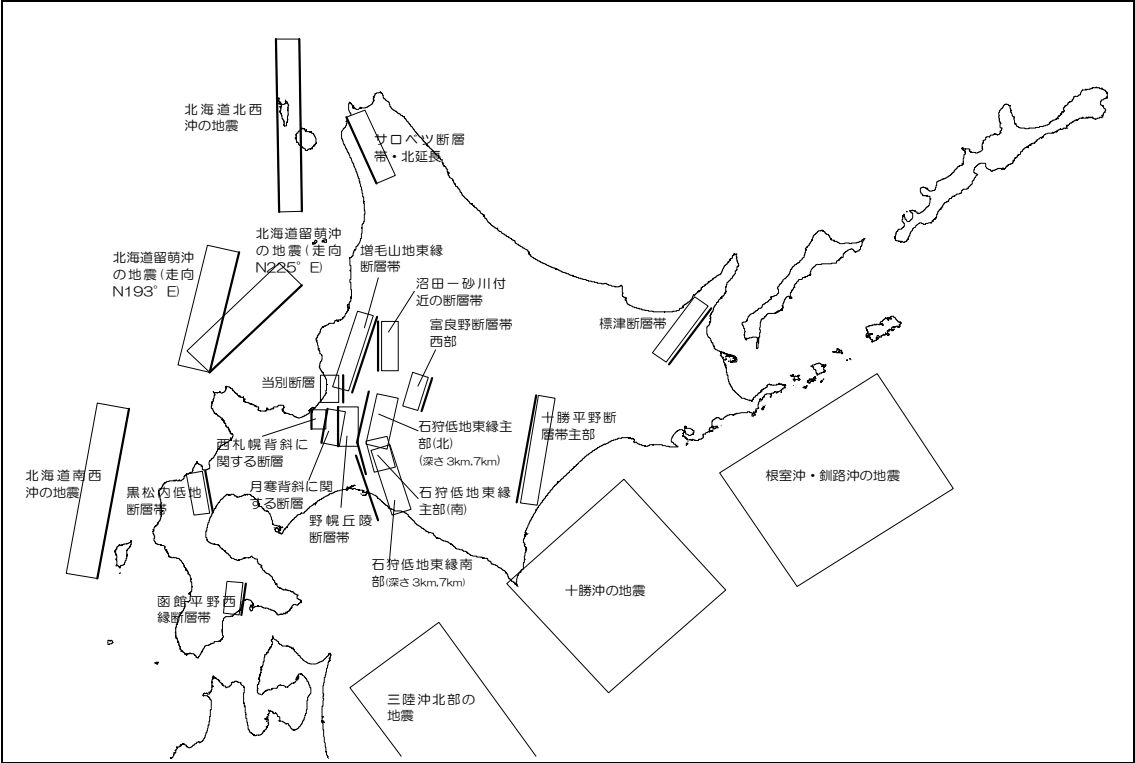
ウ 冬期 of 夕方 18 時

積雪の影響あり、火気の使用が多いため、建物被害が最大となる。

(3) 名寄市 of 地震想定

表 2（平成 30 年 2 月北海道発表）

(図 1) 被害想定の対象地震



(表1) 24 地震 54 断層モデルの一覧表

地 震 名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5
十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5
増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、 45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、 45_4、30_3、30_4
当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 7km)	45_1、30_1、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 3km)	45_2、45_3、45_5、 30_2
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ 3km)	45_2、45_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ 7km)	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km)	30_2、30_3、30_5
黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—
月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1
根室沖・釧路沖の地震	—
十勝沖の地震の地震	—
三陸沖北部の地震	—
北海道北西沖の地震	No.2、No.5
北海道南西沖の地震	No.2
北海道留萌沖(走向 N193° E)の地震	No.1
北海道留萌沖(走向 N225° E)の地震	No.2

(表2) 名寄市の地震想定

地 震 名	断 層 モデル	名寄市の地表における震度（評価単位最大）		
		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
標津断層帯《30_1 : Mw7.2》 《45_5 : Mw7.1》	30_1	対象外	対象外	対象外
	45_5	対象外	対象外	対象外
十勝平野断層帯主部 《45_2 : Mw7.4》	30_3	5. 0	5. 0	5. 0
	45_2	4. 3	4. 3	4. 3
	45_5	5. 1	5. 1	5. 1
富良野断層帯西部 《45_3 : Mw6.7》	30_2	4. 7	4. 7	4. 7
	30_5	4. 6	4. 6	4. 6
	45_3	4. 6	4. 6	4. 6
増毛山地東縁断層帯 《30_2 : Mw7.2》	30_2	5. 5	5. 5	5. 5
	45_1	5. 2	5. 2	5. 2
	45_2	5. 6	5. 6	5. 6
	45_3	5. 1	5. 1	5. 1
	45_4	5. 5	5. 5	5. 5
	45_5	4. 8	4. 8	4. 8
沼田－砂川付近の断層帯 《30_4 : Mw6.9》	30_3	5. 3	5. 3	5. 3
	30_4	5. 1	5. 1	5. 1
	45_1	5. 2	5. 2	5. 2
	45_2	4. 8	4. 8	4. 8
	45_3	5. 3	5. 3	5. 3
	45_4	5. 1	5. 1	5. 1
当別断層帯	30_2	4. 3	4. 3	4. 3
	30_5	4. 3	4. 3	4. 3
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ 7km)	30_1	4. 8	4. 8	4. 8
	30_5	4. 9	4. 9	4. 9
	45_1	4. 8	4. 8	4. 8
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ 3km)	30_2	4. 3	4. 3	4. 3
	45_2	4. 3	4. 3	4. 3
	45_3	4. 9	4. 9	4. 9
	45_5	4. 9	4. 9	4. 9

石狩低地東縁断層帯主部(南) (深さ 3km)	45_2	4. 0	4. 0	4. 0
	45_5	4. 3	4. 3	4. 3
石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)	30_5	4. 8	4. 8	4. 8
石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 3km) 《30_2・30_3 : Mw7.16》	30_2	4. 3	4. 3	4. 3
	30_3	4. 6	4. 6	4. 6
	30_5	4. 8	4. 8	4. 8
黒松内低地断層帯	30_5	対象外	対象外	対象外
	45_3	対象外	対象外	対象外
	45_4	対象外	対象外	対象外
函館平野西縁断層帯 《45_3 : Mw6.6》	45_2	対象外	対象外	対象外
	45_3	対象外	対象外	対象外
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2	5. 6	5. 6	5. 6
	30_3	5. 3	5. 3	5. 3
	30_5	4. 9	4. 9	4. 9
西札幌背斜に関連する断層	—	3. 9	3. 9	3. 9
月寒背斜に関連する断層 《Mw6.76》	—	4. 4	4. 4	4. 4
野幌丘陵断層帯	45_1	4. 7	4. 7	4. 7
根室沖・釧路沖の地震	—	対象外	対象外	対象外
十勝沖の地震の地震	—	5. 4	5. 4	5. 4
三陸沖北部の地震	—	5. 0	5. 0	5. 0
北海道北西沖の地震 《No.2 : Mw6.76》	No.2	5. 5	5. 5	5. 5
	No.5	5. 4	5. 4	5. 4
北海道南西沖の地震 《Mw8.0》	No.2	4. 7	4. 7	4. 7
北海道留萌沖 (走向 N193° E)の地震	No.1	5. 1	5. 1	5. 1
北海道留萌沖 (走向 N225° E)の地震 《Mw7.8》	No.2	5. 6	5. 6	5. 6

※ 《 》内、Mw : モーメントマグニチュード

第2節 名寄市の社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっている。

被害を拡大する社会的災害要因としては、市街地への人口の集中、生活環境の変化、情報化社会の進展、市民の共同意識の変化などがある。

1 人口の集中

名寄市の人口は、令和2年国勢調査において27,282人となっており、これは平成27年国勢調査結果に比べ1,766人の減少である。依然として人口減少傾向が続いているが、旧名寄市内中心部及び旧風連町市街地の、いわゆる人口集中地域に市の人口全体のおよそ6割が暮らしており、本市においても人口の集中傾向が見られる。

一般的にこうした居住人口の集中化は、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となる。また、いったん地震が発生した場合には、交通量の増加に伴う交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、さらに被害を波及拡大する要因となる。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

また、高齢者とりわけ独居老人、障がい者等の要配慮者の増加が見られるので、こうした要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みも重要である。

3 情報化の進展

最近のIT技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中枢管理機能の都市部への集積を促し、その機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4 市民の共同意識の変化

最近の世帯動向を見ると、核家族世帯が増加しており、それに伴い市民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、近年の水害等の多発により、災害時における隣近所同士や町内会等の助け合いなど、市民の連帯意識の必要性が再認識されてきている。

第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、この計画の定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取り扱い並びに耐震自動消火装置付きの石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、幼少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、デパート、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 消防査察の強化指導

上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な火災予防対策の指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署は、防火水槽、防火井戸その他の耐震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利

の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

5 消防計画の整備強化

上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署は、防災活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する危険区域等の調査
- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所（以下「危険物製造所等」という。）及び火薬類、高圧ガス取扱事業所における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防について、この計画の定めるところによる。

1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、上川北部消防事務組合消防本部、名寄消防署及び関係機関は、危険物製造所等及び火薬類、高圧ガス取扱事業所（以下「危険物事業所等」という。）に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する保安教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

2 危険物保安対策

(1) 名寄警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

(2) 上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署

ア 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵・取り扱いの遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び製造所等内における協力体制の確立について指導する。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

3 火薬類保安対策

(1) 名寄警察署

ア 火薬類取扱事業所等に対し、必要の都度立入検査を実施するなど、その実態を把握し、必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 火薬類運搬の届出があった場合で、災害の発生防止及び公共の安全維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並びに非常時

の連絡方法等について必要な指示をする。

(2) 上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署

火薬類取扱事業所に対し立入検査を実施し、防火設備の維持管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。

4 高圧ガス保安対策

(1) 名寄警察署

ア 高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに北海道知事に通知する。

(2) 上川北部消防事務組合消防本部及び名寄消防署

高圧ガス取扱事業所に対し立入検査を実施し、防火設備の維持管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等間の協力体制の確立を指導する。

第5節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防御については、この計画の定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防災対策の推進

市は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

ア 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき名寄市耐震改修促進計画を策定し、既存建築物の耐震化に努めるとともに、災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設の耐震性の向上に取り組む。

イ 市は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、各国庫補助制度等を活用し、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制や情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震ハザードマップの作成や普及パンフレットの作成など所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

ウ 市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあつては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、又は設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(4) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

(5) 被災建築物の安全対策

市は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(6) 石綿飛散防止対策

市は、被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防災するため、「災害時における石

綿飛散防止に係る取扱マニュアル」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置及び建築物等の所有者等に対する指導等を行う。

2 がけ地に接近する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第6節 地すべり、がけ崩れ等予防計画

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 現 状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

市の地すべり、がけ崩れ等危険箇所は、第4章第5節のとおりである。

2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、一たび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、市及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第7節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 基本的な考え方

市は、防災関係機関との連携の下に地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

第8節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、市民に対しては地震に対する防災意識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及及び啓発に当たっては、高齢者、独居老人、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努める。

また、市は、旭川地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

1 市職員に対する防災教育

市職員が地震時において適正な判断力を発揮し、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 防災訓練の実施
- イ 防災講演会、研究会等の開催
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 災害時職員活動マニュアルの作成

(2) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 本市における過去の地震災害
- ウ 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割(動員体制、事務分掌等)、緊急地震速報利用の心得など
- エ その他地震災害対策上必要な事項

2 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動ができるよう、市民に対して地震についての正しい知識、平常時の備えなど、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 一般的な普及

- ア 方法
 - (ア) 広報紙、パンフレット等の配布
 - (イ) 地震災害に関するビデオ、パネル等の貸出し
 - (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
 - (エ) 防災訓練の実施・防災講演会の開催等

イ 内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 地震発生時の行動指針、緊急地震速報利用の心得など
- (ウ) 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- (エ) 危険予想地域等に関する知識
- (オ) 避難場所、避難路その他避難対策に関する知識
- (カ) 平常時の準備
 - a 住宅耐震診断と補強
 - b 家具の固定及びガラスの飛散防止
 - c 火災予防
 - d 非常持出品の準備
 - e 応急手当等に関する知識

(2) 社会教育を通じての防災知識の普及

市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図る。

ア 方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会、研修会等において実施する。

イ 内容

市民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

第9節 市民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民は、地震発生時、家庭や職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強及び家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び「最低3日間、奨励1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ及び川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ及び浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク 皆が協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確認する。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図ること。
- イ すばやく火の始末をすること。
- ウ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- エ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- オ 正確な情報を入手すること。
- カ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- キ エレベーターの使用は避けること。
- ク マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ケ 危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア ハザードランプを点灯しまわりの車に注意を促しながら、急ハンドル及び急ブレーキを避け、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、避難のための車を使用しないこと。

第10節 応急対策計画

大地震による災害の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における応急対策に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

市は、災害が発生した場合における被害を最小化するため、消防部隊の編制及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分検討を行い整備し、応急活動を実施するものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、おおむね次にあげる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崖崩れ危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、次に掲げる相互に応援協力を努めなければならない。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震災害対策

市は、大地震時における被害を最小化するための火災防ぎょ活動及び住民救出活動のための基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防施設が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の処置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが

考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・排水池の配置のほか、河川等の多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内で住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

(4) 初期消火の徹底

住民に足しては平素から地震発生時の火気の取り締まりと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあたっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

5 物資の調達・確保及び防災機材等の整備

物資の調達は、第6章第7節(4)ア供給輸送の方法により行うものとし、防災資機材等の整備は、第4章第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備に基づき行う。

6 放置車両の除去

(1) 背景

平成26年11月に基本法が改正され、災害時の放置車両等の対策強化を図るため、道路管理者による放置車両・立ち往生車両の対策を可能にする改正による。

(2) 車両移動に関する運用

道路管理者による道路区間の指定、実施の判断、方法、やむをえない限度の破損、車両の移動記録及びその他の事項について、国土交通省道路局が定める「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を遵守し運用するものとする。

7 業務継続計画の策定

市及び業者は、災害応急対策を中心とした業務継続を確保するため、業務計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

(1) 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

(2) 業務継続の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定に努め、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる両庁舎におけるリスク分散及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備に努めるものとする。

8 その他応急対策

前章の災害応急対策計画に基づき対策を講ずるものとする。

第11節 地震に強いまちづくり推進計画

市及び関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地震に強いまちづくりの推進に努める。

1 地震に強い都市構造の形成

- (1) 市及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の画的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (2) 市、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するよう努める。

2 建築物の安全化

- (1) 市は、名寄市耐震改修促進計画（令和4年3月）において、設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するよう努める。
- (2) 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上に努める。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進するよう努める。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要道路の整備に当たって耐震化の強化、多重性及び代替性を考慮した耐震計画並びにネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水、工業用水等の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市は、自ら保有するコンピューター及びデータのバックアップを講じるものとする。

6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、北海道及び市は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

- (1) 避難地

- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点
- (9) 防災行政無線施設、設備
- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

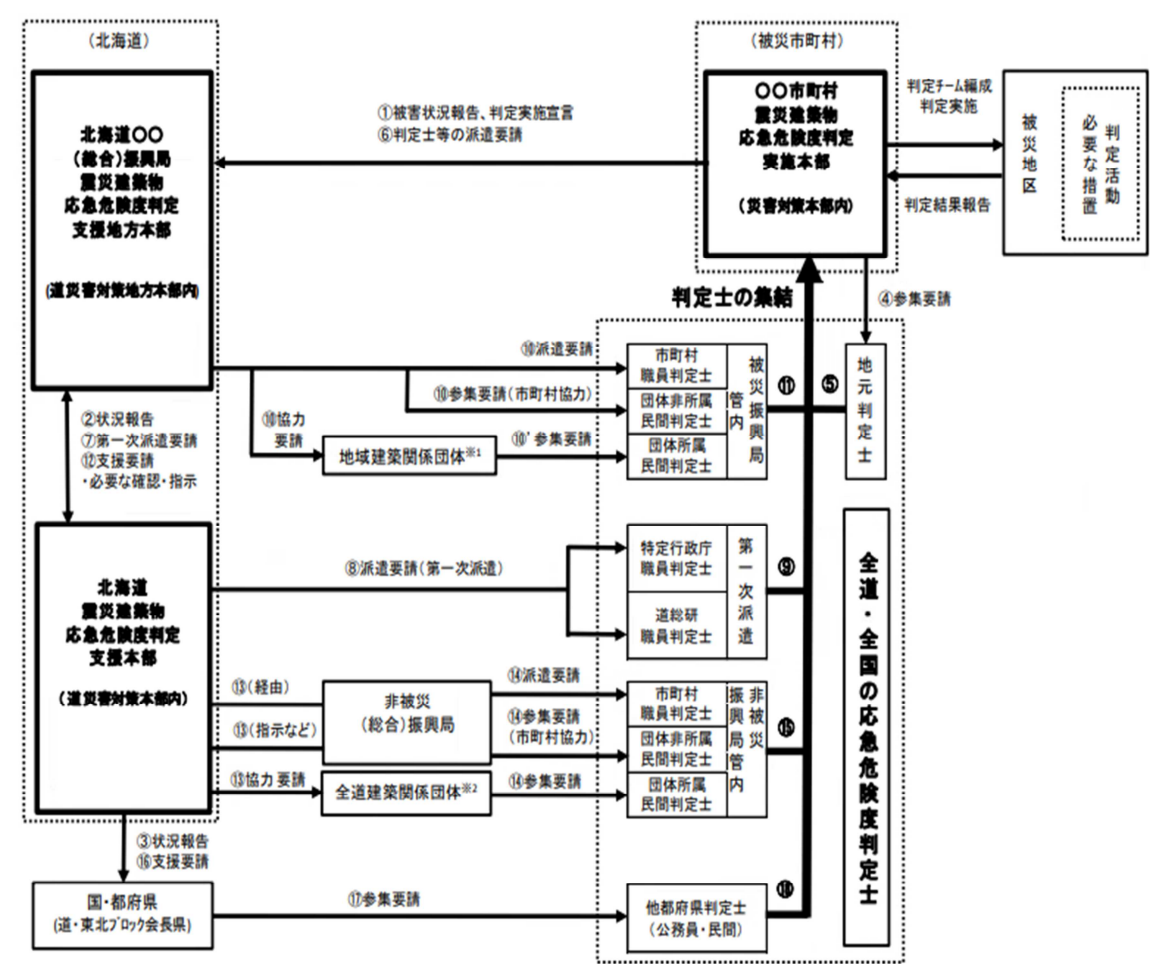
第 1 2 節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び市（建築住宅対策班）は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

○判定実施体制



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)
※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造物別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄色「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りが、できない。

イ 要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが、可能である。

ウ 調査済

建築物の損傷が少ない場合

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合。或いは適切な応急補強がおこなわれた場合には、判定結果が変更されることがある。

(6) 判定士の認定等

判定士の認定等に関する事項は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」によるものとする。

第13節 ため池・ダム災害予防計画

ため池・ダム災害から住民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

1 現 況

市における「ため池・ダム」は、次のとおりである。

- (1) 国が設置し、市が管理者として、てしおがわ土地改良区に業務委託している農業用ダム

No	名 称	設置地区	対象地区
1	風連ダム	風連日進	風連日進、旭
2	御料ダム	風連日進	東風連、豊里

- (2) てしおがわ土地改良区が所有・管理している農業用ダム

No	名 称	設置地区	対象地区
1	忠烈布貯水池	東風連	東風連、徳田
2	西風連貯水池	西風連	西風連

- (3) 水利組合が所有・管理しているため池

No	名 称	設置地区	対象地区	管 理 者
1	東部貯水池	智恵文	智恵文	智恵文東部水利組合
2	先崎溜池	弥生	弥生	弥生水利組合

2 対象災害

- (1) 豪雨等による決壊

豪雨によるため池・ダムの被災形態は、浸透破壊、すべり破壊、越流破壊があり、これらによる決壊を想定している。

- (2) 地震による決壊

地震によるため池・ダムの被災形態は、クラック（亀裂）、沈下、斜面崩壊、斜面すべり、崩壊があり、これらによる決壊を想定している。

3 予防対策

- (1) 住民周知

ア 風連ダム・御料ダム 洪水時には、各ダムの管理規程に基づきサイレン等により、情報を伝達する。

イ 忠烈布貯水池・西風連貯水池 市としてしがわ土地改良区、北海道が協力してハザードマップを作成し、避難行動及び避難場所等について住民周知を図る。

ウ 東部貯水池・先崎ため池 両池の位置情報を共有し、洪水警戒時には第5章第1節8項の方法により情報を伝達する。

(2) 避難情報の発令基準

ア 豪雨による場合

(ア) 市は、旭川開発建設部指示又は旭川地方気象台からの気象情報等の収集に基づいて、てしおがわ土地改良区及び水利組合に現地の状況等の確認を指示する。

(イ) 市は、現地の状況等を確認しているてしおがわ土地改良及び水利組合の通報に基づいて、総合的に判断して避難情報を発令する。

イ 地震による場合

(ア) 市は、旭川開発建設部からの指示又は旭川地方気象台において発表された震度4以上である地震が発生したときは、てしおがわ土地改良区及び水利組合に現地確認を指示する。

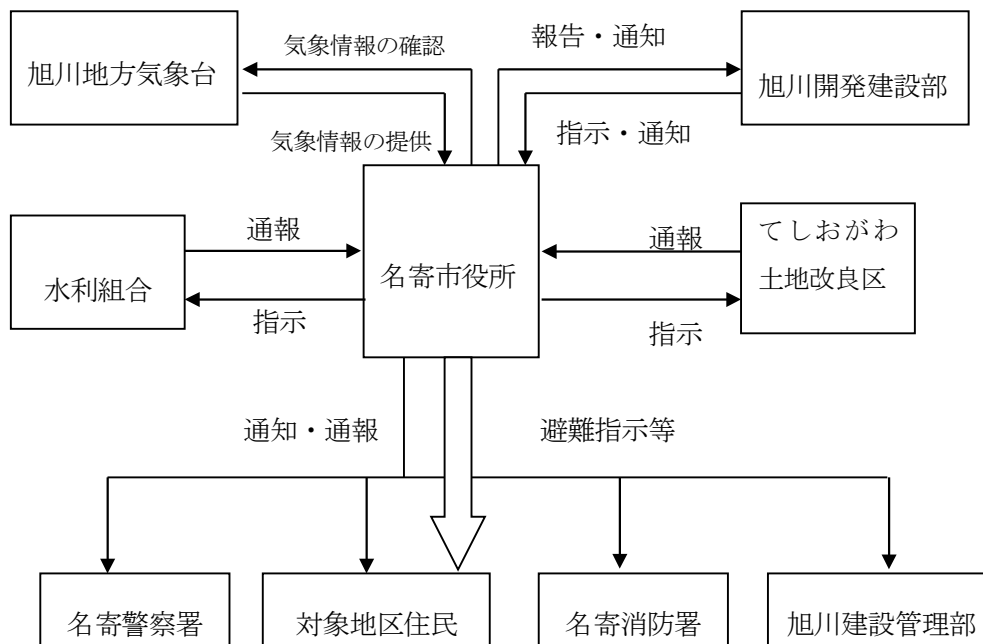
(イ) 市は、てしおがわ土地改良区及び水利組合の通報に基づいて、総合的に判断して避難情報を発令する。

(3) 警戒区域及び避難情報の発令対象地区

警戒区域及び避難情報の発令対象地区は、本節1項の対象地区のとおり。

(4) 防災情報等の伝達

防災情報等の伝達は、次のとおり。



(5) 警戒避難体制

第5章「水防計画」第1節「水防活動」の定めるところにより、必要な体制を構築するものとする。

(6) 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章「災害応急対策計画」第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を講ずるものとする。

この際、女性の市職員を配置して、女性の視点を活かした避難者等への対応等を図る。

(7) 要配慮者への支援

第4章「災害予防計画」第9節「避難行動要支援者対策」の定めるところにより、必要な支援を実施するものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 鉄道災害対策計画

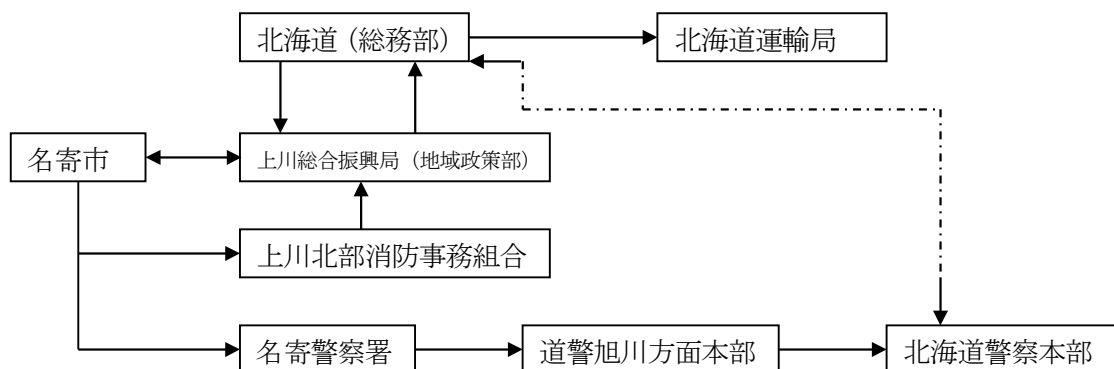
鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

（1）情報通信連絡系統



（2）実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客、乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第11節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

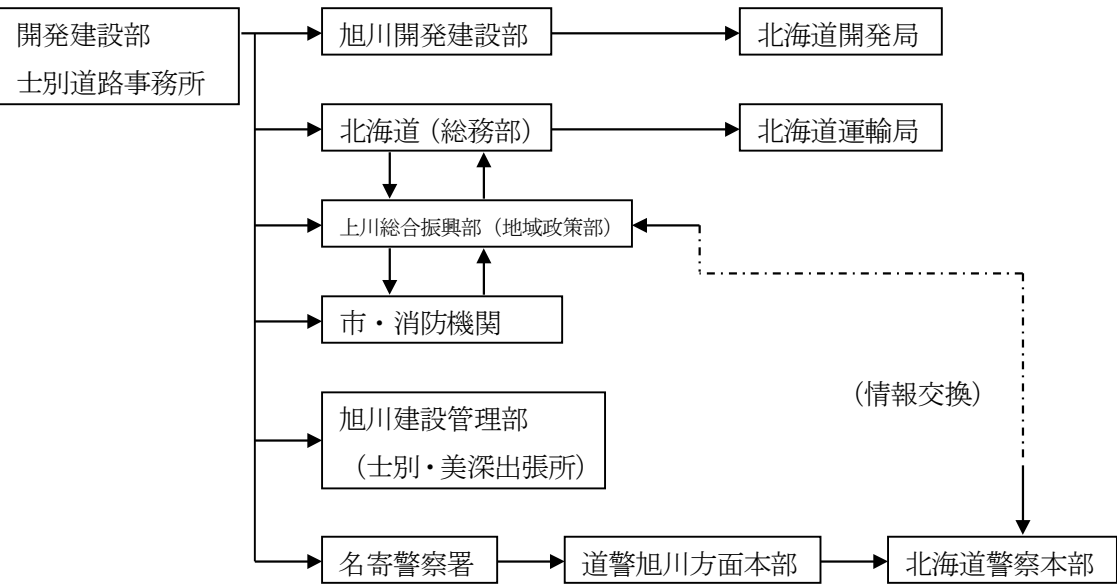
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

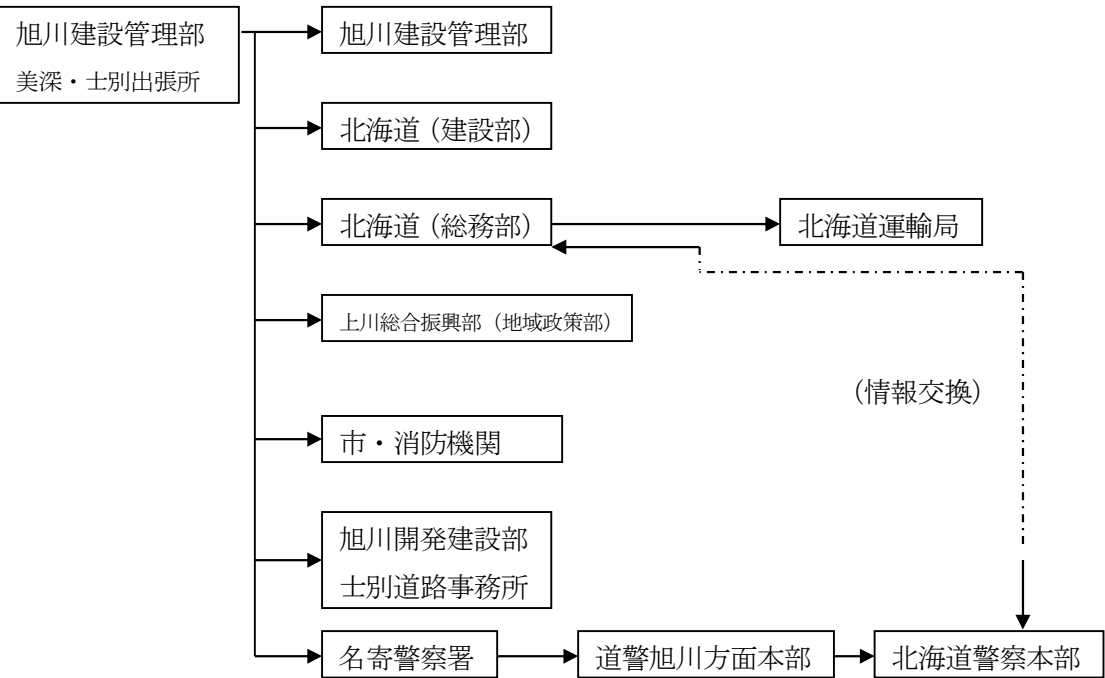
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

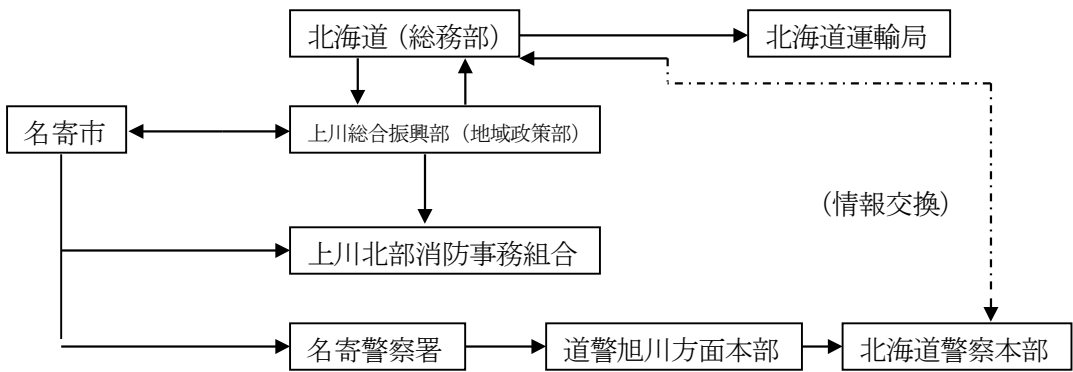
ア 国が管理する道路



イ 北海道が管理する道路の場合



ウ 市が管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第6章第6節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第11節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可

能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

- (1) 名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

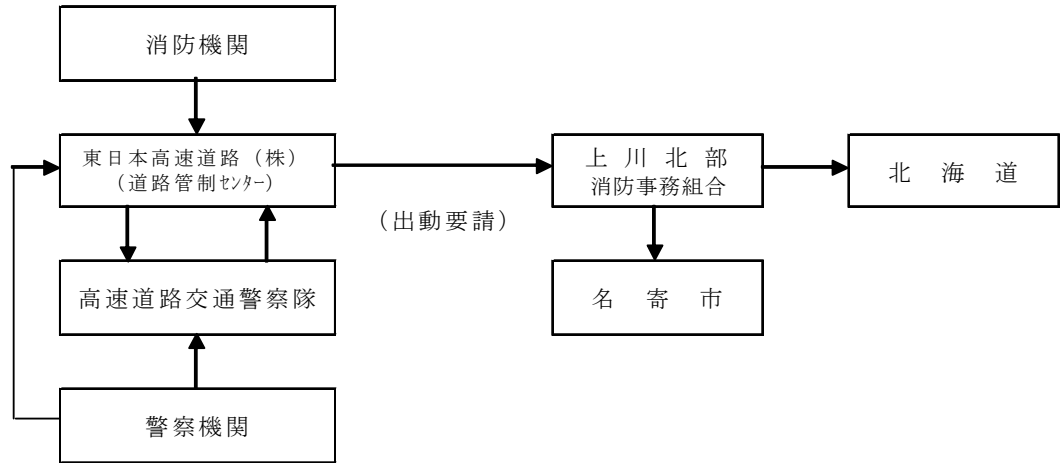
市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

13 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突又は炎上若しくは積載物の爆発、炎上又は転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、上川北部消防事務組合、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

（2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

（3）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

（4）毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

（5）放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

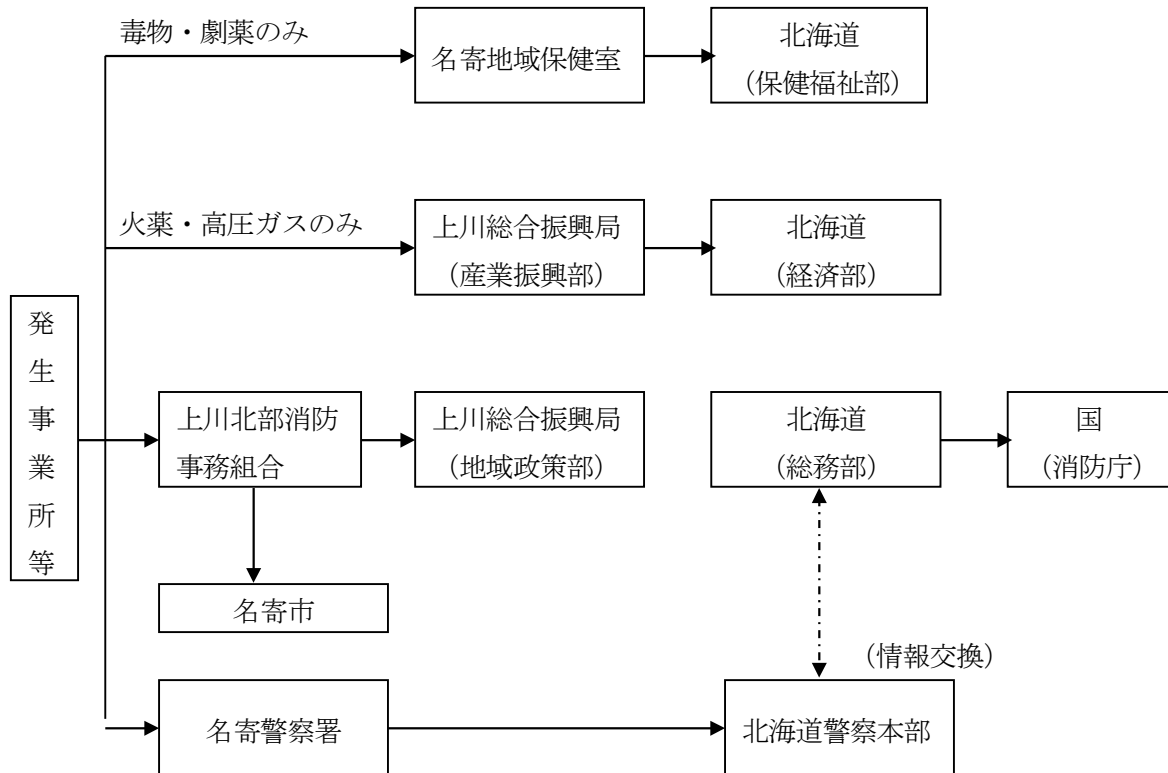
2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のために通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報

- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応援活動体制

- (1) 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

- (1) 消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難及び救出計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第6章第5節の避難対策計画、第6節救助救出計画及び第6章第11節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

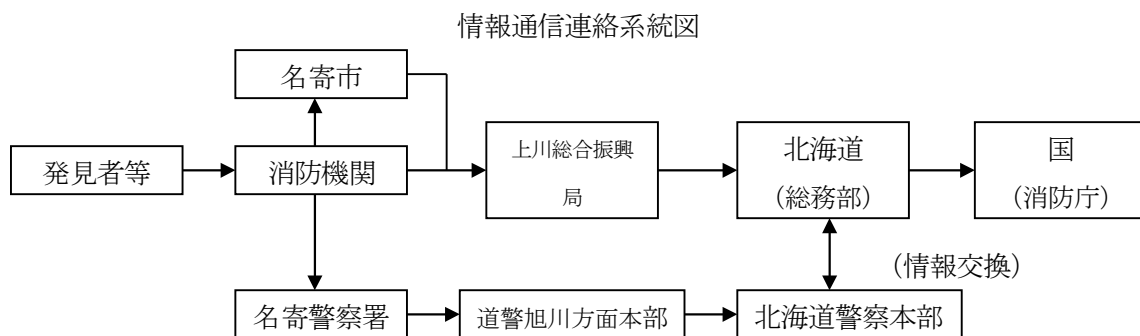
1 災害予防

市及び上川北部消防事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するための大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の

定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族、地域住等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 消防活動

消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所や地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難及び救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第6章第6節の救助救出計画及び第6章第11節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第6章第14節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災対策計画

林野火災の予防及び応急対策は、この計画に定めるところによる。

1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、名寄市林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

名寄市、上川北部森林管理署及び上川総合振興局北部森林室

(2) 協力機関

上川総合振興局、旭川地方気象台、陸上自衛隊名寄駐屯地、名寄警察署、名寄市教育委員会、上川北部消防事務組合消防本部、名寄消防署、名寄消防署風連出張所、名寄消防団、風連消防団、上川北部森林組合、各地区森林愛護組合、王子木材緑化(株)北海道支店旭川営業所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部、北森協同組合、林内業者、道北なよろ農業協同組合、(株)名寄振興公社、てしおがわ土地改良区、名寄建設業協会、風連建設業協会、北海道電力(株)名寄営業所、北海道旅客鉄道(株)、NPO法人なよろ観光まちづくり協会、NPO法人風連まちづくり観光、名士バス(株)、道北バス(株)及び報道機関

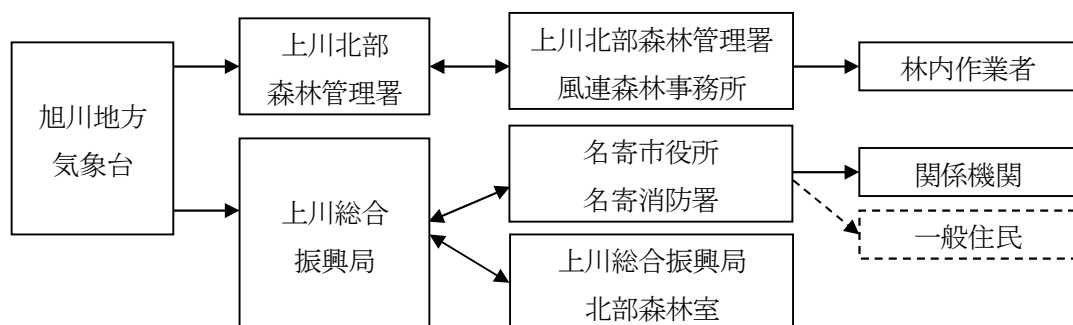
2 気象情報等連絡体制

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため気象予警報を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。また、火災発生時の通報連絡を徹底することなど、次の系統図によるものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節の気象予警報等の伝達計画のとおりである。

(2) 林野火災気象通報伝達系統



3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、市民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- ア ポスター、旗等による啓発
- イ 市広報誌への啓発記事の掲載
- ウ 火災気象通報（乾燥）等発令時の啓発巡回

(2) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- ア タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、十分な啓発を行う。
- イ 入林の許可、届出等について指導する。
- ウ 危険時の入林制限区域の周知を図る。

(3) 火入れ対策

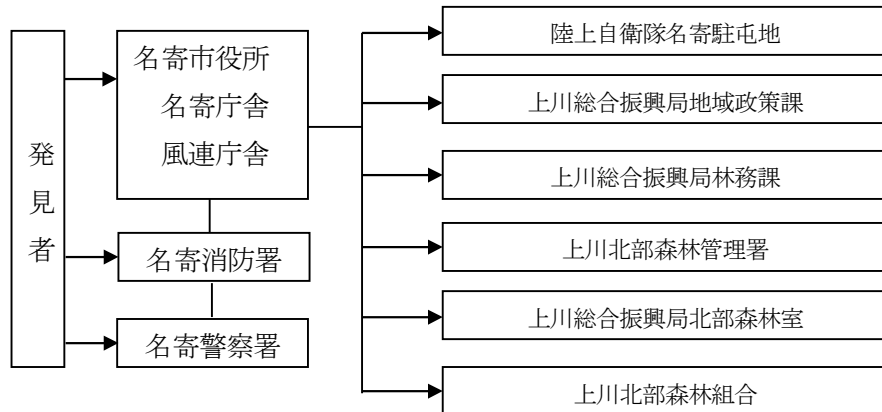
林野火災危険期間（4月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び名寄市火入れに関する規則（平成18年名寄市規則第153号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 市は、林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

6 応急活動体制

- (1) 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（上川総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

7 消防活動

各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- (1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- (2) 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、北海道知事（上川総合振興局長）に対し、第6章第17節の消防防災ヘリコプター活用計画に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

11 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、土地利用特例を考慮した都市機能の復旧及び社会経済活動の早期復旧を柱とし、その実施を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 下水道災害復旧事業計画
- キ 公園災害復旧計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

(1) 農林業応援融資

ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図り、更に農業経営維持安定資金の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。

ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

(2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者等に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

ア 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(ア) 救助法による生業に必要な資金

(イ) 生活福祉資金

(ウ) 災害援護資金

(エ) 母子・寡婦福祉資金

(オ) 応急援護資金

(カ) 国民生活金融公庫資金

イ 罹災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯等で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のための資金を

必要とする世帯に対して、次の導入に努めるものとする。

- (ア) 生活福祉資金の住宅資金
- (イ) 災害援護資金又は災害復興住宅資金
- (ウ) 母子・寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

6 罹災証明書の交付

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払を受けるために必要となる罹災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。

- (1) 災害が発生したときは、被災状況を調査し、これを罹災台帳とする。
- (2) 罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災証明書を発行する。
- (3) 市は、大規模災害の発生による罹災証明書の発行を想定し、準備しなければならない。
- (4) 罹災証明書の発行に関する基準については、国内の罹災証明の基準と格差を生じさせないよう、先進自治体の例を参考に事務を行うものとする。
- (5) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

7 被災家屋調査

前項の罹災証明発行に係る被災家屋の調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成26年3月・内閣府）」に基づき行うものとする。調査の実施にあたり次に掲げる事項に基づき準備し実施する。

- (1) 調査員となるべきもの 建築士、税務・家屋評価経験者等
- (2) 用具(下げ振り、メジャー、筆記用具、画板、デジタルカメラ、画像保存用のメモリ、被災した地区の地図、養生テープ、赤白(測量)ポール、水平器、アルミスタック) の準備
- (3) 被災家屋リストの作製(床面積の登録)及び所有者の一覧、調査行程表の作製
- (4) マニュアル「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成26年3月・内閣府）」
(地震・洪水別) の用意
- (5) 調査実施前の「研修会」の実施
 - ア 講 師： 北海道の職員若しくは、被災家屋認定経験者(地震・洪水別)による
 - イ 基 準： 地域特性を考慮しなければならない家屋設備は、研修会において、協議調整し、考え方を統一する。

- (6) 市単独で調査することが困難な場合は、北海道へ支援要請を行う。
- (7) 調査実施後の調査票の保存
- (8) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

8 調査員の育成

市長（担当：市民部、建設水道部）は、計画的に調査員を育成するものとする。

各種資料編

- ① 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）
- ② 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）
- ③ 緊急割り込み放送等（緊急告知ラジオ）運用マニュアル
- ④ 関係条例・規程
- ⑤ 各種協定書一覧

避難情報の発令判断・伝達マニュアル （洪水編）

令和5年3月29日

名 寄 市

《 目 次 》

1	避難情報の発令対象とする洪水等・・・・・・・・・・・・・・・・	洪―3
2	避難情報の発令対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・	洪―3
3	避難情報の発令を判断するための情報・・・・・・・・	洪―5
4	河川の水位と発表される洪水予報等・・・・・・・・	洪―7
5	避難情報の発令により立退き避難等が必要な居住者等に求める行動・・・・・・・・	洪―9
6	避難情報の発令基準・・・・・・・・	洪―10
7	避難情報の解除基準・・・・・・・・	洪―16
8	協力・助言を求めることのできる機関・・・・・・・・	洪―16
9	避難情報の伝達方法・・・・・・・・	洪―17
10	避難情報の伝達文・・・・・・・・	洪―18

巻末資料

I	名寄市の降雨等の記録について・・・・・・・・	洪―22
---	------------------------	------

1 避難情報の発令対象とする洪水等

（１）対 象（立退き避難が必要な災害の事象）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

＊ 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

＊ 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

（２）避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件

ア 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合

イ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合

ウ 地下施設・空間（住宅地下室等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難情報の発令対象区域

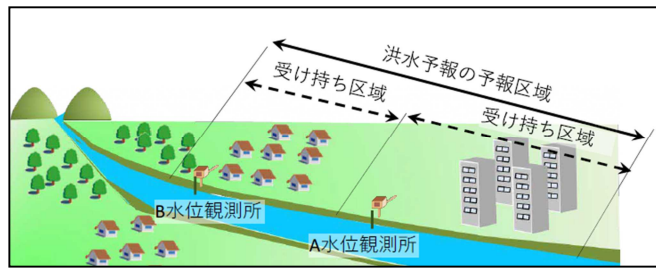
（１）洪水予報河川と水位周知河川

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

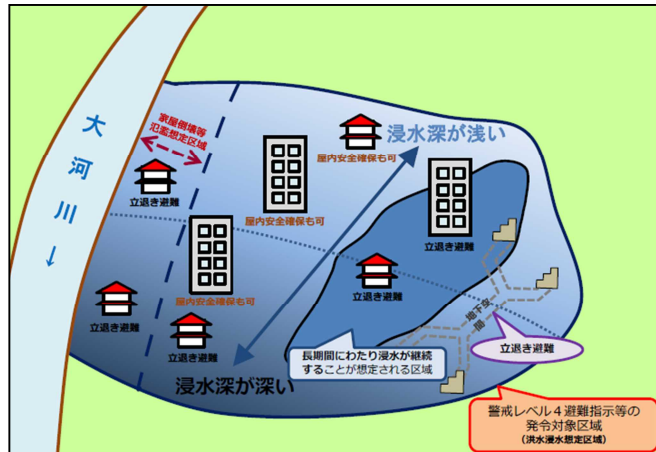
ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。



(水位観測所と受け持ち区域のイメージ)



(受け持ち区域内の1つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ)

(2) 水位周知下水道

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

(3) その他河川等

その他河川等の氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することもある。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用することもある。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することもある。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説 明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2	- 北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ - 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	- 北海道防災情報システム - 気象庁ホームページ 削除（気象庁ホームページに統合）
大雨特別警報	気象庁	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	- 北海道防災情報システム - 気象庁ホームページ 削除（気象庁ホームページに統合）
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒レベル2	- 北海道防災情報システム - 気象庁ホームページ - 防災情報提供システム
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	- 北海道防災情報システム - 気象庁ホームページ 削除
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	- 北海道防災情報システム - 気象庁ホームページ 削除 - 川の防災情報 https://www.river.go.jp/ - 市町村向け川の防災情報 https://www.river.go.jp/title_city.html（ID・パスワード必要） - 緊急速報メール - 国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報

水位到達 情報 (河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	- 川の防災情報 - 市町村向け川の防災情報
国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン)	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン） （一般向け、市町村向け） https://frr.river.go.jp/
水位到達 情報 (下水道)	北海道 市	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	北海道防災情報システム
流域雨量指数の予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	気象庁ホームページ
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	気象庁	大雨による浸水害発生危険度を表す面的分布情報。1 km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	現時刻までの前1時間雨量の分布および15時間先までの1時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	気象庁ホームページ

府県 気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所から適時発表される。	・気象庁ホームページ
------------	-----	--	------------

4 河川の水位と発表される洪水予報等

観測所名	水系名	河川名	観測所の位置	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	計画高 水 位
名寄大橋	天塩川	天塩川	大橋(①地区)	92.30m	93.20m	94.70m	94.90m	95.62m
真敷別	天塩川	名寄川	中名寄幕別橋 (下川町ほか)	103.90m	104.40m	104.70m	105.00m	106.32m
			中名寄幕別橋 (名寄市街地)	103.90m	104.40m	105.70m	106.00m	106.32m
豊栄川	天塩川	豊栄川	白樺橋上流	93.95m	94.44m	95.10m	95.34m	95.34m
北興橋	天塩川	風連別川	北興橋下流	98.80m	99.60m	100.70m	101.30m	—
西多寄	天塩川	天塩川	瑞生橋下流	105.00m	105.60m	—	—	—

《情報の名称等：洪水予報河川》

1 水 位

(1) 氾濫注意水位【レベル2水位】

水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位

(2) 避難判断水位【レベル3水位】

警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位

(3) 氾濫危険水位【レベル4水位】

警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

2 洪水予報の発表

- (1) 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
氾濫が発生又は継続しているとき
- (2) 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき
- (3) 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
 - ア 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
 - イ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - ウ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
 - エ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
- (4) 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
 - ア 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
 - イ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
 - ウ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

≪情報の名称等：水位周知河川≫

1 水 位

- (1) 氾濫注意水位【レベル2水位】
水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
- (2) 避難判断水位【レベル3水位】
警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
- (3) 氾濫危険水位【レベル4水位】
警戒レベル4避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

2 洪水予報の発表

- (1) 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）
氾濫が発生したとき
- (2) 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）
氾濫危険水位に到達した時
- (3) 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）
避難判断水位に到達した時
- (4) 氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）
氾濫注意水位に到達したとき

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒 レベル4 避難 指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル5 災害 発生 情報	災害対策基本法第60条第3項 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面す	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

	る開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	
--	--	--

6 避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり
（避難情報の発令基準）

《洪水予報河川》

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	1 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	〇〇地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	1 指定河川洪水予報により、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） 2 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、〇〇川の〇〇水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）	

	3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 〇〇ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※6については、対象とする地域条件を勘案し、基準とするか判断すること	
警戒 レベル5 緊急 安全 確保	（災害が切迫） 1 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）	

《水位周知河川》

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	1 ○○川の○○水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である○○mに到達した場合 2 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）を超えた状態で、次の（１）～（３）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （１）○○地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （２）○○川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） （３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○○mm以上となる場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ 水位が設定されていない場合、１、２の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※ ２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること	○○地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	1 ○○川の○○水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である○○mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する○○mに到達したと確認された場合） 2 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）を超えた状態で、次の（１）～（３）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （１）○○地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （２）○○川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） （３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や	

	予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 〇〇ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※ 2については、河川の状況に応じて（1）～（3）のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※ 5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
警戒 レベル5 緊急 安全 確保	（災害が切迫） 1 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

《その他の河川等》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定 区域図を基 本とする)
警戒 レベル3 高齢 者等 避難	1 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）に到達し、次の（１）～（３）のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 （１）○○地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 （２）○○川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） （３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、又は時間雨量が○mm以上となる場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ 1については、河川の状況に応じて（１）～（３）のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の（２）又は（３）を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。	○○地区 する。
警戒 レベル4 避難 指示	1 ○○川の○○水位観測所の水位が一定の水位（○○m）に到達し、次の（１）～（３）のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 （１）○○地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 （２）○○川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） （３）○○地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が○○mm以上、または時間雨量が○○mm以上となる場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 ○○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場	

	合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※ 1については、河川の状況に応じて（1）～（3）のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※ 4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること ※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する	
警戒 レベル5 緊急 安全 確保	（災害が切迫） 1 〇〇川の〇〇水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達した場合 2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 1 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

（１）洪水予報河川、水位周知河川

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

（２）その他河川等

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

（１）札幌管区（旭川地方）気象台

電話番号：0166-32-7102

- ・ 気象の警報等に関すること。

（２）国土交通省北海道開発局名寄河川事務所

電話番号：01654-3-3177

- ・ 国管理河川施設に関すること。
- ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
- ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。

（３）上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室

電話番号：0166-46-4934

- ・ 道管理河川施設に関すること。
- ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。

（４）上川総合振興局地域創生部地域政策課

電話番号：0166-46-5918

- ・ 災害情報及び被害情報に関すること。
- ・ 避難対策等に関すること。

（５）参 考

ア 旭川開発建設部土別道路事務所

電話番号：0165-23-3146

イ 陸上自衛隊名寄駐屯地

電話番号：01654-3-2137

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 参事（防災担当） （副：総務部総務課）	北海道防災情報システムへの入力	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話・スマートフォン保持者
総務部 総務課	緊急告知ラジオ		町内会
総合政策部 秘書広報課	ホームページ		ＰＣユーザー等
総務部	登録制メール 登録制電話、ＦＡＸ（ライデン）		事前登録者
本部長の指示	広報車		住民等（巡回ルート）
名寄消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン、電話又は電子メール		消防団
健康福祉部	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設（※） 避難支援関係者
総合政策部 総務部	電話又はＦＡＸ		町内会 自主防災組織 避難支援関係者
総務部 参事（防災担当） （副：総務部総務課）	電話		上川総合振興局 旭川開発建設部 札幌管区（旭川地方）気象台 名寄警察署、名寄消防署

（※）要配慮者利用施設に対して、警戒レベル３高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、名寄市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ※3
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 避難所は〇〇を開設しています。

(2) 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、〇〇市（町・村）です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ※3
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5
- 避難所は〇〇を開設しています。

（3）警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは名寄市です。

■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）

■こちらは、名寄市です。

■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

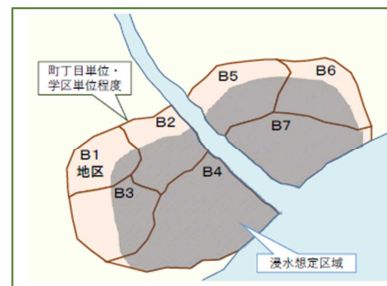
※1 浸水想定区域＜旧市町村界単位、浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度の場合
（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域＜旧市町村界単位》



（発令対象：「A地区の浸水想定区域」）

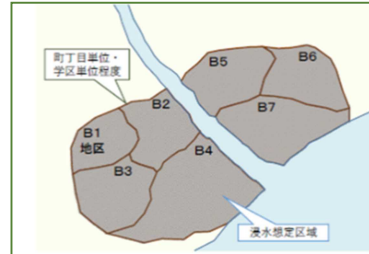
《浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度》



（発令対象：「B1～B7地区の浸水想定区域」）

※2 浸水想定区域≡町丁目単位・学区単位程度の場合

《浸水想定区域≡町丁目単位・学区単位程度》



（発令対象：「浸水が想定されるB1～B7地区」）

※3 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※4 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※5 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注） 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。

また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

※ 内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下室等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

（４）緊急速報メールの文例

■名寄市：警戒レベル〇 △△△△
〇／〇 〇〇:〇〇
■地 区：〇〇地区
■避難場所：〇〇小学校、〇〇会館
■理 由：〇〇川氾濫のおそれ
■備 考：〇〇地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である〇〇地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

≪基準巻末資料≫

I 名寄市の降雨等の記録（地域防災計画・再掲）

過去における大きな災害の記録		
発生年月日	原因	被害状況
平成4年7月30日 ～31日	大雨	120～150mmの降雨により住宅床下浸水1戸、田10㍓・畑74㍓の冠水、決壊道路4カ所 被害総額約1億円
平成6年8月14日 ～15日	大雨	104.5mmの降雨により田16.7㍓・畑35.7㍓の冠水、河川被害1カ所、決壊道路3カ所、林道被害2カ所 被害総額約2,200万円
平成11年7月28日 ～29日	大雨	100～120mmの降雨により住宅床下浸水16戸、河川被害1カ所 被害総額約500万円
平成12年7月25日 ～27日	大雨	大雨により畑101.2㍓の冠水、林道被害1カ所 被害総額約100万円
平成12年9月1日 ～3日	大雨	100mmの降雨により住宅床下浸水3戸、河川被害4カ所、田25㍓・畑18.5㍓の冠水 被害総額約400万円
平成13年9月9日 ～11日	大雨	180mmの降雨により住宅床下浸水3戸、田26㍓・畑74㍓の冠水、決壊道路5カ所、橋の倒壊1カ所 被害総額約8,000万円
平成14年10月2日	台風	強風による倒木被害11件62本
平成16年9月8日	台風	最大瞬間風速32.7㍓の強風により、屋根からの転落負傷者2名、公立学校3校で屋根が飛ばされるなど建物等51カ所の損壊、電柱等の倒壊により5地区300世帯が停電、倒木27カ所約440本、田985㍓・畑129㍓で農作物被害、営農施設被害431件、被害総額約3億7,000万円
平成16年12月22日 ～平成17年2月24日	雪害	屋根から転落2人、除雪による軽傷1人、ハシゴから転落3人、除雪による重傷1人
平成18年10月7日 ～8日	強風 大雨	名寄川が危険水位に達した。強風によりビニールハウスなど営農施設損壊217カ所、倒木5,087本、公共施設損壊10数カ所 被害総額約5,900万円
平成22年7月29日 ～30日	大雨	7月29日から30日の未明にかけて降水量117mm（1時間最大23.5mm）を記録、豊栄川と真狩川が溢水し、旭ヶ丘町内会と風連南区（緑町）町内会に避難勧告を発令 また、風連中央区（仲町）町内会の一部住民は、自主避難被害状況、名寄地区、床下31件・床上1件、風連地区、床下10件・床上4件 農業被害総額約3億1,370万円

■ 平成26年8月4日～5日の大雨

- ・ 24時間雨量：115mm 1時間最大降水量：34.5mm 10分間：8.0mm
- ・ 住宅被害 79棟(浸水被害 床上1件、床下78件) 避難所の開設 9箇所
- ・ 大雨警報（浸水害） 8月4日 1:35発表 8月5日15:42解除
- ・ 大雨警報（土砂災害） 8月5日10:20発表 8月5日15:42解除
- ・ 洪水警報 8月4日 1:36発表 8月6日 2:45解除
- ・ 避難勧告 8月5日10:03発表 名寄市徳田しらかば団地、豊栄
 10:50発表 智恵文八幡、風連緑町
 11:00発表 栄町区
 11:54発表 東風連
- ・ 避難準備情報 8月5日10:03発表 名寄市西町1区、2区、3区、栄町区
- ・ 避難勧告・避難準備情報の解除 8月5日18:20 全て解除

■ 平成26年8月24日の大雨

- ・ 24時間雨量：72mm 1時間最大降水量：26.5mm 10分間：8.5mm
- ・ 住宅被害：なし 避難所の開設：2箇所
- ・ 大雨警報（浸水害） 8月24日15:53 発表 8月24日20:40 解除
- ・ 大雨警報（土砂災害） 8月24日17:55 発表 8月24日20:40 解除
- ・ 洪水警報 8月24日15:53 発表 8月25日02:37 解除
- ・ 避難勧告 8月24日17:45 智恵文八幡
- ・ 避難準備情報 8月24日16:40 徳田しらかば団地(旭ヶ丘)
- ・ 避難勧告・避難準備情報の解除 8月25日 2:37 全て解除

■ 平成28年8月17日（水）の「台風7号」

- ・ 24時間雨量：81.0mm 1時間最大降水量：14.5mm 10分間：4.5
 - ・ 住宅被害：なし 避難所の開設：2箇所
 - ・ 大雨警報（浸水害） 8月17日11:12 発表 8月17日21:47 解除
 - ・ 洪水警報 8月17日16:34 発表 8月18日08:16 解除
 - ・ 土砂災害警報情報 8月17日22:36 発表 8月17日23:30 解除
 - ・ 災害対策本部設置日時 8月17日21:03（廃止日時：8月18日03:50）
 - ・ 避難勧告等
- 避難準備情報：8月17日21:42 豊栄・旭ヶ丘町内会に発令（解除：17日23:37）

■ 平成28年8月19日（金）～21日（日）の「台風11号」

- 24時間雨量：42.5mm（19日） 1時間最大降水量：7.5mm（21日）
10分間：2.5mm（21日）
- 住宅被害：4棟（浸水被害：床下4件） 避難所の開設：8箇所
- 大雨警報（浸水害） 8月20日05:19 発表 8月21日16:51 解除
- 土砂災害警報情報 8月20日08:11 発表 8月21日18:29 解除
- 名寄川洪水警報 8月21日03:10 発表 8月21日09:20 解除
- 災害対策本部設置日時 8月20日10:30（廃止日時：8月21日18:50）
- 避難勧告①
8月20日11:43 風連地区の緑町、西町、南町、仲町に発令（解除：21日08:10）
- 避難勧告②
8月20日12:27 風連地区の日進、旭、東風連に発令（解除：21日08:10）
- 避難指示（風連町日進地区の風連別川の一部左岸が浸食）
8月20日13:23 風連日進（解除：21日13:36）

■ 平成28年8月22日（月）～23日（火）の「台風9号」

- 24時間雨量：36.0mm（23日） 1時間最大降水量：7.5mm（23日）
10分間：2.0mm（22日）
- 住宅被害：なし 避難所の開設：なし
- 大雨警報（土砂災害・浸水害） 8月22日10:56 発表
- 洪水警報 8月22日21:37 発表
- 大雨警報（浸水害）、洪水警報 8月23日10:26 解除
- 大雨警報（土砂災害） 8月23日15:52 解除
- 災害対策本部設置日時 8月22日16:53（廃止日時：8月23日14:51）
（河川の洪水を想定し、避難所開設要員（職員）を配置・待機）

■ 令和2年11月19日（木）～20日（金）の「大雨」

- 降水量：19日0時～20日24時：61.0mm（19日：39mm、20日：22mm）
- 名寄市の降水量：統計開始以来、11月の1位を更新
24時間降水量：58.5mm（20日08時20分）
 《これまでの1位は49mm 1997年11月27日》
48時間降水量：64.5mm（20日07時00分）
 《これまでの1位は55mm 1998年11月6日》
- 避難勧告等の発令：なし
- 被害：なし
- 内渚地区の排水機場を稼働
- 農作物の収穫が終了していたため排水ポンプの設置はなし

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

（土砂災害編）

令和5年3月29日

名 寄 市

《 目 次 》

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	土―3
2	避難情報の発令対象区域	土―3
3	具体的な地域設定の考え方	土―4
4	避難情報の発令を判断するための情報	土―5
5	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	土―7
6	避難情報の発令基準	土―9
7	避難情報の解除基準	土―11
8	協力・助言を求めることのできる機関	土―11
9	避難情報の伝達方法	土―13
10	避難情報の伝達文	土―14

巻末資料

I	土砂災害の前兆現象について	土―16
II	名寄市の土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧	土―17

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (かけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は別添「名寄市の土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

〔参考〕土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令

単位であることに留意する。

（２）土砂災害危険箇所

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

イ 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3 度以上（火山砂防地域では2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（３）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

３ 具体的な地域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

◆北海道土砂災害警戒情報システム

(<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示
- ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示、
土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、
危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒	（災害切迫）	一実況で大雨特別警報情報（土砂災害） 【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】基準超過
紫	（危険）	一実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
赤	（警戒）	一実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害） 【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
黄	（注意）	一実況又は2時間後までの予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】判断基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

◆気象庁ホームページ

(<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1 km メッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

黒	（災害切迫）	一実況で大雨特別警報（土砂災害） 【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】基準超過
紫	（危険）	一実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】判断基準超過
赤	（警戒）	一実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害） 【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】判断基準超過
黄	（注意）	一実況又は2時間後までの予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】判断基準超過

項 目	提供元	説 明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2.	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という標記で発表される。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
土 砂 災 害 危 険 度 情 報	北海道	1km及び5kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》
土 砂 災 害 警戒情報	気 象 庁 と 北 海 道 の 共 同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 1 市長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

警戒レベル5 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
-----------------------------	--	---

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本)
警戒 レベル3 高齢者 等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
警戒 レベル4 避難 指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2 土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

警戒 レベル4 避難 指示	3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量的変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
警戒 レベル5 緊急安 全確保	（災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （災害発生を確認） 2 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

○ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

- 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。

この際、市は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

- | | |
|--|-------------------|
| (1) 札幌管区（旭川地方）気象台 | 電話番号：0166-32-7102 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、土砂災害等に関すること。 | |
| (2) 上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課 | 電話番号：0166-46-5156 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・ 北海道土砂災害警戒システムに関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。 | |

- (3) 国土交通省北海道開発局名寄河川事務所 電話番号：01654-3-3177
- ・ 直轄砂防施設に関すること。
 - ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。
 - ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
 - ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
- (4) 上川総合振興局地域創生部地域政策課 電話番号：0166-46-5918
- ・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策等に関すること。
- (5) 参 考
- ・ 旭川開発建設部土別道路事務所 電話番号：0165-23-3146
 - ・ 陸上自衛隊名寄駐屯地 電話番号：01654-3-2137

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 参事（防災担当） （副総務部総務課）	北海道防災 情報システムへの入力	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話・スマートフォン保持者
総務部 総務課	緊急告知ラジオ		町内会
総合政策部 秘書広報課	ホームページ		PCユーザー等
総務部	登録制メール 登録制電話、FAX（ライデン）		事前登録者
本部長の指示	広報車		住民等（巡回ルート）
名寄消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン、電話又は電子メール		消防団
健康福祉部	電話又はFAX		要配慮者利用施設（※） 避難支援関係者
総合政策部 総務部	電話又はFAX		町内会 自主防災組織 避難支援関係者
総務部 参事（防災担当） （副総務部総務課）	電話		上川総合振興局 旭川開発建設部 札幌管区（旭川地方）气象台 名寄警察署、名寄消防署

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

（１）【警戒レベル３】 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
- こちらは、名寄市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※１に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※２、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。
- 避難所は〇〇を開設しています。

（２）【警戒レベル４】 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
- こちらは、名寄市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※１に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※３
- 避難所は〇〇を開設しています。

（３）警戒レベル５ 緊急安全確保の伝達文の例

- 【土砂災害発生が切迫している状況】
- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
- こちらは、名寄市です。
- 名寄市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※１に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害発生を確認した状況】

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
 - こちらは、名寄市です。
 - 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・ 警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

（４）緊急速報メールの文例

- 名寄市：警戒レベル〇 △△△△
 〇／〇 〇〇:〇〇
- 地区：〇〇地区
- 避難場所：〇〇小学校、〇〇会館
- 理由：土砂災害発生のおそれ
- 備考：〇〇地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください。
 詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

巻末資料Ⅰ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れたす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がりたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂が流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		・腐った土の臭いがする		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。

巻末資料Ⅱ 名寄市の土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

箇所番号	箇所名（所在地）	区 分	自然現象の種類
I-42-0130	東生沢川（名寄市風連町字東生）	土砂災害警戒区域	土石流
II-42-0140	東生二の沢川 （名寄市風連町字東生）	土砂災害警戒区域	土石流
II-42-0530	西風連の川 （名寄市風連町字西風連）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-001	曙一の沢川（名寄市字曙）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-002	曙二の沢川（名寄市字曙）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-003	曙三の沢川（名寄市字曙、字砺波）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-004	砺波一の沢川（名寄市字砺波）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-005	砺波二の沢川（名寄市字砺波）	土砂災害警戒区域	土石流
III-44-006	十線の沢川（名寄市字瑞穂）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0010	弥生坂の沢川（名寄市字弥生）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0020	弥生二の沢川（名寄市字弥生）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0030	弥生一の沢川（名寄市字弥生）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0040	東五号の沢川（名寄市字砺波）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0050	瑞穂の沢川（名寄市字瑞穂）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0060	十線の沢川（名寄市字瑞穂）	土砂災害警戒区域	土石流
I-44-0320	八幡の沢川（名寄市字智恵文）	土砂災害警戒区域	土石流
I-44-0320-1	八幡左の沢川（名寄市字智恵文）	土砂災害警戒区域	土石流
II-44-0330	東橋一の沢川 （名寄市字旭東）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土石流
II-44-0340	東橋二の沢川 （名寄市字旭東）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土石流
II-4-63-1579	風連東生 （名寄市風連町字東生）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
II-4-64-1580	風連日進 （名寄市風連町字日進）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
II-4-65-1581	名寄中名寄 （名寄市字朝日）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
4-7-229	中名寄（名寄市字旭東、字日彰）	土砂災害警戒区域	地すべり
4-8-230	旭東（名寄市字智恵文）	土砂災害警戒区域	地すべり

4-9-231	名寄日の出（名寄市字智恵文）	土砂災害警戒区域	地すべり
4-46-470	旭東（隣接）（名寄市字智恵文）	土砂災害警戒区域	地すべり
〈3〉-4-221- 221-0001	砺波 （名寄市字砺波、字瑞穂、字内淵）	土砂災害警戒区域	地すべり
4-47-471	上名寄（名寄市字朝日）	土砂災害警戒区域	地すべり

緊急割り込み放送等（緊急告知ラジオ）

運用マニュアル

（割り込み放送・国民保護・自然災害・各種リスク編）

令和5年3月29日

名 寄 市

《 目 次 》

1	自動起動ラジオの運用の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	緊—3
2	緊急告知ラジオの緊急割り込み放送及び自動起動の運用・・・・・・・・	緊—3
3	防災ラジオ配布対象及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	緊—3
4	平時における割り込み放送試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・	緊—4
5	割り込み放送及び自動起動する情報の種別・・・・・・・・・・	緊—4
6	緊急割り込み放送を行う場合の担当・・・・・・・・・・	緊—7
7	FM 放送事業者による協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・	緊—8

巻末資料

I	緊急告知ラジオ割り込み放送フロー図（災害・リスク編）・・・・・・・・	緊—9
II	緊急告知ラジオが自動起動した場合のフロー図（国民保護・リスク編）・・・・・・・・	緊—9

1 自動起動ラジオの目的

緊急告知ラジオの運用は、災害対策基本法に基づく自然災害等及び国民保護法に関すること並びにその他のリスク発生時における多様な情報伝達手段のうち、その一つと位置付け、住民の共助の力を借りた情報伝達を行うことで各個人等の命を守る行動に役立つことを目的とする。

2 緊急告知ラジオの緊急割り込み放送及び自動起動の運用

緊急告知ラジオの割り込み放送及び自動起動の運用は次のとおりとする。

（１）自然災害等の際の避難情報の強制割り込み放送による伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、気象情報の一部及びその他各種リスク発生の際の情報伝達

（２）国民保護(国民保護法)に関する緊急告知ラジオの自動起動放送

弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ大地震、洪水、特別警報(大雨)、特別警報(地震)

（国民保護法による情報伝達とし、自動起動する場合の条件は、総務省消防庁から示されている起動条件項目とする。）

3 防災ラジオの配布対象及び管理

（１）緊急告知ラジオの配布対象

名寄市内の各町内会

（２）管 理

緊急告知ラジオの管理は各町内会において責任をもって行うものとする。緊急告知ラジオの自動起動及び緊急割り込み放送がある場合は、町内会の範囲の住民に対し、出来る限り情報伝達を行うよう努めるものとする。

（災害時の情報収集は、緊急速報メール、テレビの防災情報(リモコンのDボタンによる情報)、電話連絡、市、警察署及び消防署の広報車等が用意されているため、ラジオの緊急割り込み等の放送は情報収集の一つとして運用するものとする。）

4 平時における割り込み放送試験

- (1) 平時の運用については、FM放送事業主と協議し別に定めるものとする。
- (2) 市の各部において、所管する事務に関わる災害時・各種リスク発生時に備えて、平時から操作に慣れるよう努めるものとし、第7項に規定する課の責任において割り込み放送を行うものとする。

5 割り込み放送及び自動起動する情報の種別

緊急割り込み放送及び自動起動する情報の種別は次に定めるものを基本とする。

- (1) 災害編及び気象情報に係る緊急割り込み放送を実施する場合

気象情報の発表時及びさらに天候の悪化が予想される場合において、災害対策本部長が必要と認めた次の項目について、緊急割り込み放送（手動及び自動起動）を行うことができる。

ア 避難情報

情報の種別	伝達を行うレベル・伝達する内容	緊急割り込みの方法
警戒レベル3 高齢者等 避難	1 災害対策本部による避難情報の発令が決定がされた場合	手動による放送
警戒レベル4 避難指示	2 ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。	手動による放送
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫した際に、直ちに安全を確保する旨の情報を伝達する。（命を守るための最善と考えられる緊急安全確保を呼びかける）	手動による放送

イ 気象情報等

情報の種別	提供元	説 明	主な提供システム	緊急割り込みの方法
土砂災害警戒 情報	気象庁 と道の 共同発 表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	・北海道土砂災害警戒システム ・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム	手動による放送
大雨特別警報 （大雨単独） （大雨単独 以外） 警戒レベル5 相当情報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という標記で発表される。	・北海道防災情報システム ・気象庁HP	・Jアラート動作による自動起動による放送（登録されている合成音声による放送） ・手動による放送
記録的短時間 大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	・防災情報提供システム	手動による放送
地 震	気象庁	震度5弱から推定震度7までの地震 （上川北部の地域で発生した、上記地震全てが対照となる）	・北海道防災情報システム ・気象庁HP ・防災情報提供システム	・Jアラート動作による自動起動による放送（登録されている合成音声による放送） ・手動による放送

(2) 各種リスクに関する情報

緊急割込み放送が可能な情報の種別は次にとおりとする。

リスク区分	緊急割込み放送を行うかどうかの判断基準	緊急割込みの方法
PM2.5の発生時	- PM2.5の発生がおき、なおかつ健康に影響がでると市民部長若しくは市長が判断し、市民に周知が必要であると判断したとき。 （ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、災害の起きている地域において、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。）	手動による放送
感染症発生時	- 所管課（健康福祉部）が名寄市感染症危機管理対策本部の決定又は市長の判断により、市民の広範囲に影響のある場合に放送を行う場合 （ただし、緊急告知ラジオ以外の情報伝達が有効である場合で、災害の起きている地域において、確実に情報伝達が行われている場合は、この限りでない。）	手動による放送
大規模な火災等の発生	- 大規模火災の発生時において、名寄市長の判断により緊急割込み放送を行うことができる。 （災害対策基本法による災害対策本部の体制に関わるとき）	手動による放送
大規模テロの発生	- 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 （国民保護法）	Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送）
弾道ミサイル攻撃、航空攻撃情報等の発生	- 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 （国民保護法）	- Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送） ・手動による放送
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	- 総務省消防庁等の関係機関の情報に基づき市長が必要と認めた場合 （国民保護法）	- Jアラート動作による自動起動による放送 （登録されている合成音声による放送） ・手動による放送

6 緊急割り込み放送を行う場合の担当

（１）強制割り込み放送による情報伝達の担当は次のとおりとする。

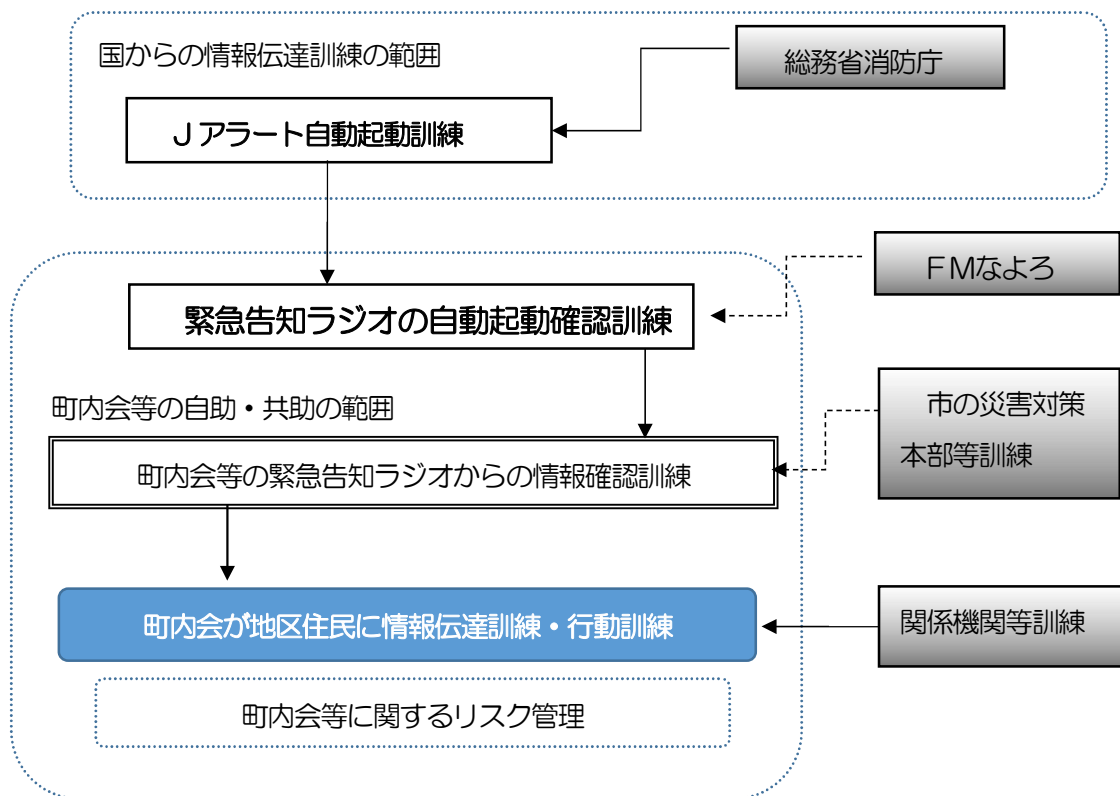
災害・リスク	担当(部・課)
災害対策本部(自然災害等)	総務部(総務課、防災担当)
国民保護に関すること	総務部(防災担当)
感染症に関すること	健康福祉部(保健センター)
PM2.5に関すること	市民部(環境生活課)
火災等に関すること	名寄消防署

※ 上記に規定のされていない災害及びリスク発生時は、市長の指示によりリスク発生を所管する課が割り込み放送を担当するものとする。

（２）平時の訓練等の担当

種 別	主たる担当(部・課)
Jアラート情報伝達訓練(発信)	総務部(防災担当)
FM通信設備及び防災ラジオ関係(町内会)	総務部(防災担当)
自動割り込み放送訓練	上記の表の担当

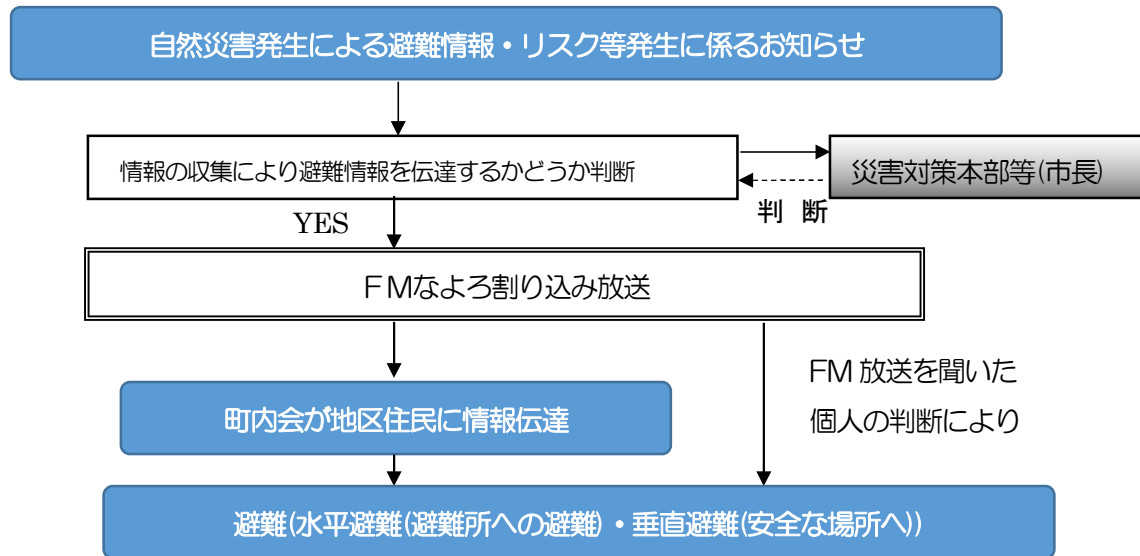
分担イメージ図



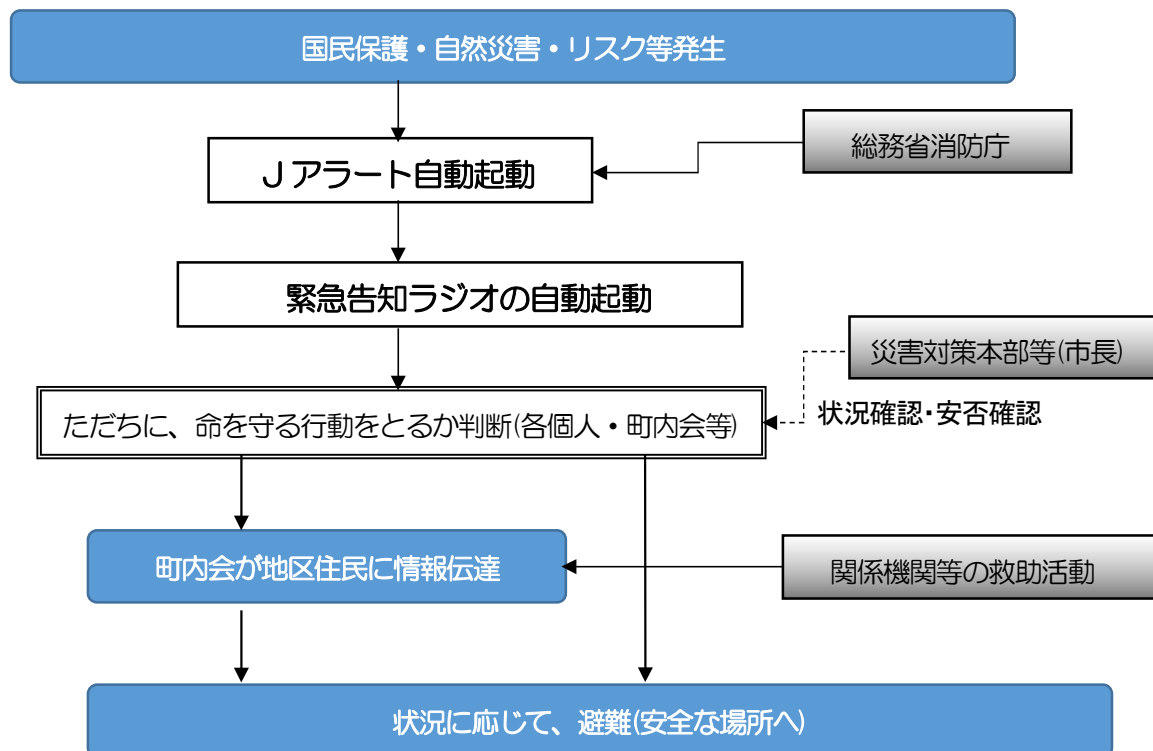
7 FM放送事業者による協力

- （１）災害が発生した際に、FM 放送事業者は、常に緊急割り込み放送に配慮するものとし、市長等の求めに応じ通常放送においても協力しなければならない。
- （２）通常放送における、緊急に係る周知の放送に当たっての各種基準は、FM 放送事業者において定める。

巻末資料Ⅰ 緊急告知ラジオ緊急割り込み放送フロー図（災害・リスク編）



巻末資料Ⅱ 緊急告知ラジオが自動起動した場合のフロー図（国民保護・リスク編）



資 料 編

名寄市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 25 号

改 正

平成 25 年 3 月 4 日 条例第 9 号

名寄市防災会議条例

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名寄市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 名寄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2） 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
 - （3） 北海道知事の部内職員のうちから市長が指名する者
 - （4） 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6） 教育長及びその部内のうちから市長が指名する者
 - （7） 上川北部消防事務組合の職員及び消防団長のうちから市長が任命する者
 - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者

（９） 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が任命する者

６ 委員の定数は、40 人以内とする。

７ 第 5 条第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

８ 前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２ 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の隊員、北海道の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（部会）

第 5 条 防災会議は、特定の部門に属する問題を処理するため、部会を設けることができる。

２ 部会は、あらかじめ防災会議から付託された議案について審議し、及び部会の所掌に係る防災会議に建議することができる。

３ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

４ 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

５ 部会長は、部会の事務を掌理する。

６ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

７ 部会が所掌すべき事務及び部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

（議事等）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 4 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資 料 編

名 寄 市 防 災 会 議 運 営 規 程

（趣旨）

第1条 この規程は、名寄市防災会議条例（平成18年名寄市条例第25条、以下「防災会議条例」という。）第6条の規定により、名寄市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副市長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

（委員の代理）

第4条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（議事）

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（委員の異動報告）

第6条 防災会議条例第3条第5項第1号から第8号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、総務部防災担当において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

資 料 編

名寄市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 26 号

改 正

平成 18 年 12 月 1 日条例第 242 号

平成 25 年 3 月 4 日条例第 9 号

平成 30 年 5 月 10 日条例第 17 号

名寄市災害対策本部条例

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 2 第 8 項の規定に基づき、名寄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、部員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部に災害対策本部員その他職員を置き、市の職員のうちから市長が任命し、災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員を置くことができる。

2 現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年12月1日条例第242号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（30年5月10日条例第17号）

この条例は、平成30年5月16日から施行する。

資 料 編

名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、名寄市における地域の自主防災組織の設立促進及び組織強化のために交付する名寄市自主防災組織支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自主防災組織 町内会又は複数の町内会の連合体を母体とし、市民が自主的に当該地域の特性に応じた防災活動を行うために規約又は連絡系統図等により平常時及び災害時における活動を明確に示している団体で、名寄市自主防災組織設立届出書（様式第1号）により市長に届出があったものをいう。ただし、自主防災組織の設立を予定しているものは、設立後、速やかに届け出ることとする。
- （2） 防災資機材 別表第1に掲げるものをいう。
- （3） 地域資機材整備事業 自主防災組織がその活動に必要な防災資機材を整備する事業をいう。
- （4） 地域防災活動事業 自主防災組織が行う災害予防及び啓発活動、訓練活動及び研修活動をいう。

（補助対象者）

第2条の2 補助対象者は、自主防災組織及び自主防災組織の設立を予定しているもの（以下「自主防災組織等」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、別表第1に掲げる防災資機材の整備事業に要する経費及び別表第2に掲げる地域防災活動事業に要する経費とし、それぞれの事業ごとに1自主防災組織等につき年度ごと1回を限度とする。ただし、防災資機材の整備に要する経費については、災害等の発生により市長が特に認めた場合は、この限りではない。

（補助金の額及び交付回数）

第4条 補助金の額は、前条に規定する当該事業の対象経費の総額に別表第1及び別表第2に規定する補助率を乗じた額とし、6万5,000円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 市長は、限度額の範囲内で前条に規定する当該事業ごとに補助金を交付することができる。

（交付の申請）

第5条 自主防災組織（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第3号）
- （2）見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- （3）名寄市自主防災組織設立届出書（様式第1号）（設立している場合）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（事業内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、名寄市自主防災組織支援事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに名寄市自主防災組織支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第8号）
- （2）補助対象経費の領収書又は請求書の写し
- （3）事業の実施が確認できる写真
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（資機材の適正な管理）

第10条 当該事業により防災資機材を整備した補助事業者は、当該資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月17日告示第1032号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日告示第1005号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条―第4条関係）

区分	物品名	補助率
(1) 組織準備用資機材	自主防災組織用被服、ヘルメット、ヘッドライト等	補助対象経費の3分の2
(2) 情報伝達及び情報収集用資機材	携帯型無線機、携帯ラジオ、メガホン、トランシーバー等(緊急告知ラジオ及びラジオ受信アンテナについては、郊外地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域以外の区域をいう。）で危険箇所及びラジオの難聴区域があり、難聴対策として有効な場合に限る。)	
(3) 消火用資機材	消火器、三角消火バケツ等	
(4) 救助用資機材	シャベル、つるはし、スコップ、ハンマー、くい、ロープ、バール等	
(5) 避難用資機材	懐中電灯、発電機、投光器、コードリール、リヤカー、腕章等	
(6) 救護活動資機材	担架、救急医療用具、車いす、毛布、防水シート、テント等	
(7) 給食・給水用資機材	炊飯設備、かま、なべ、非常食、給水タンク、備蓄燃料等	
(8) その他資機材	土のう袋等の防災上有効なものとして市長が認める資機材	

別表第2（第2条―第4条関係）

区分	内容	補助率
(1) 災害予防及び啓発活動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費 (例) 避難に係る個別計画の作成及び避難支援に要する経費、啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料の購入費等	補助対象経費の3分の2（名寄市地域防災計画に定める範囲にそったもので市長が必要と認めるもの並びに防災に関する啓発のみのチラシ等の作成及び配布の場合は、補助対象経費の10分の10）
(2) 訓練活動	防災訓練の実施に要する経費 (例) 傷害保険に加入する場合の保険料、消火訓練の実施に要する燃料費、消火器充填費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費、材料費等	補助対象経費の3分の2
(3) 研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加（研修会への参加者は、組織等に所属し、町内会長等の推薦のある者とする。）に要する経費 (例) 講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費（受講料等、交通費等）等	補助対象経費の10分の10

資 料 編

各種協定書一覧

- 杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書
（名寄市と杉並区） 18. 07. 01
- 災害時における物資の供給に関する協定書
（名寄市と西條） 20. 03. 24
- 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書
（名寄市とイオン） 20. 03. 28
- 災害時における機器の調達に関する協定書
（名寄市とカナモト） 21. 07. 21
- 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
（名寄市と風連建設業協会） 21. 03. 02
- 大規模災害時における応急対策業務に関する協定
（名寄市と名寄建設業協会） 20. 12. 08
- 災害発生時における名寄市内郵便局と名寄市の協力に関する協定
（名寄市と市内郵便局） 20. 08. 10
- 災害発生時における名寄市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急復旧活動の支援に関する協定（名寄市と北海道エルピーガス災害対策協議会） 22. 05. 20
- 北海道地方における災害時の応援に関する申合せについて
（名寄市と北海道開発局長） 22. 05. 26
- 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書
（名寄市とコカ・コーラボトリング） 22. 12. 01
- 災害時における物資の供給等防災に関する協力協定
（北海道とホームック） 23. 03. 23
- 災害時における燃料供給等に関する協定書
（名寄市と上川北部石油業協同組合） 23. 08. 30
- 名寄市特別養護老人ホーム清峰園・風連特別養護老人ホームしらかばハイツの災害時における避難援助協定書（名寄市と名寄市東地区連絡協議会・風連北栄町内会） 23. 09. 01
- 災害時応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書
（北海道と北海道トラック協会） 23. 10. 17
- 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
（北海道と北海道石油業協同組合連合会） 23. 12. 26

- 災害時緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定書（写し）
（名寄市とエフエムなよろ） 18. 06. 01
- 災害時における緊急・救援輸送等に関する協定書
（北海道と北海道旅客船協会） 24. 03. 27
- 災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定
（北海道と日糧製パン） 24. 03. 27
- 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定
（北海道と全国賃貸住宅経営協会） 24. 03. 27
- 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書
（北海道と北海道地区レンタカー協会連合会） 25. 03. 25
- 大規模災害時の連携にかかる協定書
（北海道と陸上自衛隊北部方面隊） 24. 06. 07
- 災害時における帰宅者支援に関する協定書
（北海道と株式会社ダスキン（ミスタードーナツ店）） 24. 11. 01
- 名寄市と地域見守りたいネットワーク事業に関する協定書
（名寄市と市内業 12 社（新聞販売所、プロパンガス、佐川急便、ヤクルト、郵便局）） 24. 11. 29
- 名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書
（名寄市と南相馬市） 25. 02. 10
- 災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書締結について
（道北 9 市） 25. 04. 12
- 河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する協議メモ
（防災担当参事と河川事務所計画課長） 25. 07. 05
- 災害時における物資の供給に関する協定書
（北海道とファミリーマート） 25. 11. 22
- 災害時における船舶による輸送等に関する協定書
（北海道と日本内航海運組合連合会） 25. 09. 27
- 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書
（北海道と北海道行政書士会） 26. 01. 29
- 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定書
（北海道と AIRDO） 26. 01. 29
- 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」（北海道と市町村） 20. 06. 10
- 災害等の発生時における名寄市と北海道電気保安協会との応急・復旧活動の支援に関する協定（名寄市と北海道電気保安協会） 26. 02. 20

- 北海道財務局との「災害時の応援に関する協定（写し）」
（北海道財務局長、北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長の4者締結）26.03.28
- 災害等時における物資の緊急・救護輸送に関する協定
（名寄市と旭川地区トラック協会）26.12.24
- 上川地方建設業協会連絡協議会との災害時における応急対策に関する協定
（北海道と上川地方建設業協会連絡協議会）27.08.17
- 土砂災害の発生に関する情報提供に係る上川総合振興局とヤマト運輸株式会社の協定
（上川総合振興局とヤマト運輸株式会社）27.10.26
- 災害時における応急対策業務に関する協定
（上川総合振興局管内市町村・上川地方建設業協会連絡協議会）27.10.30
- 豊栄川遊水地管理運営協定
（豊栄川遊水地管理）28.04.01
- 災害時における物資の供給に関する協定
（北海道とコストコホールセールジャパン株式会社）28.06.20
- 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
（名寄市と東日本電信電話株式会社）29.01.23
- 災害時における協力体制に関する協定
（北海道と一般社団法人北海道土木コンクリートブロック協会）29.01.27
- 災害発生時における宿泊施設の利用に関する協定
（北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合）29.01.27
- 災害時における段ボール製品の調達に関する協定
（北海道と東日本段ボール工業組合）29.03.10
- 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
（名寄市と株式会社セブン・イレブン・ジャパン）29.04.07
- 災害時における相談業務の応援に関する協定」の締結について
（北海道と北海道弁護士連合会等7団体）29.06.02
- 北海道立サンピラーパーク交流館を指定避難所とするにあたっての確認書
（名寄市と北海道）29.07.21
- 災害時における物資の保管等に関する協定
（北海道と苫小牧地区倉庫協会）29.07.24
- 災害時における相互協力に関する協定書
（北海道と北海道公立大学法人札幌医科大学）29.12.20
- 道への市町等消防職員派遣に関する協定書「標準様式」の一部改正について（通知）” ”
（上地政第3645号）30.01.09

- ハイヤーによる避難者移送等に関する協定
（名寄市と上川北部ハイヤー協会名寄支部） 30. 02. 13
- 災害時における物資供給に関する協定
（名寄市とNPO法人コメリ災害対策センター） 30. 10. 30
- 災害に係る情報発信等に関する協定
（名寄市とヤフー株式会社） 01. 09. 01
- 災害時における機器供給の協力に関する協定
（名寄市と株式会社共成レンテム） 01. 10. 08
- 天塩川水系治水協定
（名寄市と構成8つの団体・市町）《建設水道部》 02. 05. 28
- 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定（圏域生活基盤維持対策）
（名寄市・士別市と構成11町村）《総合政策部》 02. 12. 24
- し尿等処理に係る相互支援協定
（名寄地区衛生事務組合と構成4団体）《市民部》03. 04. 01
- 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
（名寄市と社会福祉法人名寄市社会福祉協議会） 03. 07. 02
- し尿等処理に係る相互支援協定
（名寄地区衛生事務組合と士別市）《市民部》03. 08. 02
- 大規模災害時における相互協力に関する協定
（名寄市と北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社） 03. 12. 16
- 大規模災害時における相互協力に関する協定
（名寄市と東日本電信電話株式会社北海道事業部） 04. 05. 31
- 災害における無人航空機の運用に関する協定
（名寄市とコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー） 04. 11. 22
- 災害時等での施設利用の協力に関する協定
（名寄市と株式会社ダイナム） 05. 05. 09
- 防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築に関する協定
（名寄市と公益財団法人B＆G財団） 05. 05. 16
- 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定
（名寄市と一般社団法人日本ムービングハウス協会） 05. 06. 19
- 災害時における「道の駅もち米の里☆なよろ」の防災拠点化に関する協定
（名寄市と北海道開発局旭川開発建設部） 05. 08. 31